

付 属 資 料

1. 調査日程詳細
2. ミニッツ（写）
3. PDM
4. プロジェクト活動年表
5. 評価グリッド
6. インタビュー結果
 - 6-1 各村落グループ
 - 6-2 各市持続的村落開発チーム
7. 評価結果会出席者リスト
 - 7-1 行政
 - 7-2 村落住民
8. その他参考資料
 - 8-1 組織図：SDR ソコヌスコ支局
 - 8-2 SAGARPA チアパス州ソコヌスコ支部
 - 8-3 アカコヤグア市
 - 8-4 タパチュラ市
 - 8-5 ツサンタン市
 - 8-6 ウニオン・フアレス市
 - 8-7 持続的農村開発和訳

日数	月日	曜日	時間	日程				
				総括 (河合)	農村開発 (清家)	社会経済 (狐崎)	評価分析 (佐藤)	計画管理 (小谷)
1	8/15	月					東京→MEXICO D.F.	
2	8/16	火		09:30 事務所打合せ			09:30 事務所打合せ D.F. (11:15 MX1115) →タバチュラ (13:10) プロジェクトチームへの調査内容説明、協議 (或いはUJ市村落見学) ソコヌスコ地域C/P機関への調査内容説明、協議。	09:30 事務所打合せ D.F. (11:15 MX1115) →タバチュラ (13:10) プロジェクトチームへの調査内容説明、協議 (或いはUJ市村落見学) ソコヌスコ地域C/P機関への調査内容説明、協議。
3	8/17	水					09:00 SDRタバチュラ支局インタビュー 10:00 SAGARPAタバチュラ支局インタビュー 11:30 高砂専門家インタビュー 15:00 プロジェクト事務所関係者 (SDR) インタビュー	09:00 SDRタバチュラ支局インタビュー 10:00 SAGARPAタバチュラ支局インタビュー 11:30 高砂専門家インタビュー 15:00 プロジェクト事務所関係者 (SDR) インタビュー
4	8/18	木					10:00 プロジェクト事務所関係者に対する説明 12:00 柳原専門家インタビュー 14:00 土岐隊員インタビュー 09:30 安中隊員インタビュー PM 渡辺専門家インタビュー 16:00 プロジェクト事務所関係者 (SAGARPA) インタビュー 18:00 SDR顧問、SDRタバチュラ支局長、SAGARPAタバチュ	10:00 プロジェクト事務所関係者に対する説明 12:00 柳原専門家インタビュー 14:00 土岐隊員インタビュー 09:30 安中隊員インタビュー PM 渡辺専門家インタビュー 16:00 プロジェクト事務所関係者 (SAGARPA) インタビュー 18:00 SDR顧問、SDRタバチュラ支局長、SAGARPAタバチュ
6	8/20	土					AM 丸山隊員インタビュー	タバチュラ (13:55 MX1072) →D.F. (15:30)
7	8/21	日					調査結果作成・資料整理	
8	8/22	月			東京→MEXICOD.F. 21:00 団内打合せ	東京→MEXICOD.F. 21:00 団内打合せ	タバチュラ市周辺での資料・データ収集 タバチュラ (13:55 MX1072) →D.F. (15:30)	21:00 団内打合せ
9	8/23	火		09:30 打合せ	09:00 ホテル発 09:30 団長との打合せ D.F. (11:15 MX1115) →タバチュラ (13:10) 15:30 SDR顧問、SDRタバチュラ支局長、SAGARPAタバチュ 支部長への調査説明、打合せ		09:00 ホテル発 09:30 団長との打合せ D.F. (11:15 MX1115) →タバチュラ (13:10) 15:30 SDR顧問、SDRタバチュラ支局長、SAGARPAタバチュ 支部長への調査説明、打合せ	09:00 ホテル発 09:30 団長との打合せ D.F. (11:15 MX1115) →タバチュラ (13:10) 15:30 SDR顧問、SDRタバチュラ支局長、SAGARPAタバチュ 支部長への調査説明、打合せ
10	8/24	水			09:00 ホテル発 10:30 サン・ラファエル村着、調査		09:00 ホテル発 10:30 サン・ラファエル村着、調査	09:00 ホテル発 10:30 サン・ラファエル村着、調査
11	8/25	木			10:30 ホテル発 11:30 ルベン・ハラミジヨ村着 13:30 ルベン・ハラミジヨ村発 16:00 メキシコ側評価参加者に対する説明		10:30 ホテル発 11:30 ルベン・ハラミジヨ村着 13:30 ルベン・ハラミジヨ村発 16:00 メキシコ側評価参加者に対する説明	現地調査 タバチュラ (13:55 MX1072) →D.F. (15:30)
12	8/26	金			06:00 ホテル発 パベンクル村調査		06:00 ホテル発 パベンクル村調査	
13	8/27	土			調査結果整理・分析		調査結果整理・分析	
14	8/28	日			調査結果整理・分析		調査結果整理・分析	
15	8/29	月			AM プロジェクト月例会議出席 PM 第1回合同評価委員会 AM アカコヤグア市調査		AM プロジェクト月例会議出席 PM 第1回合同評価委員会 AM アカコヤグア市調査	
16	8/30	火			PM ロス・カカオス村調査 AM ツサンタン市調査		PM ロス・カカオス村調査 AM ツサンタン市調査	
17	8/31	水			PM ウニオン・フアレス市調査 AM タバチュラ市調査		PM ウニオン・フアレス市調査 AM タバチュラ市調査	
18	9/1	木			PM 追加補足調査 ミニッツ作成		PM 追加補足調査 ミニッツ作成	D.F. (11:15MX1115) →タバチュラ (13:10)
19	9/2	金			14:00 プロジェクトスタッフとの評価調査に係る打合せ		14:00 プロジェクトスタッフとの評価調査に係る打合せ	14:00 プロジェクトスタッフとの評価調査に係る打合せ
20	9/3	土			調査結果整理・分析		調査結果整理・分析	ミニッツ作成
21	9/4	日			調査結果整理・分析		調査結果整理・分析	ミニッツ作成
22	9/5	月			10:00 第2回合同評価委員会、ミニッツ草案提出 14:00 プロジェクトC/P、プロジェクト事務所スタッフへのイ		10:00 第2回合同評価委員会、ミニッツ草案提出 14:00 プロジェクトC/P、プロジェクト事務所スタッフへのイ	10:00 第2回合同評価委員会、ミニッツ草案提出 14:00 プロジェクトC/P、プロジェクト事務所スタッフへのイ
23	9/6	火		09:30 事務所打合せ D.F. (11:15 MX1115) →タバチュラ (13:10) PM 団内打合せ	AM 追加補足調査 PM 団内打合せ	09:00 ホテル発 09:30 事務所打合せ D.F. (11:15 MX1115) →タバチュラ (13:10) PM 団内打合せ	AM 追加補足調査 PM 団内打合せ	AM 追加補足調査 PM 団内打合せ
24	9/7	水		10:00 第3回合同評価委員会【最終擦り合わせ】	10:00 第3回合同評価委員会【最終擦り合わせ】	10:00 第3回合同評価委員会【最終擦り合わせ】 サン・ラファエル村補足調査	10:00 第3回合同評価委員会【最終擦り合わせ】	10:00 第3回合同評価委員会【最終擦り合わせ】
25	9/8	木		ミニッツ協議	ミニッツ協議	ミニッツ協議	ミニッツ協議	ミニッツ協議
26	9/9	金		調査結果報告及びミニッツ署名式	調査結果報告及びミニッツ署名式	調査結果報告及びミニッツ署名式	調査結果報告及びミニッツ署名式	調査結果報告及びミニッツ署名式
27	9/10	土		タバチュラ (13:55 MX1072) →メキシコシティ (15:30)	タバチュラ (13:55 MX1072) →メキシコシティ (15:30)	タバチュラ (13:55 MX1072) →メキシコシティ (15:30)	タバチュラ (13:55 MX1072) →メキシコシティ (15:30)	タバチュラ (13:55 MX1072) →メキシコシティ (15:30)
28	9/11	日		報告書 (案) 取り纏め	報告書 (案) 取り纏め	報告書 (案) 取り纏め	報告書 (案) 取り纏め	報告書 (案) 取り纏め
29	9/12	月		事務所、大使館報告	事務所、大使館報告	事務所、大使館報告	事務所、大使館報告	事務所、大使館報告
30	9/13	火			メキシコシティ→	メキシコシティ→	メキシコシティ→	
31	9/14	水			東京	東京	東京	

**MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF THE UNITED MEXICAN STATES
AND THE GOVERNMENT OF THE STATE OF CHIAPAS
ON THE TECHNICAL COOPERATION PROJECT ON
THE ASSISTANCE PLAN FOR SMALL PRODUCERS IN "EL SONONUSCO" REGION,
THE STATE OF CHIAPAS**

The Japanese Final Evaluation Team (hereinafter referred to as "the Team,") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") visited Mexico from August 15th, 2005 to September 9th, 2005, with the purpose of evaluating the implementation on the achievements of the Project of the Japanese Technical Cooperation Project for the Assistance for Small Producers in Soconusco Region, the State of Chiapas (hereinafter referred to as the Project.)

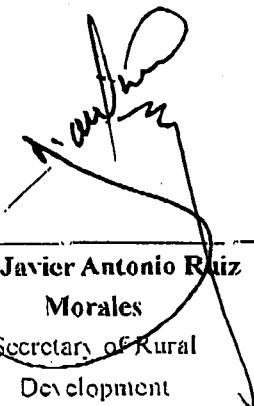
During the evaluation period, the Team organized a Joint Evaluation Team (hereinafter referred to as E valuators) consisted of all together with the Mexican counterparts. The Evaluators revised the performance and the achievement of the Project through field visits, questionnaires and interviews, likewise, they held a series of conversations with the relevant authorities at the Secretariat of Agriculture, Livestock, Rural Development, Fisheries and Food (hereinafter referred to as SAGARPA), from the Secretariat of Rural Development from State of Chiapas (hereinafter referred as to SDR), from the municipalities of Acacoyagua, Tapachula, Tuzantán, Unión Juárez, and their inhabitants, on the results of evaluation, exchanging opinions on the activities of the Project to comply with the agreed Record of Discussions signed on February 11th 2003.

As a result of the Joint Evaluation, both sides agreed on the descriptions referred in the attached documents and agreed on the reporting the results to their respective Governments.

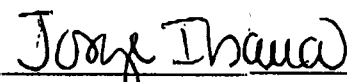
Likewise, after the Joint Evaluation, JICA Mexico Office and the signing Mexican Authorities, confirm the necessity of cooperation during the second phase for the Project, which application was presented to the Japanese Authorities.

This document has been prepared in duplicate in Spanish and English languages, being both texts equally authentic. In the case of any divergence in interpretation, the text in English shall prevail.


Tapachula, Chiapas, Mexico, September 9th, 2005




Ing. Javier Antonio Ruiz
Morales
Secretary of Rural
Development
Government of the State of
Chiapas, Mexico



Dr. Jorge Ibarra Salazar
Director General for Technical
and Scientific Cooperation
Secretariat of Foreign Affairs.
Mexico

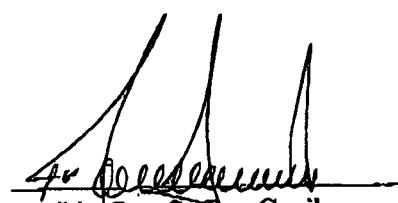


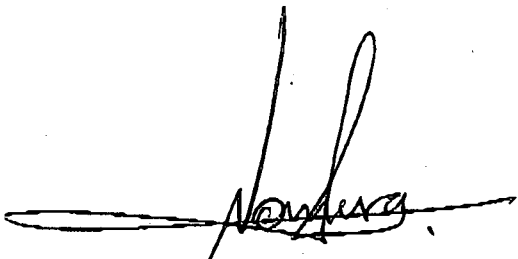
Lic. Koji Kawai
Director General of the Japan
International Cooperation
Agency in Mexico

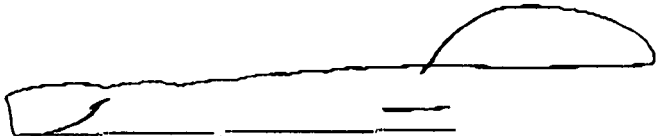


Dr. Victor Manuel Villalobos Arambula
Coordinator for International Affairs
SAGARPA, Mexico

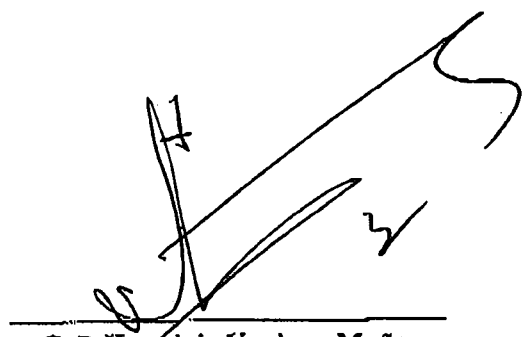
M. Sc. Sergio Rodriguez Gelfenstein
Coordinator for International Relations
Government of the State of Chiapas, Mexico


Lic. Serafin Paz Garibay
Delegate of SAGARPA in the State of Chiapas Mexico


Ing. Jose Martin Nomura Hernandez
Constitutional Municipal President of Acacoyagua
Chiapas, Mexico


Dr. Angel Barrios Zea
Constitutional Municipal President of Tapachula
Chiapas, Mexico

C. Didier Rojas González
Constitutional Municipal President of Tuzantán
Chiapas, Mexico


C. P. Herminio Verdugo Muñoz
Constitutional Municipal President of Union Juarez
Chiapas, Mexico

FINAL EVALUATION REPORT

**TECHNICAL COOPERATION PROJECT ON
THE ASSISTANCE PLAN FOR SMALL PRODUCERS-
IN "EL SONONUSCO" REGION, THE STATE OF CHIAPAS**

Ing. Javier Antonio Ruiz Morales
Representative of the Evaluators of Mexico
Secretariat of Rural Development
States of Chiapas

Lic. Koji Kawai
Representative of the Evaluators of Japan
Resident Representative
JICA Mexico

CONTENTS

1. INTRODUCTION

- 1.1. Preface
- 1.2. Objectives
- 1.3. Evaluators
- 1.4. Schedule of the Evaluators

2. METHODOLOGY OF EVALUATION

- 2.1 Overview
- 2.2 Criteria for the Evaluation
- 2.3 Evaluation Design and Questions
- 2.4 Methodology of the Collection of Data and Analysis

3. EVALUATION RESULTS IN ACCORDANCE WITH 5 CRITERIA

- 3.1. Relevance
- 3.2. Effectiveness
- 3.3. Efficiency
- 3.4. Impact
- 3.5. Sustainability

4. CONCLUSION

5. LESSONS LEARNED AND RECOMMENDATIONS

- ANNEX I PDM
- ANNEX II Plan of Implementation
- ANNEX III Evaluation Matrix



1. INTRODUCTION

1.1. Preface

The Project started in March 1, 2003, and will be completed on February 28, 2006. This time, with the remaining project period of approximately 6 months, the Japanese Final Evaluation Team dispatched by JICA visited Mexico from August 15th, 2005 to September 9th, 2005, for the purpose of evaluating the achievements of the Project. The evaluation has been undertaken jointly by the Evaluators.

1.2. Objectives of Evaluation

Objectives of evaluation are as below.

- 1) To recognize the inputs from the Mexican and Japanese counterparts allocated for the Project and summarize the achievements of the Project.
- 2) To execute a comprehensive evaluation on the achievements of the Project from the viewpoints of five evaluation criteria, which shall be detailed in the document.
- 3) To make recommendations for the future prospect of the Project and to obtain general lessons from the Project for the similar field of technical cooperation.
- 4) To conduct social impact assessment in order to investigate the impacts of the Project on the communities.

1.3. Evaluators

1.3.1. The Japanese Part

Lic. Koji Kawai, Director General, JICA Mexico Office

Dr. Masanobu Kiyoka, Senior Advisor in Rural Development, Institute of International Cooperation, JICA

Prof. Tomomi Kōzaki, Professor of the Department of Economics, Senshu University, Japan

Mtra. Minako Sato, Consultant in Evaluation Analysis, Japan

Lic. Tomoyuki Odani, Deputy Director, JICA Mexico Office

1.3.2. The Mexican Part

Ing. Javier Antonio Ruiz Morales, Secretary of Rural Development, Government of State of Chiapas, Mexico

Lic. Serafin Paz Garibay, Delegate of SAGARPA in the State of Chiapas, Mexico

Mtro. Jesús Velásquez Castillo, Director of National Implementation Projects, DGCTC, Secretariat of Foreign Affairs, Mexico

MSc. Sergio Rodríguez Gelfostein, Coordinator for International Relations, Government of State of Chiapas, Mexico

Ing. José Martín Nomura Hernández, Constitutional Municipal President, Acacoyagua

Dr. Ángel Barrios Zea, Constitutional Municipal President, Tapachula

Mr. Didier Rojas González, Constitutional Municipal President, Tuzantán

Mr. Herminio Verdugo Muños, Constitutional Municipal President, Unión Juárez

Ing. Rogelio J. Méndez Rojas, Advisor, Secretariat of Rural Development, Government of State of Chiapas, Mexico

MVZ. Henar Galicia Negrete, Regional Delegate of 08 Soconusco, Secretariat of Rural Development, Government of State of Chiapas, Mexico

Ing. Eulalio Fernández Bello, Head of Soconusco District, SAGARPA, Mexico

Lic. Juan Bernardo Orozco Sánchez, Head of the Department of International Economic Promotion, Coordination for International Affairs, SAGARPA

1.4. Schedule of the Evaluators (August 16, 2005 to September 9, 2005)

<u>Date</u>	<u>Schedule</u>
August 16	Arrival of the Japanese Evaluation Mission
August 17-21	Interviews with JICA experts and JOCV volunteers, SDR, SAGARPA
August 22-28	Interviews with Women's groups of San Rafael, Rubén Jaramillo, Tuzantán, Pavencul
August 29	1 st Meeting of the Evaluators (Mexican and Japanese sides)
August 30-4 Sep	Interviews with a Women's group of Los Cacaos and Municipality of Acacoyagua, Tuzantán, Unión Juárez, Tapachula
September 5	2 nd Meeting of the Evaluators (Mexican and Japanese sides)
September 6	Complementary Survey and Analysis of the Survey Results
September 7	3 rd Meeting of the Evaluators (Mexican and Japanese sides)
September 8	Joint Coordinating Committee: discussion on evaluation result and drafted Minutes of Meeting
September 9	Presentation of the Evaluation Result and Signing of the Minutes of Meeting in Tapachula
September 12	Report to Embassy of Japan Report to General Direction for Technical and Scientific Cooperation of Secretariat of International Relations and SAGARPA
September 13	Departure of the Japanese Evaluation Mission from Mexico
September 14	Arrival of the Japanese Evaluation Mission in Japan

2. Methodology of Evaluation

2.1 Overview

In line with the "JICA Project Evaluation Guideline," the Final Evaluation of the Project of Technical Assistance for Small Producers in Soconusco Region in Chiapas was conducted using Logical Framework Approach. The evaluation process consists with three steps, namely: i) adopting the logical framework (PDM: Project Design Matrix), which was prepared and signed in October 2003 between relevant Mexican authorities and JICA; ii) confirming and analyzing the present status of the Project on its achievement levels, adequacy of implementation process as well as causal relationships between the Project-related activities and the present status; and iii) examining the value of the Project against the criteria, namely, "relevance", "effectiveness," "efficiency," "impact," and "sustainability."

Though the above analysis, the evaluation team also specified factors that had promoted or hindered the achievement levels, so that the lessons learned from the Project can be applied to other similar projects as well as to the possible Follow-up of this Project.

2.2 Criteria for Evaluation

Definition of the five evaluation criteria that were used as viewpoints in analysis for the Final Evaluation is given below:

(1) Relevance:

The relevance was verified whether the "Overall Goal" and "Project Objectives," as stipulated in the PDM, are still in line, at the time of the evaluation, with the needs of the target group, the rural development policies in three different levels of Government, as well as selected solutions to the issues concerned of the strategy the Project has taken, and of the nature of the

Project as Japanese Official Development Assistance (ODA).

(2) Effectiveness:

The effectiveness was verified considering to what extent the Project has benefited or would benefit the target groups or the society. Effectiveness is measured to clarify specifically cost-effect relationship between the objectives and the outputs of the Project.

(3) Efficiency:

The efficiency was verified on the cost-benefit relationship in the Project, whether the Inputs were effectively utilized. More specifically, it was verified the relationship between timing, quality and quantities and the level of impact of the input in the expected results.

(4) Impact:

The impact was verified revising positive or negative changes produced as a result of the Project implementation.

(5) Sustainability:

The sustainability was verified based on self-reliance of the Project keeping in mind organizational, financial and technical criteria analyzing whether the benefits would continue after the conclusion of external assistance.

2.3 Evaluation Design and Questions

The Project plan was elaborated in the format of PDM, which was prepared and signed in October 2003. The Final Evaluation utilized Evaluation Matrix in accordance with 5 criteria above mentioned and prepared based on the PDM, which is attached as Annex I.

2.4 Methodology of the Data Collection and Analysis

The methodology for data collection used by the Consultant Specialist in Development and the Evaluators is as follows:

- (1) Revision of reports and documents.
- (2) Interviews with experts, volunteers from JICA, counterparts and other people relevant to the Project.
- (3) Interviews with women's groups in the 5 pilot communities in 4 municipalities.
- (4) Group interviews focused on each one of the Sustainable Rural Development Groups (hereinafter referred to as "SRDG"), which basically consist of SDR coordinators from the Municipal Councils, Director of Agriculture Promotion Bureau, and Human Development Institute, and investment promotion office of Municipalities. For the analysis of and interpretation of the collected data, 5 criteria were utilized as detailed in Annex III.

3. Evaluation Results in Accordance with 5 Criteria (details of the evaluation is included in the Annex III)

3.1. Relevance

Relevance of the Project was high for the following reasons;

- (1) The project is targeting State of Chiapas, whose marginality is one of the highest in the country.
- (2) The needs for the Project in these 4 municipalities are very high.....
- (3) The organization structure of the Project was well established.
- (4) The Project, in principal, targets small scale producers, who are not organized.
- (5) The number of participants in the groups is adequate and the contents of mini-projects are decided through participatory method, and the objectives of each mini-project satisfied the needs of group members.

- (6) Since the Japanese ODA's policy for Mexico includes "Integral Development for the Poor Communities," and that the priority of Japanese Strategic Plan of Cooperation for Mexico is "Reinforcement of Human Security and Poverty Reduction," the Project's objectives are consistent with the criteria of Relevance.

3.2. Effectiveness

Effectiveness of the Project was high for the following reasons:

- (1) Even though it is required to reinforce capacity building, capacities of the SRDGs have been improved to a certain level.
- (2) In each pilot community, there are positive results from mini-projects.
- (3) There is significant change of consciousness among women of the groups.


3.3. Efficiency

Overall, efficiency of the Project was high; however, there are some challenges to be faced.

- (1) At the first stage, the operation structure of the Project could not be established mainly due to the late dispatch of long-term expert for project management, which caused the delay of project operation such as the preparation of guideline on sustainable rural development
- (2) As far as the budget is concerned, since this project's magnitude is relatively limited. Nevertheless, being the Project's policy is utilizing existing resource as much as possible, which is consistent with the criteria of Efficiency.
- (3) Since Jan. 2005, new Municipal Presidents and SRDGs started to firmly function through the coordination with the SDR, the SAGARPA and the Project, which contributed to a better operation of the Project.

3.4. Impact

Overall, direct/indirect and positive impacts of the Project were identified; however, there are some challenges remained.

- (1) The life of women in the pilot communities has been improved gradually; and this improvement started in other communities, though it is still limited. The implementation of the Project is presenting the concept and methodology of the improvement of life (KAIZEN), which consists of empowerment of the communities' people so that they have consciousness of being agents for improving the level of their own lives with existing resources and with their own effort by organizing groups and improving communication at three levels of Government. This has brought an effective influence for all the involved people, who have worked with the Project. In addition, the men in the pilot communities also started to support the activities of women's groups.
 - (2) The Project at first had difficulties in organizing women's groups. However by organizing women's groups and work together in the mini-projects, officers of municipalities, counterparts, women themselves recognized that women also have a strong capacity as agent of development.
 - (3) Since the project involved women's groups in their activities, people's consciousness about the women's capacity in improving their lives in rural area became higher at least in pilot areas.
 - (4) After the municipality election in Dec. 2004, and due to the cooperation of new Municipal Presidents, SRDGs, the SDR, SAGARPA, the operational structure of the Project has been improved specially at municipality level.
- 

3.5. Sustainability

With regard to the overall sustainability, some concerns still remain.

- (1) SRDGs have a good diffusion mechanism. However, in order for them to continue the activities, they feel that they need more capacity development, necessary resources and the preparation of guidelines and/or manuals.
- (2) After the Project has been finished, the principal agents, which shall continue working on community activities, are the municipalities and the SRDGs, supported by SDR and SAGARPA. SRDG of each municipality has committed the continuation of the activities. Their only concern is that Municipal Presidents and officers, who are in charge of rural development, are changed every 3 years. However the Mexican side considers the continuation of the Coordinator of Municipal Council of Sustainable Rural Development.

4. Conclusion

The final evaluation confirms that the rural improvement activities of women have been steadily in progress at the selected 5 pilot communities in the 4 municipalities and the women's groups have also told to the Evaluators that they want to expand these activities. Further, it has been observed that women in other surrounding communities have started similar undertakings, encouraged by the women's groups in those five communities. SRDGs, in cooperation with the Project, are assisting these women in organizing themselves. This is an encouraging development. Evaluation results based on the five criteria are mostly satisfactory. The joint final evaluation team, therefore, concludes that the project objective is being achieved.

On the other hand, the final evaluation has identified issues and constraints through carefully examining the process of project formulation and implementation. These are analyzed and summarized into "Lessons Learned and Recommendations," which is attached to this document.

The Project has 6 months remaining until its end scheduled in February, 2006. Planned and intensive efforts are called for the successful completion of the Project. The SDR, the SAGARPA, four municipalities and other related agencies should take this opportunity to fully execute their organizational competency in the remaining period of 6 months. The joint evaluation team strongly encourages these agencies and the Project to further enhance cooperative relation for the shared goal of the successful project. The Team expects that the respective agencies will take those recommended actions presented in the "Lessons Learned and Recommendations," to make successful rural improvement widespread throughout the Soconusco.

5. Lessons Learned and Recommendations

Lessons learned and the recommendations are described in the following pages.

**TECHNICAL COOPERATION PROJECT ON
THE ASSISTANCE PLAN FOR SMALL PRODUCERS
IN "EL SONONUSCO" REGION, THE STATE OF CHIAPAS**

Lessons Learned

1. LEARNING FROM ACTUAL EXPERIENCE

The Evaluators appreciate that, unlike the conventional "transfer-of-technology" type of project, the Project is designed on the conceptual base of "Kaizen" with reference to the actual Japanese experiences. The Project, in the process of implementation, made full use of the visual aid including "Kaizen" videos and invited a short-term expert with the first hand experiences and knowledge of "Kaizen" extension. The Evaluators recognize that this visual, convincing approach has been effective and recommend that the approach should be referred to by the similar undertakings.

2. UTILIZING EXISTING RESOURCES

The Project utilizes the resources and systems already existing in the Soconusco Region and successfully raises consciousness, through working with community people and local development workers, to avail "what already exists for their use". The Evaluators appreciate that, starting from small but effective improvement (Kaizen), the Project has achieved positive results in improving rural life at the 5 pilot communities and managerial capacity of the 4 municipalities. In addition, of particular significance is successfully organizing community women who now have acquired strong sense of ownership and commitment to improve their lives. Their groups are not conventional groups of convenience formed merely for receiving outside assistance. All those participated in the Project including community people, municipal and state government staffs, appreciate this point.

It remains to be further expected includes:

- (1) institutionalization of the project achievement; and
- (2) capacity development

at the higher levels of administration, i.e., Soconusco SDR, SAGARPA Tapachula Office and State Government. Road map should, therefore, be prepared for the State Government to expand the Kaizen activities through Soconusco SDR in the whole Soconusco Region.

3. SELECTION OF PILOT COMMUNITIES

With regards to the timing and method of pilot community selection, the following should be pointed out as lessons for planning process of similar projects in future.

(1) The following aspects are required for selecting and determining the number of pilot communities.

- (i) Cost effectiveness. Due attention should be paid to the time and cost in transportation and communication particularly with remote communities.
- (ii) Consistency with project activities and outputs
- (iii) Relevance and significance as pilot for future expansion of target area.
- (iv) Scale of inputs both of the Mexican and the Japanese sides

The Evaluators suggest that with these aspects, both sides should discuss to identify the optimal timing of pilot community selection.

(2) Preliminary study Evaluators should be allowed to set aside an initial 6 months or one year of the project period for selecting pilot communities as well as confirming the project activities.

(3) Municipality, being the closest level of administration to the community, should be an integral participant for pilot community selection. This point should be emphasized to respect and support the decentralization as well as to generate the sense of ownership on the part of municipality.

4. EXECUTION SYSTEM

1) The PMO of the Project

The PMO of PAPROSOC (the Project) constitutes an intermediate form between the Taskforce Type PMO, which counts on consultants, which is very typical to Western donors, and a Matrix Type PMO. The Evaluators would like to take this opportunity to present the advantages and disadvantages of these 2 types of conventional PMOs in the table below.

	Operation Form	Advantages	Disadvantages
Taskforce Type	<ul style="list-style-type: none"> • Headed by one project manager • Staffed by members recruited in the market exclusively for the purpose of project • Structured outside of existing organization 	<ul style="list-style-type: none"> • Clear line of order and location and responsibility • Quick decision making can be done 	<ul style="list-style-type: none"> • No institutional memory of technology and experience
Matrix	<ul style="list-style-type: none"> • Structured within a 	<ul style="list-style-type: none"> • Institutional memory of 	<ul style="list-style-type: none"> • Critical importance of human

Type	counterpart organization with existing staffs • Dual heads: one for project management, and another for routine tasks of the counterpart organization	experience and technology • Effective use of organizational capacity of counterpart organization • Capacity development of existing staffs	relation between two heads • Unclear priority setting between project tasks and routine tasks
------	--	--	--

(i) Organization Capacity

The functions of the SDR include the coordination with other relevant institutions. Since the counterparts from the SDR in the Project has principal role as technical advisors in the Project, they have been principally working in the communities. As a result, the PMO was not able to make full use of the organizational capacity of the SDR for coordination.

(ii) Target of Capacity Development

The Project sets the main target of capacity development (CD) at the municipal and community levels and has been making good progress at these levels. In this respect, the disadvantages of Taskforce-type PMO have been overcome. However, the effects of project activities for CD have not fully reached to the levels of the SDR and the SAGARPA.

(iii) Flexibility

Matrix-type PMO, in many cases, cannot operate freely from the organizational framework of the counterpart agency. It should be noted that the Project's PMO, due to its intermediate characteristics, has enjoyed flexibility to approach to and work with any relevant agencies in the Soconusco Region, municipalities and communities. Further, its PMO is not attached to any sort of vested interests, and this is an important merit for avoiding outside pressure during its project period and ensuring sustainability. Two merits of the Taskforce-type PMO shown in the table above have also been observed in the Project's PMO.

2) JOCV & the Project

JOCV volunteers made a significant contribution for implementing projects efficiently and effectively at the community level. On the other hand, it cannot be denied that managerial burden on the part of JICA experts was increased while volunteers were, in one way or another, forced to provide their services within a given rigid framework of the Project. It is therefore judged that the operational relation between the JICA-assisted project and JOCV volunteers should be better designed so that both parties may produce reinforcing effects for the common objectives of rural development.

5. EXIT STRATEGY

The Project has clearly determined its exit strategy to produce a "Guideline" that is expected to be utilized by the SRDG. The Guideline may contain useful experiences and lessons learned through implementing the Project. Although the Evaluators highly appreciate the clear strategy, the Project's management should be urged to clearly figure out the preparation procedure of the Guideline.

6. PROJECT MANAGEMENT ON THE PART OF JICA

Due to the significant managerial reform of JICA that largely and gradually delegated the decision-making authority from the headquarters to the overseas office, management of the Project faced a series of confusion, especially during the period of its commencement. Communication and coordination between JICA headquarters and JICA Mexico Office were not good enough. As a consequence, project coordinator was not dispatched on time to leave an adverse effect on the Project. Further improvement should be expected in the procedure of decision-making, document management, communication and coordination.

A large, stylized handwritten mark, possibly a signature or initials, consisting of several overlapping diagonal lines.

RECOMMENDATION

1. Recommendation toward the Completion of THE PROJECT

1. CLEAR CONCEPTUALIZATION OF THE "GUIDELINE"

The Evaluators put forward a recommendation to the Project that shared process be put in place with the expected users of the Guideline: (1) to clearly conceptualize and define its purpose and contents; and (2) to figure out the methodologies of preparation and use of the Guideline. Primary users, i.e., SRDG members, should be encouraged to participate in this process so that the Guideline could be smoothly institutionalized in the municipal management.

2. REFERENCE TO THE LAW OF SUSTAINABLE RURAL DEVELOPMENT

The Law stipulates that the inter-ministerial committee shall establish several national agencies/organizations for sustainable rural development (SRD) including "National Agency for Technology Research and Transfer for SRD" and "National Information Agency for SRD".

The Evaluators recommend that SAGARPA, SDR and the Project jointly study the current status and operation of these national agencies to explore the possibilities of presenting the outputs of the Project through these agencies to the wider audience. Special attention should be paid to the "Information Unit" to be established at the rural development district level.

3. SUPPORT TO THE PILOT VILLAGES

It is recommended that the Municipal Assembly and Municipal Council for Sustainable Rural Development formally recognize the Project pilot community as a development model. The Evaluators also recommend the Municipal Government to officially integrate the SRDG in its administration to continue the supporting activities for the pilot community.

4. RESEARCH ON GENDER AND RURAL SOCIETY

The Project provides ample experiences to study the issues of enhancing rural improvement (Kaizen) through forming women's groups. In this respect, the Evaluators believe that the concept of social capital is a useful framework to analyze the existing women's groups and recommends JICA that the appropriate partnership should be formally established with the local competent research institution to study the issues mentioned above.



2. Recommendation for the Future

1. RECOMMENDATION TO THE STATE GOVERNMENT OF CHIAPAS

It is recommended to introduce the "movement for rural improvement (Kaizen)" through its policy initiative and institutional arrangement so that the impact of the Project can be wide spread in the State of Chiapas. The Evaluators expect that the following will be considered.

1) Creating "Rural Improvement Budget/Fund"

This is to meet the small-scale financial demand of the community to improve rural life. The Evaluators recognize the need of developing clear framework of operation and management of the Budget/Fund.

2) Assisting "Municipal Council for Sustainable Rural Development"

The Evaluators recognize that it is practically difficult for the nine ministerial representatives to attend all the municipal councils throughout the year. As a countermeasure, it should be considered that a sub-committee of the district council be established for both ministerial and municipal representatives to intensively discuss the issues related to rural development.

3) Establishing "Rural Improvement Unit" at the Soconusco SDR as a Model Institution

This Unit shall be established to inherit the PAPROSOC and assume the followings:

- to institutionalize the joint coordinating committee introduced by the Project, for widely exchanging rural development experiences among those concerned at different levels of administration;
- to organize sessions for SRDG staff and relevant agencies about the Law of Sustainable Rural Development and the stipulated functions of municipal council for sustainable rural development;
- to collect and disseminate information on available resources for rural improvement (Kaizen) and encourage local communities to make use of those resources; and
- others

2. RECOMMENDATION TO THE 4 (FOUR) PILOT MUNICIPALITIES

1) Institutionalizing public relation activity

The Project has introduced the municipal newsletter to disseminate administrative and development-related topics to the public. Information sharing is expected to form the foundation for cooperation between the public and municipal administration. It is therefore recommended for the municipalities to regularly appropriate budget for the publication of the newsletter.

2) Strengthening the functional competence of SRDG

The functional competence of MRDT shall be further strengthened to make efficient use of available resources as well as to conduct regular monitoring of the on-going projects. For this purpose, the Evaluators recommend the relevant Municipal Presidents to improve the mobility of SRDG through



effective measures such as allocating a municipal vehicle once a week for its operation.

3) Institutionalizing the use of "Guideline"

The Evaluators recommend that the Guideline be regularly referred to in the operation of SRDG so that the experience of the Project can be effectively used for future rural improvement (Kaizen).

3. RECOMMENDATIONS TO JICA

1) JOCV volunteers and the Project

The Evaluators recommend JICA to study appropriate form of cooperation between JICA-assisted project and JOCV volunteers.

2) Action after PAPROSOC

The Project will be terminated as scheduled. On the basis of the findings of terminal evaluation, the Evaluators recommend the JICA Mexico Office that assignment of an advisor be considered for monitoring and assisting the progress of recommended activities shown in this "Recommendation for the Future".



Annex I. Project Design Matrix (PDM)

Project Title: Plan for Assistance for Small-scale Farmers in the Region of Soconusco, Chiapas

Target Area: Municipalities of Tapachula, Acacoyagua, Unión Juárez y Tuzantán (Pilot Communities: Pavencul, Los Cacaos, San Rafael, Tuzantán y Ruben Jaramillo)

Target Group: Municipality Officials and community members of Tapachula de Acacoyagua, Unión Juárez y Tuzantán

Project Period: March 2003 – February de 2006

Date of Elaboration: July 28, 2003

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
Super Goal			
Projects for sustainable rural development are implemented in Soconusco, Chiapas.			
Overall Goal	<ul style="list-style-type: none"> By February 2009, 70% of community people participating in mini projects improve their living condition in the municipalities of Tapachula, Acacoyagua, Unión Juárez and Tuzantán. 	<ul style="list-style-type: none"> Monitoring report of the project team 	
The living condition of community people are improved in the municipalities of Tapachula, Acacoyagua, Unión Juárez and Tuzantán.			
Project Purpose	<ul style="list-style-type: none"> By February 2006, 2 mini projects start in each municipality of Tapachula, Acacoyagua, Unión Juárez and Tuzantán, satisfying criteria made by the project.. 	<ul style="list-style-type: none"> Report of COPLADEM of the four municipalities 	<ul style="list-style-type: none"> Policies on sustainable rural development don't drastically change.
Mini projects "on initiatives of the community and municipality" start at the communities other than pilot ones in the municipalities of Tapachula, Acacoyagua, Unión Juárez and Tuzantán.			
Outputs	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 80% of the applications are attended in each municipality by March 2005. 1-2 70% de community leaders have knowledge about the existing programs and requisites in each municipality by March 2005. 1-3 80% de community members are satisfied with the municipal services related to sustainable rural development in each municipality by February 2006. 2. In 80% of the mini projects in the five pilot communities, established objectives¹ are achieved by February 2006. 3. For 90% of the municipal officials engaged in rural development in the four municipalities, required time to obtain the response to the applications from the secretariats or other institutions are reduced by March 2005. 4. Guides are utilized by 90% of the municipal officials engaged in rural development in the four municipalities, for the diagnosis, planning, implementation and evaluation of min projects, by February 2006. 	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 Report of COPLADEM of the four municipalities 1-2 Monitoring report of the project team 1-3 Monitoring report of the project team 2. Monitoring report of the project team 3. Monitoring report of the project team 4. Activity reports of the direction of rural development in the four municipalities 	
<ol style="list-style-type: none"> 1. Municipal functions are improved for management of mini projects for sustainable rural development. 2. Positive results are produced by the mini projects in Pavencul, Los Cacaos, San Rafael, Tuzantán and Ruben Jaramillo. 3. Municipalities are supported more by secretariats and other institutions related to sustainable rural development (SDR, SAGARPA, etc.). 4. Guides are utilized by municipal officials, to improve the management of projects for the communities. 			

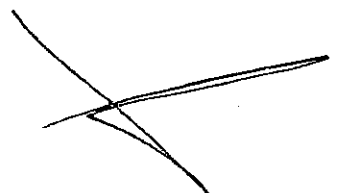
Activities	Inputs		
<p>1-1 Do diagnoses on the situation of sustainable rural development of the four municipalities.</p> <p>1-2 Elaborate the desirable steps for sustainable rural development.</p> <p>1-3 Study the Law of Sustainable Rural Development.</p> <p>1-4 Train municipal officials about methods/tools for sustainable rural development.</p> <p>2-1. (For each mini project) Do diagnosis in the communities.</p> <p>2-2. Plan mini projects in the communities.</p> <p>2-3. Organize the working groups for the mini projects.</p> <p>2-4. Realize the work for mini projects.</p> <p>2-5. Evaluate mini projects.</p> <p>3-1. Do diagnoses on the secretariats and institutions related to sustainable rural development.</p> <p>3-2. Elaborate information banks about the existing programs and operational regulations of the related secretariats and institutions.</p> <p>3-3. Realize inter-institutional meetings.</p> <p>4-1. Investigate possible forms of projects for sustainable rural development.</p> <p>4-2. Elaborate guides for sustainable rural development which are applicable for the four municipalities.</p> <p>4-3. Elaborate a list of capable resource persons.</p> <p>4-4. Train municipal officials about the use of the guides.</p>	<p><Mexican Side></p> <p>1. Assignment of counterpart personnel</p> <ul style="list-style-type: none"> - Project Director - Sub Project Director - Project Manager - Sub Project Manager - Project Staff (representatives of SDR and SAGARPA) <p>2. Assignment of assistant personnel</p> <ul style="list-style-type: none"> - Secretary - Driver <p>3. Provision of buildings</p> <ul style="list-style-type: none"> - Project office and its equipment <p>4. Running cost for the project</p> <p>5. Payment of Value-Added Tax (IVA)</p>	<p><Japanese Side></p> <p>1. Dispatch of experts</p> <p>1) Long-term experts</p> <ul style="list-style-type: none"> - Organizational Development - Project Management <p>2) Short-term experts</p> <ul style="list-style-type: none"> - Rural Investigations - (upon necessity) <p>2. Dispatch of JCOV</p> <ul style="list-style-type: none"> - Program Officer - Rural Development <p>3. Provision of equipment</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 cars - Office equipment <p>4. Complementary budget for the running cost</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Project participants don't dedicate much time to political activities. • Road conditions don't severely deteriorate during the rainy season.
			Pre-Conditions

Abbr.: SDR=Secretariat of Rural Development (Secretaría de Desarrollo Rural)
SAGARPA=Secretariat of Agriculture, Rural Development, Livestock, Fishery and Food (Secretaría de Agricultura, Gandería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación)
COPLADEM=Planning Committee for Municipal Development (Comité de Planeación para el Desarrollo Municipal)
INEGI=National Institute of Statistics, Geography and Information (Instituto Nacional de Estadística, Geografía e Informática)

In this project, various mini projects are implemented in the pilot communities. Objectives and indicators for each mini project are shown in Annex I-1.

Annex I-1: Objectives and Indicators of each Mini-Project

Indicators for Output 2 (Mini-Project of Vegetables)			Means of Verification
Community	Group	Objectively Verifiable Indicators	
Pavencul	Centro	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Cueva	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Bijahual	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Carrizal	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Pinal	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
Los Cacaos	Esfuerzos	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Noria	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Esperanza	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Grupo Cuatro	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
San Rafael	Paraíso	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Mujeres Unidas	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
Tuzantán	Las Lechugas	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Margaritas	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
	Gardenias	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)
Rubén Jaramillo	Rubén Jaramillo	80% of the group members acquire knowledge and techniques for cultivating vegetables by December 2003	Monitoring report of the project (by interviews)



Annex II. Schedule of Implementation

	2003												2004												2005												2006		
	M	A	M	J	J	A	S	O	N	D	J	F	M	A	M	J	J	A	S	O	N	D	J	F	M	A	M	J	J	A	S	O	N	D	J	F			
Output 1: Municipal functions are improved for management of mini projects for sustainable rural development																																							
1-1	Do diagnoses on the situation of SRD of the four																																						
1-2	Elaborate the desirable steps for SRD																																						
1-3	Study the Law of Sustainable Rural Development																																						
1-4	Train municipal officials about methods for SRD																																						
Output 2: Positive results are produced by the mini projects																																							
2-1	Do diagnosis in the communities																																						
2-2	Plan mini projects in the communities																																						
2-3	Organize the working groups for the mini projects																																						
2-4	Realize the work for mini projects																																						
2-5	Evaluate mini projects																																						
Output 3: Municipalities are supported more by secretariats and other institutions related to SRD																																							
3-1	Do diagnoses on secretariats and institutions related to																																						
3-2	Elaborate information banks																																						
3-3	Realize inter-institutional meetings																																						
Output 4: Guides are utilized by municipal officials, to improve the management of projects for the communities																																							
4-1	Investigate possible forms of projects for SRD																																						
4-2	Elaborate guides for SRD applicable for the four																																						
4-3	Elaborate a list of capable resource persons																																						
4-4	Train municipal officials about the use of the guides																																						

* SRD=sustainable rural development

**EVALUATION GRID OF FINAL EVALUATION OF THE TECHNICAL COOPERATION PROJECT ON
THE ASSISTANCE PLAN FOR SMALL PRODUCERS IN "EL SONONUSCO" REGION, THE STATE OF CHIAPAS**

5 EVALUATION CRITERIA	EVALUATION ITEMS		EVALUATION RESULTS
	PRINCIPAL ITEMS	SUB ITEMS	
RELEVANCE	Whether the 'Overall Goals' and 'Project Objectives' are still relevant at the time of the Final Evaluation in the target area.		<ul style="list-style-type: none"> The overall objectives of the project, which is "The livelihood of 4 municipalities (Tapachula, Acaoyagua, Union Juarez and Tusantán) in Soconusco Region in Chiapas," were achieved in the view of two factors cited below: <ul style="list-style-type: none"> -The project is targeting Chiapas, whose marginality in the region and the country is the lowest. -Moreover, the project selected 4 target municipalities, where the numbers of small producers called 'Ejidotes,' who are not organized are large.
	Whether the Project approach, the selection of target group are relevant (in terms of characteristics, contents, magnitude and gender point of view, etc.)	Are the needs of the target group and/or region? Could the cooperation structure among all the relevant organizations be adequately established? Was there any gender consideration in the project? The group size was adequate? Were the contents of the project was adequate in terms of project goals?	<ul style="list-style-type: none"> The needs for the project in these 4 municipalities are very high. The project's operational structure has been well established. The counterparts of the project are SAGARPA (Secretariat of Agriculture, Livestock, Fishery and Nutrition) and SDR (Secretariat of Rural Development), which is an execution agency under SAGARPA. The project and these counterparts are working together with Rural Development Group called 'Equipo' of each municipality, which consists of Agriculture and Livestock Promotion Department, Human Development Institute and a Coordinator, who is seconded to the municipality from SDR. These three groups are working together in the 5 pilot villages and executing mini-projects for organized female groups. The purpose of this activity is to strengthen the capacity of Equipo as well as female groups of each municipality in terms of rural development. The project, in principle, targets small producers, who are not organized. However, as described in the Sustainable Rural Development Law, the promotion of participation of women in rural development is so important that the project and counterparts organized women and execute mini-projects for capacity development of these women. Accordingly, gender issue in this project is highly considered. The number of each female group varies in these pilot villages. However, in general, the number of the participants in these groups is adequate and the contents of mini-projects are decided through participatory method, and the objectives of each mini-project meets the needs of group members.
	Is there any consistency between the Mexican development policy and Japanese technical	Are the project objectives consistent with Japanese official development assistance policy in particular for Mexico?	Since the Japanese official development assistance policy in particular for Mexico is 'Integrated development of poor rural groups,' the project objectives are consistent with it.

	assistance policy for Mexico in the project objectives?	Are the project objectives consistent with Japanese official development assistance execution plan for Mexico?	Since the Japanese official development assistance execution plan for Mexico is "The Promotion of Human Security and Poverty Reduction," the project objectives are consistent with it.
	Is there any predominance of Japanese technique in this project?		<ul style="list-style-type: none"> The components as well as objectives of this project are not, unlike traditional Japanese official development assistance, 'technical transfer' but 'Diffusion of the concept of improvement of livelihood in rural area; various studies that are necessary for execution of rural development activities or project: needs assessment; methodology of organizing village people, planning methods; management of projects; monitoring and evaluation and methodology on how to apply to existing governmental and/or non-governmental available programs; and capacity development and structural strengthening of relevant officers of municipalities, who are supposed to support these village producer's organizations. These activities are reiterated in the Sustainable Rural Development Law; however, these activities are not yet executed in Mexico, and there is a predominance of Japanese technique.
EFFECTIVENESS	Have the project objectives been achieved?	Has rural development project management capacity of 4 municipalities been improved?	The capacity of rural development project management in 4 municipalities has been improved to a certain extent. However, there are more needs of capacity development.
		Have the mini-projects in 5 pilot village and 4 municipalities presented positive results?	<ul style="list-style-type: none"> In each pilot village, there are positive results from mini-projects. In reality, in Acacoyagua Municipality, other villages such as Costa Rica, Carmen and in Tuxtlan, 4 Canton, Retiro villages are requesting the introduction of improved cooking stove, which is one of activities of mini-projects. And officers of each municipality have been executing presentation of the improved cooking stove in these villages. Moreover, there is big change of mentality among women of group. They are saying that now they have more confidence in themselves and can transfer what they have learnt through mini-project to other non-member women. Also some members have been able to get additional income by selling products, which they have got from the mini-project.
	Have the project objectives been achieved?	Have 4 municipalities been better supported by relevant organizations such as SDR and SAGARPA?	<ul style="list-style-type: none"> In 3 municipalities except Tapachula, there is a coordinator for rural development, who is seconded by SDR. In Tapachula, they have their own coordinator for rural development. The coordinators are coordinating all the relevant organizations in the municipalities and organize 'Municipal Council for Sustainable Rural Development,' which is an obligatory council described in the law. They are supposed to promote the participation of all the relevant organizations and persons at municipality level. They also work with project for the follow-up of mini-projects as well as capacity building for women groups. On the other hand, SAGARPA has various supportive programs for producers and the most common one is 'Alianza Cortigo,' which consists of three components. The project and village can apply for Papis.

EFFECTIVENESS (CONTD)		<p>which is a support in kind for small scale producers. SDR functions as a window for the receiving these application.</p> <ul style="list-style-type: none"> Moreover, for the project, one counterpart is seconded from SAGARPA, SDR respectively.
	Has the guideline on rural development project management been used by officers of rural development in 4 municipalities?	The preparation of guideline is yet in progress.
	Has the capacity building for counterparts, including training in Japan, of the project contributed to improving their capacity? They are contributing to the project?	<p>There are 4 counterparts in the project site and only one of them went to Japan to participate in training. In general, these counterparts are having courses, workshops and OJT training.</p> <p>These counterparts tell the effectiveness of capacity building of project for them.</p> <ul style="list-style-type: none"> Change of mentality on participatory rural development, in particular, importance of women's participation in rural development Acquired capacity on project management Through OJT, they could understand the reality of village people's livelihood condition After the project, they are confident in terms of technical transfer to other colleagues or application of techniques in their own community
	Have the equipment that have been supplied to the project been well utilized?	Well utilized.
	Have the various study results on rural development projects' progress in 4 municipalities been well utilized?	<p>(Achievement)</p> <ul style="list-style-type: none"> Ms. Noguchi conducted rural socio-economic study and analysis in 2002 年 and also in 2003. She also prepared PDM through workshop. At that time, Ms. Noguchi recommended to the project to conduct other necessary studies at the earlier stage of the project. As for baseline survey on pilot villages was conducted, before starting horticulture mini-project, by three JOCV volunteers. After the commencement of mini-project, Japanese experts and counterparts have been constantly examined the change of women's mentality of group members. In Jan.-Mar.2005, Mr. Yoshino conducted socio-economic study and monitoring of the project as well as the mini-projects. Ms. Yanagihara conducted the evaluation of horticulture and improved cooking stove activities. <p>(Problems and issues to be improved)</p>

EFFECTIVENESS (CONTD)	Have the project objectives been achieved?	<ul style="list-style-type: none"> • Though Ms. Noguchi recommended to the project to conduct other necessary studies at the earlier stage of the project, the detailed socio-economic survey, and monitoring of the project as well as the mini-projects in Jan.-Mar.2005. And more importantly, the results of Mr. Yoshino's survey were presented at the state level but not at the municipal level. • According to the interview to Ms. Yanagihara, until now officer of rural development of municipalities might not know the results of the survey. • Though project's chief advisor mentioned for the evaluation mission that there is no monitoring report nor other study, the mission identified that the project has conducted many monitoring and study on women's group as well as evaluation of horticulture and improved cooking stove. The project may as well show all these results of surveys. • One observation is that the evaluation mission could not identify if these survey results are well reflected to the project activities • Another observation is inadequate report writing. Many these survey results are presented in the periodical report and very narrative without any raw data. Accordingly it is not easy to see the study results. It is suggested to make a better report writing and also technical transfer for counterparts.
	Has the outcome of the study and a workshop on 'Sustainable Rural Development Law' been well utilized?	Actual officers of municipalities and SDR coordinator have been posted after Jan. 2005 election that nearly almost all of them have not participated in this workshop. However, all of them have sufficient knowledge and understanding on the Law.
	Has the workshop on 'Local Rural Development' been well utilized by leaders of 5 pilot villages?	All the participants are utilizing it well.
	Has the outcome of workshop on 'Concept and tool on rural development' been well utilized by officers of rural development?	It is well utilized.
	Has the output of baseline survey on pilot village, where mini-projects have been operated, been well utilized?	Basically JOCV volunteers are referring the output of the survey.
	Has the outcome of workshop for	Basically officers of rural development of municipalities and women's group are utilizing it.

	stakeholders on the planning of mini-projects been well utilized?	
	Organization and strengthening of the organization of women's group contribute to positive effect of the project?	The effectiveness is large.
	Has the execution of mini-projects been giving positive influence for the achievement of project objectives?	The change of mentality on rural development among the officers of rural development of municipalities could be identified. Also the positive output in terms of improving their lives could be identified among members of the group (such as improved cooking stove)
	Have the information and results of surveys on existing programs on rural development and their operation status been well utilized?	They are well utilized.
	Have the informative pamphlets or rural development programs, regulations, operation information been prepared and well utilized?	They are prepared and well utilized.
	Has the output through periodical meetings with relevant organizations been well utilized?	In particular, Council de Municipalities is very useful for the officers and women.
	Have the results of survey on project plan for sustainable rural development for 4 municipalities been well utilized?	They are well utilized.
	Has a sustainable rural development manual for the municipalities been prepared and utilized?	The preparation of manual is yet in progress.

	Has the each output of project activities been sufficient to achieve project objectives?	Has a resource person list on rural development for government institutions and village people been prepared and utilized?	The preparation of list is yet in progress.
		Has a sustainable rural development manual for the municipalities contributed to the capacity development of officers of rural development?	The preparation of manual is yet in progress.
	Has the project been affected, from the output to the achievement of project objectives, by external condition changes?		Yes. By the change of mayor.
	What is the most important factor, which contribute to the achievement of project objectives?		Effort of JICA experts, counterparts, JOCV volunteers, officers of rural development of municipalities and women's change of mentality as well as their own efforts.
	What is the most important factor, which hinder the achievement of project objectives?		At the first stage, JICA's project operation structure could not be established by various reasons. Secondly, the ex-mayors did not well understand the project objectives and activities. They are causing delay of project operation.
EFFICIENCY	Judging from the output of the projects, has the input has been adequate, in terms of quality, numbers, timing, etc?	Are the number of dispatched JICA experts, JOCV, their expertise and the timing of input adequate?	<ul style="list-style-type: none"> The delay of dispatch of long-term expert after Chief Advisor hindered a lot in terms of project operation structure. The dispatch of short-term JOCV volunteer contributed to the project. The timing of socio-economic survey, monitoring survey of Mr. Yoshino should be earlier. This survey must have been done at an earlier stage. Mexican side commented that the number of long-term experts and JOCV volunteers are small.
		Is the donated equipment's type, number, installation timing, maintenance adequate?	Well maintained.
		Was the number of C/P training	It was adequate.

		to Japan, training area and contents, length of training time, timing adequate?	
		Is the number of counterparts, their expertise, disposition, capability adequate?	It is adequate.
	Has each activity been executed as planned in terms of timing?		At the first stage, JICA's project operation structure could not be established mainly by the late dispatch of long-term expert on project operation and management, which hinders the delay of project operation such as the preparation of guideline.
	Is the amount of the budget adequate?		Since this project's magnitude is small and also the project's policy is to utilize existing resource as much as possible, it can be said that it is adequate.
	Is there any factor, which hinders efficiency of the project?		<ul style="list-style-type: none"> At the first stage, JICA's project operation structure could not be established mainly by the late dispatch of long-term expert on project operation and management, which hinders the delay of project operation such as the preparation of guideline. Due to the change of mayors, project operation structure on Mexican side was also late and it has only started since Jan. 2005.
IMPACT	Will the overall goal be achieved?	Will the life of target municipalities and pilot villages be improved?	The life of women's groups in the pilot villages has been improving gradually; however, in other areas under actual situations it is very difficult to improve it. It is indispensable to continue these activities and capacity building for officers of rural development and women's groups. Since there are more applications for the project activities in other villages, it is necessary to continue to work by improving their own capacity.
	Is there any estrangement between overall goal and project objectives?		There is no estrangement.
	Has the external conditions between overall goal and project objectives been the same at this moment? Is there any high possibility that the external conditions will be improved in the future?		After the municipality election in Dec. 2004 and the change of mayors and officers in Jan. 2005, the project operational structure has been eventually established due to the cooperation of new mayors and municipalities. This external condition has tremendously contributed to improving project activities. However, it means at the same time, the project has finally started the activities in municipalities since this Jan. 2005 and there is only six months left to finish the project. In this sense, due to the external conditions, the project has been affected very much and yet there are many planned activities are left.

IMPACT	Are there any other positive and negative impact?	Impact on the establishment of policy, laws, regulations, guidelines, systems, etc.	By organizing women's group and work together in the mini-projects, officers of municipalities, counterparts, women themselves recognized that women have a much potential in terms of actors of rural development. This is one of the most important impacts of this project in order for Mexican side can operate and manage sustainable rural development projects in the future.
		Social, economic, cultural aspect such as gender, human rights, social exclusion, etc.	Since the project involved women's group in their activities, people's consciousness about their capacity in rural development became higher at least in project area. The Sustainable Rural Development Law reiterates the inclusion socially vulnerable people and women, and their organization as well as participation in rural development. In this sense, the project gave the very first step in this region to sensitize people, who have participated in the project activities.
		Impact on environment	The activity of improved cooking stove reduces the use of firewood. Also this new cooking stove solved problems of smoke, which had been adversely affected women when they cook and their house. In this sense, this mini-project activity gave very positive impact on environment.
		Impact on technical change	The technique which the project will provide or transfer to Mexican side was 'Soft' area, such as project planning method, project management, organization, etc. However, on Mexican side, there was no such a system in any administration of activities and capacity building in this field is very useful and the impact is very large.
		Other positive impact	Until the project came into this region, people have got used to receiving material or monetary support from the Government. However, this project's policy is not providing these resources but transfer knowledge of project administration for rural development. This project policy has changed all the people who have worked with project; sense of responsibility and potential of their being actors of development or improvement of their lives without support of Government either in cash or kind. This 'Change of Mentality' may be the biggest and most important positive impact.
		Other negative impact	Could not be identified.
		Are there any different negative impacts of the project according to gender, race, tribe, social status, geographical conditions, etc.	
SUSTAINABILITY	Is there sustainability in the	Will the project be continued by	After the project has been finished, the principal organization, which is in charge of the activities is

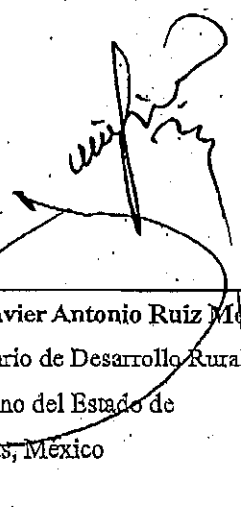
	project?	<p>SDR and SAGARPA as well as municipalities?</p> <p>Will these organizations have commitment to support activities at pilot site to continue and expand them?</p>	<p>municipalities with the support of SDR and SAGARPA. The rural development team (Equipo) of each municipality has committed the continuation of the activities. However, their anxiety is that every 3 year mayor and officers will be displaced and SDR coordinator has one year contract. They also think that capacity building and follow up of the activities of women's group is not enough yet.</p>
		<p>Are there adequate laws, regulations, etc. that are necessary to continue the project? If not, will they be established?</p>	<p>There is Sustainable Rural Development Law and this is the base of all the activities of rural development and it is well made. However, at the project site level, they requested manuals and guidelines in order for them to continue and expand their activities. Actually the project is preparing guidelines but there is no consensus among all the relevant organization on these guidelines. And moreover, nobody yet knows if this guideline is adequate or not. It is suggested that the project will prepare this document together with all the relevant organizations and also the project should take into consideration women's groups' needs and ideas.</p>
	Is there sufficient capacity in relevant organizations to make the project sustainable?	<p>Do SDR and SAGARPA as well as municipalities have adequate human resources, capacity of project management, technology, diffusion system, leadership and ownership over the project?</p>	<p>As mentioned above, at municipalities mayors and officers change every three years and SDR coordinator has merely one year contract with SDR. Under this situation, which all the officers, who have worked with the project might change. In this sense, it is indispensable to establish some system in which any officers can continue the project activities.</p>
		<p>Will these organizations do adequate maintenance of equipment donated by Japan?</p>	<p>The maintenance of equipment will be done adequately.</p>
		<p>Is there adequate diffusion system in these organizations and will these systems be operated? Will these organizations be able to maintain these systems?</p>	<p>There is an adequate diffusion mechanism or system by EQUIPO in each municipality. However, in order for them to continue the activities, the frequent change of officers might hinder the efficient execution of the activities. The continuation of this mechanism or system highly depends on each mayor and the support of SDR. The Mexican side should commit that all the relevant organizations would cooperate each other to maintain these systems. In addition, the presence and pressure from women's groups will be very important to convince municipalities continue there activities.</p>
Is there economic sustainability in the project?	<p>Do these organizations have sufficient ordinary and other budget in order for them to continue and diffuse the project? Will Mexican Government</p>	<p>In this evaluation, the mission could not get any detailed data of the budget of each municipality. Actually the study of budget is in progress by the project expert. We hope that after this study, the project and Japanese side will have a clear view of them.</p>	

	provide sufficient budget to these organizations?	
	Will there be any possibility that the budget of these organizations will increase in order to continue the project? Is there any measure to secure the budget?	The acquisition of budget highly depends on mayors.
Is there sustainability of the project in terms of social, cultural, environmental aspect?	Is there any possibility that would hinder the sustainability of the project due to the lack of inclusion of women, the poor and socially vulnerable people?	EQUIPO includes Institute of Human Development (IDH), which is in charge of vulnerable people. As far as the officer of municipality will closely work with IDH, they can avoid these problems.
	Is there any possibility that would hinder the sustainability of the project by the issues such as race, tribal culture and customs?	In case that the States expand the activities in the entire Soconusco region, they must take into consideration of indigenous people since this region has many indigenous communities. And in this case, again close relationship with IDH should be very important.
	Is there any possibility that would hinder the sustainability of the project due to the lack of consideration of environment?	So far there is not such a possibility.
Is there sustainability of the project in general?	Is the sustainability high or low of the project considering all the factors above mentioned?	<ul style="list-style-type: none"> Needs more capacity development The support organization SDR's role is very important. This sustainability issue highly depends on SDR's policy and operation. At the same time, for sustainable operation, the guidelines that is been prepared by the project is important. In order for all the relevant organization to have a adequate guidelines and/or manuals it is indispensable to prepare these together with relevant organizations including women's groups
	Is there any negative factor in terms of sustainability of the project? If there is, what kind of measures Japanese side can take?	<ul style="list-style-type: none"> As mentioned before, the biggest negative factor is frequent changes of mayors, authorities of SDR, SAGARPA, officers of municipalities and SDR coordinators. The Japanese side should consider necessary measures and systems to secure the sustainability of activities even though these people change.

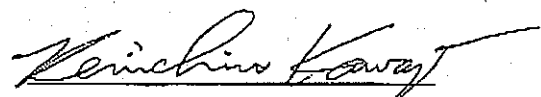
ADDENDUM
DE LA MINUTA DE ACUERDOS
FIRMADA POR
LA AGENCIA DE COOPERACIÓN INTERNACIONAL DEL JAPÓN Y
AUTORIDADES CONCERNIENTES DEL GOBIERNO DE LOS ESTADOS UNIDOS
MEXICANOS Y EL GOBIERNO DEL ESTADO DE CHIAPAS
SOBRE
LA EVALUACIÓN FINAL DEL PROYECTO DE
LA ASISTENCIA PARA PEQUEÑOS PRODUCTORES EN LA REGIÓN SOCONUSCO,
ESTADO DE CHIAPAS

De acuerdo a lo acordado en la Minuta de Acuerdos de la evaluación final del proyecto arriba mencionado, firmada el 9 de septiembre de 2005(en adelante denominada como "la Minuta"), por los representantes de la Agencia de Cooperación Internacional del Japón(en adelante denominado como "JICA"), y autoridades concernientes del Gobierno de Los Estados Unidos Mexicanos y el Gobierno del Estado de Chiapas, Lic.Kenichiro Kawaji, Director General de JICA en México quien sucedió al Lic.Koji Kawai, entonces jefe de la Misión Japonesa de Evaluación Final, y el Ing. Javier Antonio Ruiz Morales, Secretario de Desarrollo Rural del Gobierno del Estado de Chiapas (en adelante denominado como "SDR"), quien fungió como representante de los Evaluadores Mexicanos de dicha evaluación, confirmaron la necesidad y acordaron en que el experto Nobuaki Hanawa quien reemplazó al experto Jaime Takasago(Líder del Proyecto) desde el 24 de noviembre de 2005, verifique y apoye el avance del cumplimiento de las recomendaciones dirigidas tanto al Estado de Chiapas como a los 4 Municipios de la región del Soconusco como cooperación de seguimiento (Follow-Up) hasta el 12 de mayo de 2006, siguiendo estrictamente lo que acordaron en "2) Post PAPROSOC de 3. Para JICA de 2 TARBAS PARA EL FUTURO de Recomendaciones de Lecciones y recomendaciones" de la Minuta.

Tapachula, Chiapas, México, el 2 de diciembre, 2005



Ing. Javier Antonio Ruiz Morales
Secretario de Desarrollo Rural
Gobierno del Estado de
Chiapas, México

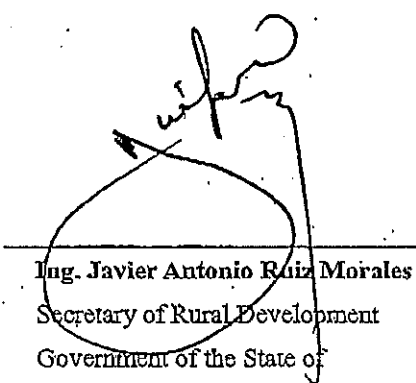


Lic. Kenichiro Kawaji
Director General de la
Agencia de Cooperación
Internacional de Japón en México

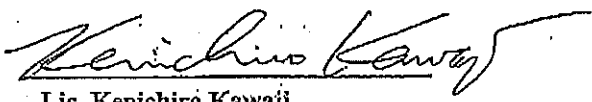
ADDENDUM
OF THE MINUTES OF MEETINGS
SIGNED BY
THE JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF THE UNITED MEXICAN
STATES AND THE GOVERNMENT OF THE STATE OF CHIAPAS.
ON THE FINAL EVALUATION OF THE PROJECT ON
THE ASSISTANCE PLAN FOR SMALL PRODUCERS IN "EL SONOMUSCO" REGION,
THE STATE OF CHIAPAS

According to the Minutes of Meetings of the final evaluation of the above mentioned project, signed on September 9th, 2005 (hereinafter referred to as "the Minutes") by representatives of Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), and authorities concerned of the Government of the United Mexican States and the Government of the State of Chiapas, Lic. Kenichiro Kawaji, General Director of JICA in Mexico who succeeded to Lic. Koji Kawai, leader at that time of the Japanese Final Evaluation Team, and Ing. Javier Antonio Ruiz Morales, Secretary of Rural Development of the Government of the State of Chiapas, who redeem the representative of Mexican Evaluators of the above mentioned evaluation, confirmed the necessity and agreed that, the expert Nobuaki Hanawa who succeeded to the expert Jajime Takasago (Project Leader) from November 24th, 2005, monitors and assists the progress of recommended activities of the State of Chiapas and the 4 Municipalities of the Soconusco region as Follow-Up Cooperation until May 12th, 2006, executing strictly what they agreed in "2) Action after PAPROSOC of 3. RECOMMENDATIONS TO JICA, of 2. Recommendation for the Future, of Lessons learned and the recommendations" of the Minutes.

Tapachula, Chiapas, México, December 2nd, 2005



Ing. Javier Antonio Ruiz Morales
Secretary of Rural Development
Government of the State of
Chiapas, México



Lic. Kenichiro Kawaji
General Director of the Japan
International Cooperation
Agency in México

PDM

プロジェクト名: チアパス州ソコヌスコ地域小規模生産者支援計画プロジェクト

期間: 2003年3月～2006年2月

対象地域: ソコヌスコ地域タパチュラ市、アカコヤグア市、ユニオン・フアレス市、ツサンタン市 ターゲット・グループ: 対象4市の市役所職員及び住民

パイロット村: パベンクル村、ロス・カカオス村、サン・ラファエル村、ツサンタン村、ルベン・ハラミージョ村

PDM 作成日: 2002年7月28日

プロジェクト要約	指標	入手手段	外部条件
スーパーゴール			
ソコヌスコ地域で持続的村落開発事業が実施される			
上位目標	<ul style="list-style-type: none"> 2009年2月までに、タパチュラ市、アカコヤグア市、ユニオン・フアレス市、ツサンタン市のミニプロジェクト参加住民の70%がプロジェクトによって生活を改善する 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトのモニタリング報告書 	
タパチュラ市、アカコヤグア市、ユニオン・フアレス市、ツサンタン市の生活状況が改善される			
プロジェクト目標	<ul style="list-style-type: none"> 2006年2月までに、タパチュラ市、アカコヤグア市、ユニオン・フアレス市、ツサンタン市のパイロット5村以外の村で、プロジェクトが作成する基準を満たす村落開発プロジェクトが各市2件開始している 	<ul style="list-style-type: none"> 4市のCOPLADEMの報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 持続的村落開発に関連する政策が大幅に変更されない
タパチュラ市、アカコヤグア市、ユニオン・フアレス市、ツサンタン市のパイロット5村以外の村で、市と村双方のイニチアチブによる村落開発プロジェクトが開始している			
結果	1-1 2005年3月までに、4村において村からのプロジェクト申請の80%が受理されている	1-1 4市のCOPLADEMの報告書	
1. 4市の村落開発プロジェクト管理の業務が改善される	1-2 2005年3月までに、4市5村の村のリーダーの70%が市の村落開発プログラムや必須事項についての知識を持っている	1-2 プロジェクトのモニタリング報告書	
2. 4市5村（パベンクル村、ロス・カカオス村、サン・ラファエル村、ツサンタン村、ルベン・ハラミージョ村）においてパイロット村落開発ミニプロジェクトで正の結果が生じている	1-3 2006年2月までに、4市の住民の80%が村落開発振興のサービスに関連する各市のサービスについて満足している	1-3 プロジェクトのモニタリング報告書	
3. 村落開発において、外部省庁機関（SDR、SAGARPA等）から、4市が、より支援されている	2. 2006年2月までに、4市5村のパイロット村落開発プロジェクトの80%で、それぞれ事前に設定した目標が達成されている	2. プロジェクトのモニタリング報告書	
4. 村落開発プロジェクト管理のためのガイドラインが4市の村落開発担当職員に利用されている	3. 2005年3月までに、4市の村落開発担当部署職員の90%にとって、村落開発プロジェクト申請に対して該当省庁からの回答が来るまでの時間が短縮している	3. プロジェクトのモニタリング報告書	
	4. 2006年2月までに、4市の村落開発担当職員の90%が村落開発プロジェクトの調査・計画・実施・評価のためにガイドラインを利用している	4. 4市の村落開発担当部署の活動記録	

活動	投入		
1-1 4市の村落開発事業進行の状況について調査する 1-2 持続的農村開発法について研究する 1-3 理想的な村落開発の基本ステップを開発する 1-4 村落開発の概念・ツールについて市職員を対象とした研修を行う 2-1 ミニプロジェクトごとに村の調査を行う 2-2 村のミニプロジェクトを計画する 2-3 ミニプロジェクトの作業グループを組織化する 2-4 ミニプロジェクトの活動を実施する 2-5 ミニプロジェクトを評価する 3-1 村落開発に関与する省庁機関について既存プログラム・規則・運用状況を調査する 3-2 村落開発プログラム・規則・運用情報に関する情報バンクを作成する 3-3 関係機関が参加する調整会議を開催する 4-1 4市における持続的村落開発のために可能なプロジェクト案について調査する 4-2 4市において適用可能な持続的村落開発のためのガイドを作成する 4-3 リソースパーソンのリストを作成する 4-4 ガイドの利用方法について4市の職員を対象とした研修を行う	<メキシコ側> 1. C/P 人員配置 - プロジェクト・ディレクター - 副プロジェクト・ディレクター - プロジェクト・マネージャー - 副プロジェクト・マネージャー - プロジェクトスタッフ2名 (SDR) - プロジェクトスタッフ (SAGARPA) 2. 支援要員配置 - 秘書 - 運転手 3. 建物の提供 - オフィススペース、駐車場等 4. プロジェクト運営コスト 5. 資機材購入に係る付加価値税支払い	<日本国側> 1. 専門家派遣 1) 長期専門家 - 組織運営 - プロジェクト運営管理 2) 短期専門家 - 農村調査 - (その他、必要に応じて) 2. 青年海外協力隊派遣 - プログラム・オフィサー - 村落開発 3. 資機材供与 - 車両2台 - オフィス機材 4. プロジェクト運営コスト	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト参加者が政治活動に多くの時間を割かれすぎない 雨季の道路状況が大幅に悪化しない
			前提条件

略語: SDR = 州政府農村開発局 Secretaría de Desarrollo Rural

SAGARPA = 連邦政府農牧業農村開発漁業食糧省 Secretaría de Agricultura, Gandería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación

COPLADEM = 市開発計画委員会 Comité de Planeación para el Desarrollo Municipal

ⁱ 本プロジェクトでは、パイロット村でミニプロジェクトが複数運営される。ミニプロジェクトで設定される目標と指標は別添1の通り。

別添1 グループ別ミニプロジェクトの目標と指標入手手段

成果2の指標と入手手段 (野菜作りのミニプロジェクトの場合)

村	グループ	達成目標	指標入手手段
パベンクル	セントロ	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	クエバ	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	ビハワル	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	カリサル	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	ピナル	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
ロス・カカオス	エスフェルソ	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	ノリア	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	エスペランサ	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	グルーボ・クアトロ	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
サン・ラファエル	パライソ	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	ムヘーレス・ウニーダス	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
ツサンタン	ラス・レチューガス	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	マルガリータス	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
	ガルデニアス	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)
ルベン・ハラミージョ	ルベン・ハラミージョ	2003年12月までに、グループメンバーの80%が野菜の栽培方法を習得する	プロジェクトのモニタリング報告書(ミニプロジェクト終了時に聴取りを行う)

メキシコ国チアパス州ソコヌスコ地域小規模生産者支援計画終了時評価調査 評価グリッド (評価結果)

評価5項目	評価設問		評価
	大項目	小項目	
妥当性	プロジェクトが目指す効果は対象地域のニーズに合致していたか。		<ul style="list-style-type: none"> メキシコ国チアパス州ソコヌスコ地域小規模生産者支援計画（以下、プロジェクト）が目指す上位目標である「チアパス州ソコヌスコ地域の4市（タパチュラ、アカコヤグア、ウニオン・フアレス、ツサンタン市）における生活状況が改善される」は、事前評価団報告書にも示されるように、チアパス州の地域経済格差指標「マージナリティ」が最も高いチアパス州を対象としている。 その中でも、組織化がされていない、エヒードと呼ばれる小農民が多い、ソコヌスコ地域の同4市を対象としたことは妥当である。
	プロジェクトのアプローチ、ターゲットグループの選定は妥当であったか(対象、内容、規模、男女比等)。	プロジェクトに対するニーズは高いか。協力体制は築けたか。ジェンダー配慮ができたか。グループの規模は適切であったか。内容は適切であったか。	<ul style="list-style-type: none"> 対象4市のプロジェクトに対するニーズは高い。 プロジェクトは SAGARPA 並びに SAGARPA の州レベルの実施機関 SDR (Secretaría de desarrollo Rural) を C/P に、パイロット 5 村落での生活改善ミニプロジェクトの実施を通して各市の関係者 EQUIPO (農牧振興課、IDH、SDR の市出向村落開発コーディネーター) の実施能力、体制強化を図っており、体制も整っている。 プロジェクトは小規模生産者を対象としているが、「持続的農村開発法」にも謳われている女性の生産活動への参加を促すために、女性グループを組織し、ミニプロジェクトの実施を通して、能力開発、生活改善活動への参加を強く促しており、ジェンダー配慮は行われている。 女性グループの規模は各パイロット村により異なるがその規模はミニプロジェクトを実施するためには適切な規模であり、内容も、グループメンバー参加型で決められているため、グループのニーズに即している。
メキシコ国の開発政策との整合性はあるか。日本の援助政策に合致しているか。	援助重点分野との整合性はあるか。	我が国政府の対メキシコ国援助重点分野「人間の安全保障の向上と貧困削減」に位置づけられ、整合性がある。	
	JICA 重点課題との整合性はあるか。	JICA の対メキシコ国重点課題「貧困集落の総合的開発」との整合性がある。	
日本の技術の比較優位性はあったか。		<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの内容は従来の「技術移転」ではなく、「村落開発における生活改善のコンセプトとそのため活動の各種調査、ニーズ把握、グループの組織化、活動の参加型計画策定、組織の管理・運営、モニタリング、評価、各種支援プログラムの申請の方法についての手法の伝承とそれを支援する市の職員の能力、体制強化」である。 プロジェクトは「Concepto de Kaizen : 村落改善のコンセプト」という概念のもとに、日本国の村落改善を念頭に置きながら、メキシコ国の「既存の制度、資金、人材」を利用する方針で即したもの 	

			である。上記の諸活動は「持続的農村開発法」でも謳われていることであるが、実際には未だ市レベルでは浸透していないものであったため、この点で優位性は認められる。
有効性	プロジェクトの目標は達成されているか	4 市の村落開発プロジェクト管理の業務が改善されているか。	各対象市の体制はできつつあり、プロジェクトの管理業務は確実に改善されつつあるが、未だ完全とは言えず、現在もプロジェクト側が体制の改善を強化している途中である。
		4 市 5 村 (パベンクル村、ロス・カカオス村、サン・ラファエル村、ツサンタン村、ルベン・ハラミージョ村) におけるパイロット村落開発ミニプロジェクトで正の結果が生じているか。	<ul style="list-style-type: none"> 各パイロット村落のミニプロジェクトでは正の成果が出ている。 アカコヤグアでは、コスタリカ村、カルメン村、ツサンタンでは、4 カントン村、レティロ村、タパチュラでも他の村から改良かまどなどの要請や要望が上がっており、市の村落担当職員がプレゼンテーション等を行っている。 また、女性組織で活動することにより、自分自身に自信が付き、他人にも技術を移転できるようになったり、収入を得たりすることができる等の女性の意識の正の変化が見られた。
		村落開発において、外部省庁機関 (SDR、SAGARPA 等) から、4 市が、より支援されているか。	<ul style="list-style-type: none"> タパチュラ市を除く、3 市に対しては、SAGARPA の州レベル実施機関である、SDR より村落開発コーディネーターが派遣されており、タパチュラ市では独自に村落開発コーディネーターを配置し、市役所内における村落開発のコーディネーション、市レベルの「持続可能な農村開発のための市町村における審議会：Consejo Municipal de Desarrollo Rural Sustentable」の開催、プロジェクトのミニプロジェクトの活動への参加、女性グループへの指導等を行っている。 SAGARPA は、Alianza Contigo のプログラムから、ミニプロジェクトに対し、物資の支給援助を SDR への申請を通して実施している。 また、プロジェクトには、SAGARPA、SDR から C/P 配置され、日本人専門家や JOCV とともに活動をしている。
		村落開発プロジェクト管理のためのガイドラインが 4 市の村落開発担当職員に利用されているか。	ガイドラインは、現在作成中であり、職員には未だ利用されていない。
		日本における C/P 研修、並びに現地での OJT 等を通して C/P の能力は向上し、プロジェクトに貢献しているか。	<p>C/P は日本人専門家とともに常に行動をともにし、現在では自分達自身が活動の中心になっており、プロジェクトの重要なメンバーとして活躍している。C/P 達からは以下の効果が聞き取れた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民参加に対する意識が変わった プロジェクト運営管理能力が備わった コミュニティに行くことで現状を知ることができる 女性の経済活動の重要性を認識した プロジェクト終了後、同僚にプロジェクトで得た知識や技術の移転ができる
		供与機材は活用されているか。	活用されている。
	対象 4 市における村落開発事	(成果) 以下の点が明らかになった。	

有効性	業進行状況の調査結果は活用されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 野口専門家が2002年8～9月に農村調査・分析を実施し、また、2003年5～8月に行った、PDM作成にかかるW/Sを実施し、PDMを完成させたが、その際に各種の村落関係調査を早期に実施するよう提言した。 パイロット村落のベースライン調査は、野菜栽培のミニプロジェクト開始前、一般短期派遣の高橋隊員、三木隊員、西山隊員によって実施された。 ミニプロジェクト実施後は、専門家、C/Pにより女性グループに対する意識調査が行われた。 2005年1～3月に吉野短期専門家が対象村落の社会・経済調査、モニタリングが実施された。 野菜栽培、改良かまどのミニプロジェクトの評価は柳原専門家により実施された。 <p>(問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 野口専門家が2003年の時点で早期の村落開発調査を行うように提言しているが、実際の対象村落の詳細なベースライン調査は、2005年の吉野専門家が先行し、このプレゼンテーションも州に対して行われたのみで、市のレベルには伝わっていない(柳原専門家インタビュー結果)。 プロジェクトでは、頻繁に女性グループの意識調査を実施したり、専門家によるミニプロジェクトの評価が行われているにもかかわらず、プロジェクト側(チーフアドバイザー)から、事前に評価調査団に送付された資料では、モニタリングや評価は行われておらず、したがって、それらの結果もプロジェクト実施に反映されていないとのことであったが、調査団としては、プロジェクトは頻繁にモニタリングや調査を実施しており、その結果を関係者に示すことによって、他の村からも改良かまどの要請が来るなどの成果を出している。プロジェクト側はこの点をしっかりとアピールすべきである。また、その女性グループの意識調査の報告書に、データが添付されておらず、全て文章表記になっているために、読みにくいという問題もある。これらの調査やモニタリング、評価は別のファイルでまとめたほうが、読みやすかつ、活用しやすいように認識した。
	「持続的農村開発法」についての研究、W/S成果は活用されているか。	現在の市の職員は、殆どが2005年1月以降に配置されているため、W/Sやセミナーに参加したものは殆どいなかった。しかし、同法に関しては、十分に理解をしていた。
	「理想的な村落開発」についての対象村のリーダーに対するW/S成果は活用されているか。	市の村落担当職員、C/P、管理職の女性達に十分に活用されていた。

有効性	村落開発担当職員に対する、村落開発の概念・ツールに関する研修成果は活用されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・村落開発の概念の重要性をよく理解し、活用していた。 ・実際に村で活動をするという OJT に対して、特に評価が高かった。
	ミニプロジェクト実施対象村落に関するベースライン調査結果は活用されているか。	村落で活動する協力隊員達が主に活用していた。
	ミニプロジェクトを計画する際のステークホルダーワークショップの成果は活用されているか。	市の開発担当職員、女性グループに活用されていた。
	ミニプロジェクトの作業グループの組織化、組織強化は成果に正の影響を及ぼしているか。	大きな成果を上げている。
	ミニプロジェクト実施は、プロジェクト目標の達成に正の影響を与えているか。	市の村落開発担当の意識の改革、女性グループのミニプロジェクトでの具体的な生活改善の成果（改良かまどなど）が認められた。
	既存の村落開発プログラム情報、運用状況に関する調査結果は活用されているか。	活用されていた。
	村落開発プログラム、規則、運用情報に関する情報パンフレットは作成され、活用されているか。	十分活用され、他の村にも配布し、プロジェクトの活動について普及し、前述したようにパイロット以外の村からのミニプロジェクトの要請が上がっている。
	関係機関との定期的な会議により出現したアウトプットは活用されているか。	特に市レベルの会議が、市の村落担当職員、女性グループの間の情報収集・交換、技術移転の点で大きい活用されていた。
	対象市における、持続可能な農村開発のためのプロジェクト案にかかる調査結果は活用されているか。	活用されている。
	市に対する、持続可能な村落開発のためのマニュアルは作成され、活用されているか。	マニュアルはまだ作成されていない。

有効性	プロジェクトの各アウトプットは、プロジェクト目標を達成するために十分であったか。	行政・住民に対し、村落開発のリソースパーソンリストが作成され、活用されているか。 「持続可能な村落開発のマニュアル」により、村落開発職員の能力が向上されているか。	作成中。 マニュアルはまだ作成されていない。
	アウトプットからプロジェクト目標達成までに、外部条件の変化等に伴う影響を受けたか。		市長の交代
	プロジェクト目標達成の貢献要因は何か。		JICA 専門家、C/P、JOCV、市の村落担当職員の努力と女性グループの意識変革
	プロジェクト目標達成の阻害要因は何か。		
効率性	達成された成果から見て、投入の質・数量・タイミングは適切か。	専門家、JOCV 派遣人数、専門分野、派遣時期は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・チーフアドバイザーの後に派遣されるはずであった、プロジェクト運営管理の専門家の派遣が遅れ、プロジェクトの体制確立に支障をきたした。 ・プロジェクトの体制が整うまで、一般短期の協力隊員を派遣したことはプロジェクトの体制作りに貢献した。 ・吉野専門家の対象村落社会経済調査、モニタリング時期は遅く、適切ではなかった。 ・メキシコ国側からは、長期専門家の数、JOCV の数が少ないとの見解が出た。
		供与機材の種類、数量、設置時期、維持管理体制は適切か。	種類、数量、設置時期、維持管理体制とも適切であった。
		研修員受け入れ人数、分野、研修内容、研修期間、受け入れ時期は適切か。	適切であった。
		C/P の人数、専門性、配置状況、能力は適切か。	C/P 機関、SDR、SAGARPA のほかに、チアパス州立自治大学から各 1 名配置され、専門家や市の村落担当職員とともに村における活動を行ったが、このうち 1 人は事務所業務を実施。
	各活動は計画通りにタイミングよく実施されているか。		プロジェクト立ち上げ当初に、業務調整専門家の派遣が遅れたため、業務に支障をきたし、計画していたガイドラインの作成とその利用にかかる指導が遅れた。
	プロジェクトの予算は適正規模か。		この規模のプロジェクト、並びに基本的に現地のリソースを利用するというプロジェクトの方針では十分である。

効率性	効率性を阻害した要因はあるか。		プロジェクト立ち上げ時の長期専門家配置の遅延にかかる計画策定の遅延、実施体制確立の遅延、並びに市長の交代による市の体制の未整備。
インパクト	上位目標は達成される見込みか。	メキシコ国チアパス州ソコヌスコ地域、タパチュラ市、アカコヤグア市、ユニオン・フアレス市、ツサンタン市の生活状況が改善されるか。	パイロット村落の女性グループの生活は徐々に改善しつつあるが、他の人々や村では今の状況では困難である。更なる時間と市の村落担当職員や女性グループに対する、キャパシティ・ビルディングやパイロット村以外の要請に応じて、同様な活動を地道に続けることが必要である。
	上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか。		乖離していない。
	プロジェクト目標から上位目標に至るまでの外部条件は現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか。		2005年に市長選挙があり、市長や市の職員が代わったことで、プロジェクトの実施体制の確立も遅れたが、新市長や新職員のプロジェクトに対する理解や実施の意欲が高かったことが、却って、プロジェクトの進捗を進めさせる結果となった。しかし、結果として、本格的なプロジェクト活動ができるようになったのは、2005年1月以降であり、プロジェクトの期間3年を考えると時間の損失が大きく影響した。
	上位目標以外の正負のインパクトは生じたか。	政策の策定、法律、制度、基準、システム等への影響	プロジェクトの直接の目標ではないが、女性組織によるミニプロジェクトの実施によって、市の村落担当職員、C/P、女性グループの、女性の持つ開発のアクターとしてのポテンシャル、組織による活動の意義への理解等が醸成されたことが、プロジェクトを持続的なものにする大きなインパクトとなった。
		ジェンダー、人権、社会格差の是正等社会・経済・文化的側面への影響	プロジェクトの活動自体が、村落の女性の組織化を基にするものであったことから、村落の男性、市の職員、C/Pの女性の経済活動参加への理解が高まり、意識の変革があった。
		環境保護への影響	ミニプロジェクトの改良かまどプロジェクト自体が、薪の使用を減少させ、女性の従来のかまどの、煙による目やのどの痛みが軽減された。
		技術面での変革による影響	プロジェクトが移転する技術は、プロジェクト計画立案、運営管理、組織化、組織管理等のソフト分野であるが、これらの技術がメキシコ国側には確立されていなかったため、影響は大である。
		その他の正の影響	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの関係者の中でプロジェクト運営管理、女性の経済活動への参加、組織化の重要性についての意識の変革が起こった点。 同州で実施されてきたプロジェクトは、物資や資金の援助が多く、住民自らが開発のアクターになることを認識していなかったが、プロジェクトを通じ、彼ら自身がアクターになるという意識が高まった。
		その他の負の影響	特に無し。

インパクト	ジェンダー、民族、部族、社会・経済的階層、地理的条件等の違いにより、異なったインパクトが生じているか（特に負の影響）。		<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト事務所からのアクセス条件や政治的理由によって、村落へ行くのが困難な場所があり、活動内容に格差が出た。 ・政府の他のプログラムやプロジェクトで物資や資金の援助をもらうことに慣れている村落では活動が浸透するのに時間がかかった。 ・マチスモ（男性優位）が社会の根底にある、メキシコの村落で、男性の女性の経済活動参加への考え方が徐々に変化してきた村がほとんどであった。
自立 発展性	事業に継続性はあるか。	事業は、協力終了後も実施機関により継続されるか。パイロット・サイトにおいてはその後の活動の拡大・継続を支援する取り組みが担保されているか。	プロジェクト終了後の実施機関は、市になるが、市の村落開発チームは、今までの活動は続けていけると考えている一方、女性グループの様々な活動支援プログラムへの申請の仕方等、更なるキャパシティ・ビルディングが必要であると考えている。
		事業継続に必要な関連規制、法制度等は整備されているか、または、整備される予定か。	「持続的農村開発法」が事業継続に必要な法規となるが、具体的な活動のフォローアップを継続させるためには、マニュアルやガイドラインが必要であり、プロジェクトが作成中であるが、内容については関係者と更なる議論をする必要がある。
	事業を継続するための能力が組織に備わっているか。	実施機関の人材配置、事業運営管理能力、技術力、普及、指導力等の能力、オーナーシップが備わっているか。	実施機関である市は、3年毎に市長や職員が交代する。また、SDR から派遣されている村落開発コーディネーターも、1年契約である。現在のスタッフは活動への意欲、能力とも備わっているが、交代後に活動を継続させていく体制、システム作りが必要である。
		実施機関による資機材の維持管理は適切に行われるか。	適切に行われる。
		普及のメカニズムは策定され、運用されているか。実施機関が普及のメカニズムを維持できる可能性はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・普及のメカニズムは各市において確立されている。 ・このメカニズムを維持するためには、人材の交代時にどのような引継ぎ体制を作るかにかかっている。 ・上記のメカニズムを維持するためには、市長の考えとSDRの支援が必要であり、これらを維持するためには、女性グループからの影響が大きい。
	事業の財政的継続性はあるか。	事業を継続、波及していくための経常経費を含む予算の確保はされているか。当該国側の予算措置は十分に講じられているか。	今回の評価では、市レベルの予算についての調査ができなかった。プロジェクトが現在実施しているため、引き続き調査の続行と最終的な判断が必要である。

自立 発展性		プロジェクトの実施により、将来の予算が増える可能性はあるか。予算確保のための対策は十分か。	予算確保は市長による。
	社会・文化・環境面での持続的効果はあるか。	女性、貧困層、社会的弱者への配慮不足により、持続的効果を妨げる可能性はないか。	社会的弱者への配慮のため、人間開発局との更なる連携が重要である。
		民族・部族的文化・慣習による持続的効果を妨げる可能性はないか。	今後、活動地域を広げていく場合、先住民居住地も対象に入ってくるため、その配慮が必要である。
		環境への配慮不足により、持続的効果を妨げる可能性はないか。	いまのところ、可能性はない。
総合的に自立発展性はあるか。	上記の側面を総合的に勘案して、当プロジェクトの自立発展性は高いのか低いのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施を行う市の村落開発グループの意欲、能力は向上しているが、未だ経験不足の点があり、更なるキャパシティ・ディベロップメントが必要である。 ・また、市を支援する SDR の実施体制が不明確であることから、プロジェクト終了時までには SDR の市への支援体制を確立する必要がある。 ・同時に、現在プロジェクトが作成しているガイドラインの内容、使用法が有益なものとなるよう、関係者との更なる議論が必要である。 	
	自立発展性に阻害要因はないか。あるとすれば、日本国側としてどのような解決策が考えられるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前述したとおり、最も大きな阻害要因は、人事が頻繁に代わり、いままでに身に着けた知識や経験が引き継がれないおそれがあることである。 ・プロジェクトは終了時までには、上記の事態への対応策を考え、市や SDR、その他の関係者が継続して活動を続けていけるような体制を作ることが必要である。 	

各村落グループ
フォーカスグループインタビュー結果シート

No. 1	インタビュー日：2005/8/27
村落名	パベンクル1 (タパチュラ市)
対象グループ名又は No.	10 人 / Grupo CUEVA
設問	回答
I. 市との関係	
1. 行政のどのレベルと最も多くコミュニケーションをとるか。	Juez del barrio / Comite / Junta (村長) (注：メキシコではエヒードのコミュニティ長を comisariado と呼び、その他のコミュニティの長を juez と呼ぶ)
2. 市のどの部署の誰と最も多くコミュニケーションをとるか。	N/A
3. プロジェクトが開始されてから、市や他の行政機関とのコミュニケーションは多くなったか (改善されたか)。	N/A
4. プロジェクト実施後、市に対する信頼感は高まったか。	N/A
5. IDH や SDR、市議会議員への信頼感は高まったか。	N/A
6. 市のどの部署に、プログラムの申請 (Alianza Contigo 等) を提出するか。	N/A
7. プロジェクトが始まる前は、申請を出してから、その結果がわかるまで、どれくらいの時間がかかったか。	N/A
8. 申請が許可され、物資が支給された後、フォローアップは市からあったか。	N/A
II. グループの組織・活動	
9. どのような活動を行っているか。	野菜栽培
10. プロジェクトの活動を始めてから、どのようなことが改善されたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜栽培について学んだ。 ・1度しか教えてもらわなかったが、家でも菜園を作ってみた。 ・家庭菜園の野菜を食べている。 ・グループによる野菜栽培と家庭菜園を行っているが、作業はとても大変だし、時間がない。もっと手助けがほしい。売ってもみたが、8ペソにしかならず、貯金もできない。 ・もっと支援が必要だ。 ・市に援助を要請したら、ホースなどを支給してくれた。
11. 他に、市や国からどのような支援を受けているか。Oportunidades や Censo Cafetalero など。	Oportunidades
12. プロジェクトは何の物資の支援をしないのに、なぜ、活動を続けるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お金を稼ぎたい。 ・支援してくれると約束してくれたから (改良かまどなど) 待っている。
13. グループでの活動は楽しいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・一緒に学べる。 ・時間がないため、今は土曜日のみ一緒に活動している。
14. プロジェクトが終わっても、これらの活動を続けるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・続ける。 ・仕事は大変だし、支援もないし、メンバーの主人の何人かはもう活動をやめるように言っている。

No.2	インタビュー日：2005/8/27
村落名	パベンクル2（タバチュラ市）
対象グループ名または No.	女性1人、男性2人
設問	回答
I. 市との関係	
1. 行政のどのレベルと最も多くコミュニケーションをとるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の存在は知っているが、まったくコミュニケーションはなかった。 ・PAPROSOC が開始されてからコミュニケーションをとるようになったが、市の職員は常にプロジェクトのメンバーとしか村に来ない。
2. 市のどの部署の誰と最も多くコミュニケーションをとるか。	無い。
3. プロジェクトが開始されてから、市や他の行政機関とのコミュニケーションは多くなったか（改善されたか）。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトが開始されてから市とのコミュニケーションが多くなった。 ・市は種子などを持ってきてくれるようになった。
4. プロジェクト実施後、市に対する信頼感は高まったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・我々にとって、市はとても遠い存在で、信頼感はないが、プロジェクトと一緒に来てくれるときには、市の存在を感じる。
5. IDH や SDR、市議会議員への信頼感は高まったか。	N/A
6. 市のどの部署に、プログラムの申請（Alianza Contigo 等）を提出するか。	N/A
7. プロジェクトが始まる前は、申請を出してから、その結果がわかるまで、どれくらいの時間がかかったか。	申請はない。
8. 申請が許可され、物資が支給された後、フォローアップは市からあったか。	N/A
II. グループの組織・活動	
9. どのような活動を行っているか。	野菜栽培
10. プロジェクトの活動を始めてから、どのようなことが改善されたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・もう野菜を買う必要が無くなり、常に新鮮な野菜が食べられるし、余剰が出た場合は近所の人に売ることができる。 ・売れたときの収入で、肥料を買うことができる。 ・前よりもより多く野菜を食べるようになった。 ・野菜栽培、しかも有機野菜の栽培の仕方を覚えられ、うれしい。また、それを売ることが出来る。 ・グループで働くことが楽しい。
11. 他に、市や国からどのような支援を受けているか。Oportunidades や Censo Cafetalero など。	Opportunities
12. プロジェクトは何の物資の支援をしないのに、なぜ、活動を続けるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・最初は難しかった。労働も重かったし、負担が大きかった。グループから去るものもいた。しかし、プロジェクトが来て、一緒に働いてくれることによってやる気が出てきた。 ・野菜栽培は自分たちのためであり、役に立っている。 ・田舎に住んでいるため、野菜栽培は重要である。 ・自分たちで野菜を作れるということは知らなかった。
13. グループでの活動は楽しいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・最初はグループでの作業であったが、そのうちに個人的にもやるようになってきた。 ・今は各家庭で野菜栽培ができるよう、技術移転や支援を待っている。 ・グループで働くのはとても楽しいし、プロジェクトがいつもそばにいてくれることがうれしい。 ・グループで働くことで学ぶことが多い。
14. プロジェクトが終わっても、これらの活動を続けるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・続けるが、市の援助が必要である。 ・しかし、市に対する信頼感はない。 ・PAPROSOC の時のようにはいかないだろう。 ・野菜作りは自分たちのためでもあり、売ることができるから続けていきたい。 ・プロジェクトが終わってしまったらとても悲しい。

No. 3	インタビュー日：2005/8/25
村落名	ルーベン・ハラミージョ（ツサンタン市）
対象グループ名または No.	6人
設問	回答
I. 市との関係	
1. 行政のどのレベルと最も多くコミュニケーションをとるか。	市
2. 市のどの部署の誰と最も多くコミュニケーションをとるか。	農業振興課（Fomento Agropequario） / 人間開発局（IDH）
3. 農業プロジェクトが開始されてから、市や他の行政機関とのコミュニケーションは多くなったか（改善されたか）。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト開始前は、市とのコミュニケーションはまったくなかった。 ・男性のみが、連絡係としてコミュニケーションを取り合っていた。 ・プロジェクトのスタッフが、支援プログラムがあることを教えてくれて、手続きを手伝ってくれた。 ・洋裁についての IDH への申請手続きは共同で行った。
4. プロジェクト実施後、市に対する信頼感は高まったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市に対する信頼は以前はなかった。たとえば、申請をしても、1年後に、不採択という結果が来ただけだった。 ・プロジェクトが始まってからは、回答が早くなった。 ・我々にとっては、農業振興課のほうが、より近く感じる。 ・農業振興課のダイレクターが我々に、改良かまどの作り方を教えてくれた。
5. IDH や SDR、市議会議員への信頼感は高まったか。	高まった。
6. 市のどの部署に、プログラムの申請（Alianza Contigo 等）を提出するのか。	N/A
7. プロジェクトが始まる前は、申請を出してから、その結果がわかるまで、どれくらいの時間がかかったか。	N/A
8. 申請が許可され、物資が支給された後、フォローアップは市からあったか。	N/A
II. グループの組織・活動	
9. どのような活動を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜作り ・洋裁 ・改良かまど
10. プロジェクトの活動を始めてから、どのようなことが改善されたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ内のコミュニケーションが良くなった。 ・グループで働くことにより、お互いに助け合いができる。 ・改良かまど：薪も少なくすみ、煙も少ない。また、一度に2つのものを作るので、時間の節約にもなる。暖かい料理を食べさせることができる。 ・洋裁：お金や時間をかけずに、自分で自分の服が持てる。 ・野菜栽培：今は家庭菜園が主であるが、自分が作った野菜が食べられる。野菜が多くとれる。
11. ほかに、市や国からどのような支援を受けているか。Oportunidades や Censo Cafetalero など。	PROGRESA から、月に1度、一箱ずつの食料援助が届くが、十分ではない（ここは、Oportunidades がいないため。Oportunidades は申請制であり、現在申請中であるということである。）。
12. プロジェクトは何の物資の支援をしないのに、なぜ、活動を続けるのか。	PAPROSOC と活動することは楽しい。プロジェクトは我々に物資の支給ではなく、技術を教えてくれるが、そちらのほうが重要であると思う。技術を習得することで、働くことができ、その給与で生活することができる。男性が主に働いているが、自分たち女性が自由に使えるお金は少ない。また、これを機にさらに様々な経済活動ができると考える。
13. グループでの活動は楽しいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で活動していても、（行政からの）支援は得られない。グループで活動することで、支援も得られるようになる。また、グループ活動のほうが、多くのことを早くやることができる。

14. プロジェクトが終わっても、これらの活動を続けるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・話し相手ができうれしい。 ・さまざまな技術を身につけ、申請の方法も覚えたが、未だに自分たちだけでやる自信がない。 ・もっといろいろなことを身につけたい。
-------------------------------	---

No. 4	インタビュー日：2005/8/26
村落名	ツサンタン（ツサンタン市）
対象グループ名または No.	9人
設問	回答
I. 市との関係	
1. 行政のどのレベルと最も多くコミュニケーションをとるか。	市 IDH / PAPROSOC / 州政府
2. 市のどの部署の誰と最も多くコミュニケーションをとるか。	農業振興課
3. プロジェクトが開始されてから、市や他の行政機関とのコミュニケーションは多くなったか（改善されたか）。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト開始前は、何のコミュニケーションも活動もなかった。 ・現在では、常にコミュニケーションをとっている。
4. プロジェクト実施後、市に対する信頼感は高まったか。	N/A
5. IDH や SDR、市議会議員への信頼感は高まったか。	N/A
6. 市のどの部署に、プログラムの申請（Alianza Contigo 等）を提出するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は、何の申請をしたこともない。 ・その後、IDH のプログラムでかまどの申請をしたが、回答が来るのに1カ月かかった。 ・教員が申請を出すときに、支援してくれた。 ・市の職員が、野菜栽培をしているのを見に来た。その後、貸し作りの資機材を申請している。 ・さまざまな申請があるが、市役所が我々の活動を良く理解しているためと、我々のグループが女性グループであることから、優先順位を上げてくれている。
7. プロジェクトが始まる前は、申請を出してから、その結果がわかるまで、どれくらいの時間がかかったか。	N/A
8. 申請が許可され、物資が支給された後、フォローアップは市からあったか。	N/A
II. グループの組織・活動	
9. どのような活動を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜栽培 ・改良かまど ・洋裁 ・菓子づくり
10. プロジェクトの活動を始めてから、どのようなことが改善されたか。	<p>PAPROSOC</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピザやパイ作りなどを教わり、売ることができた。 ・上記の活動をグループで行った。 <p>改良かまど：</p> <p>薪の節約と一度に1つ以上の料理ができるようになった。また、そのための時間も短縮され、家の中の温度も上がらなくなった。健康上に非常に良い。</p> <p>野菜作り：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お金がないときでも、野菜を料理して食べることができる。 ・協力隊員のおかげで野菜や果物をたくさんとるようになった。 ・グループで働く利点が理解できた。 ・わからないことがあっても、グループの仲間が教えてくれる。

	その他の活動 ・みみずの養殖 ・有機ごみ ・料理の仕方
11. ほかに、市や国からどのような支援を受けているか。Oportunidades や Censo Cafetalero など。	N/A
12. プロジェクトは何の物資の支援をしないのに、なぜ、活動を続けるのか。	・野菜作りを学びたかった。 ・我々は土地は持っていたものの、その利用の仕方がわからなかったが、野菜作りなどに使えるようになり、しかもグループで学ぶので役にたった。 ・プロジェクトの人たちと働くのが楽しかった。
13. グループでの活動は楽しいか。	・楽しいし、活動が迅速に進む。 ・困難な点：お金が絡んでくると難しい。
14. プロジェクトが終わっても、これらの活動を続けるか。	・共同で続ける。 ・この町には菓子がないので、菓子を作って売っていきたい。

No. 5	インタビュー日：2005/8/24
村落名	サン・ラファエル1(ウニオンフアレス市)
対象グループ名または No.	8人(主にグループ役員)
設問	回答
I. 市との関係	
1. 行政のどのレベルと最も多くコミュニケーションをとるか。	連邦政府
2. 市のどの部署の誰と最も多くコミュニケーションをとるか。	よくわからないが、主に市長
3. プロジェクトが開始されてから、市や他の行政機関とのコミュニケーションは多くなったか(改善されたか)。	N/A
4. プロジェクト実施後、市に対する信頼感は高まったか。	・市に対する信頼感はない。何度も援助の申請をしたが、何もしてくれなかった。 ・しかし、プロジェクトに対しては大きな信頼感を持っている。
5. IDH や SDR、市議会議員への信頼感は高まったか。	N/A
6. 市のどの部署に、プログラムの申請 (Alianza Contigo 等) を提出するか。	N/A
7. プロジェクトが始まる前は、申請を出してから、その結果がわかるまで、どれくらいの時間がかかったか。	N/A
8. 申請が許可され、物資が支給された後、フォローアップは市からあったか。	N/A
II. グループの組織・活動	
9. どのような活動を行っているか。	野菜栽培
10. プロジェクトの活動を始めてから、どのようなことが改善されたか。	・以前、野菜は買わなければならなかったが、今は自分たちで作れる。その分、支出が減った。 ・野菜栽培や花卉栽培の技術を習得できた。 ・プロジェクト以前は、夫が余り家から外へ出してくれなかったが、今は活動で外へ出られるので、もっと自由な時間が持てるようになった。 ・他のメンバーをよく知ることができるようになり、コミュニケーション

	<p>オンがとれて、楽しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ活動でコミュニケーションもとれ、情報交換もできるし、自分たち自身で組織を作り、運営・管理していくこともできるようになった。 ・家の中でも、以前よりも夫との会話が増えた。我々のプロジェクトの活動を語ることが多くなった。その結果、夫達も、活動の重要性を理解し、自分たちも活動に参加する意欲が出てきたとともに、実際に手伝ってくれるようになった。
11. ほかに、市や国からどのような支援を受けているか。 Oportunidades や Censo Cafetalero など。	Oportunidad, Censo Cafetalero
12. プロジェクトは何の物資の支援をしないのに、なぜ、活動を続けるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜならば、野菜作りや花作りの技術を教えてくれるから。将来は、自分たちの消費以外に売ることによって収入を得ることを計画している。これによって、主婦たちが自由に使えるお金が得られる。 ・また、プロジェクトを通して、日本人の人たちが村に来てくれる。以前は他の国から村に来てくれる人はいなかった。他国の人と会い、語りあうのは楽しいし、なによりも「自分たちも地球の一部の人間なのだ」という自信がわいてきた。
13. グループでの活動は楽しいか。	とても楽しい。様々な情報交換ができる。
14. プロジェクトが終わっても、これらの活動を続けるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・続けられる。野菜栽培や花栽培の技術も学んだ。また、グループの組織化やその運営の仕方も学んだ。また、Alianza Contigo や他の支援プログラムの申請の仕方も学んだ。しかし、この活動を続けるには、資源や技術移転をしてくれる人的資源が必須である。

No.6	インタビュー日：2005/8/24
村落名	サン・ラファエル2 (ウニオンフアレス市)
対象グループ名または No.	10人 (非役員メンバー)
設問	回答
I. 市との関係	
1. 行政のどのレベルと最も多くコミュニケーションをとるか。	市
2. 市のどの部署の誰と最も多くコミュニケーションをとるか。	N/A
3. プロジェクトが開始されてから、市や他の行政機関とのコミュニケーションは多くなったか (改善されたか)。	市の村落開発グループが前よりも、訪問してくれるようになった。
4. プロジェクト実施後、市に対する信頼感が高まったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前の市長は村落道路の修理をしてくれて良かったが、今の市長に更なる信頼感をおいている。 ・市の村落開発グループが前よりも、訪問してくれるようになった。
5. IDH や SDR、市議会議員への信頼感が高まったか。	N/A
6. 市のどの部署に、プログラムの申請 (Alianza Contigo 等) を提出するのか。	N/A
7. プロジェクトが始まる前は、申請を出してから、その結果がわかるまで、どれくらいの時間がかかったか。	N/A
8. 申請が許可され、物資が支給された後、フォローアップは市からあったか。	N/A

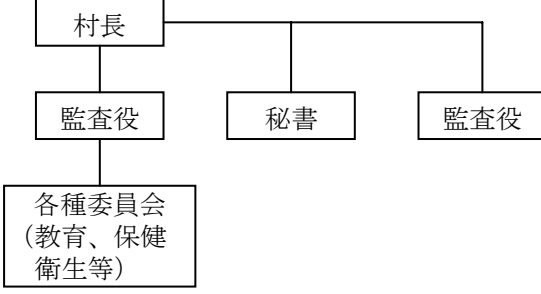
II.グループの組織・活動	
9. どのような活動を行っているか。	菓子作り、野菜栽培、改良かまど
10. プロジェクトの活動を始めてから、どのようなことが改善されたか。	野菜をやることによって、買う必要が少なくなり、支出が削減できた。た、花を売ることによって収入を得ることもできた。今では、前に比べ、菓子が作れたり、野菜が作れたりすることで、自分に自信がついた。
11. ほかに、市や国からどのような支援を受けているか。Oportunidades や Censo Cafetalero など。	Oportunidades, Censo Cafetalero
12. プロジェクトは何の物資の支援をしないのに、なぜ、活動を続けるのか。	働くこと自身が好きになったし、グループで活動することによって、コミュニケーションができ、楽しい。
13. グループでの活動は楽しいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・活動が楽しい。 ・活動の結果が見えてくるうちに、夫たちも我々の活動に理解を示し、伝えてくれるようになった。たとえば、水運びやホースのような重いものを持ってくれる。 ・（以前から、コミュニティ内の助け合いは伝統として行われていた。）
14. プロジェクトが終わっても、これらの活動を続けるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループで活動を続けていければ、続くと思う。 ・市もこれからは、我々に研修を行ってくれると考える。 ・詳細なマニュアルがあればなお良い。 ・洋裁もやってみたい。 ・自分達で市に支援プログラムの申請ができると思う。

No.7	インタビュー日：2005/8/30
村落名	ロスカカオス市
対象グループ名または No.	8人
設問	回答
I. 市との関係	
1. 行政のどのレベルと最も多くコミュニケーションをとるか。	市
2. 市のどの部署の誰と最も多くコミュニケーションをとるか。	農業振興課
3. プロジェクトが開始されてから、市や他の行政機関とのコミュニケーションは多くなったか（改善されたか）。	とても改善された
4. プロジェクト実施後、市に対する信頼感は高まったか。	前の市長のほうが、様々な点で村を支援してくれた。現在の市長はまだ何もしてくれていない。前の市長のときはよく村を訪問し、会議に出てくれた。それは、この村が何も申請をしなかったからである。たとえば、プロパンガスを支給してくれた。
5. IDH や SDR、市議会議員への信頼感は高まったか。	N/A
6. 市のどの部署に、プログラムの申請（Alianza Contigo 等）を提出するのか。	N/A
7. プロジェクトが始まる前は、申請を出してから、その結果がわかるまで、どれくらいの時間がかかったか。	N/A
8. 申請が許可され、物資が支給された後、フォローアップは市からあったか。	N/A

II. グループの組織・活動	
9. どのような活動を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・最初はグループで野菜栽培をしていたが、今では家庭菜園となっている。現在は、菓子づくり、花栽培、洋裁のグループがある。
10. プロジェクトの活動を始めてから、どのようなことが改善されたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜作りが役に立つ。 ・家庭菜園になってからは、野菜を買う必要がなくなった。子供にも野菜を食べさせられる。 ・野菜は自分たちで食べるだけでなく、余ったときには売ることができる。 ・タパチュラまで野菜を売りにいくことができる。交通費を払っても、手元にお金が残るくらいに売れる。 ・プロジェクトのさまざまな研修でいろいろなことを学んだ。グループ長となってからは、自分自身の意識が変わったと感じる。 ・改良かまどのおかげで、薪の使用数が減った。 ・このかまどのおかげで、早く調理できるようになったし、家内に熱がこもらなくなった。 ・2種類の料理を一度に調理できる。 ・洋裁ができるようになって、生地を買うだけでスカートをすでに3枚づくり、その分出費が減った。 ・子供の学校の制服は高いが、洋裁を習ったおかげで自分でつくることができる。 ・母親やその他の人々とこのグループに加わり、様々なことを教わってよかった。村の中ではただ集まって井戸端会議をしているなどという中傷もあるが、それは、嫉妬からくるものだろうと思っている。
11. ほかに、市や国からどのような支援を受けているか。Oportunidades や Censo Cafetalero など。	Opportunidades (金銭援助、奨学金)
12. プロジェクトは何の物資の支援をしないのに、なぜ、活動を続けるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・技術指導をしてくれる。 ・知らなかったことを教えてくれる。
13. グループでの活動は楽しいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトが開始されてから、初めてグループで働くことを経験した。 ・様々な研修や会議に参加したり、他の市やタパチュラまで行った。申請の仕方も今では理解できるようになった。
14. プロジェクトが終わっても、これらの活動を続けるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・どうなるかはわからない。 ・自分たち自身、プロジェクトが終わってしまったら活動を続けるかどうかについて迷っている。 ・ここでやめてしまえば、学んだことが生かせないので続ける。
15. (追加質問) : プロジェクトの活動をしていて、友人、近隣の人々、家族や親戚など、学んだ技術を教えてくれという要望は無かったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・改良かまどについては、グループの2人の女性が、カルメン村までデモンストレーションをしに行った。 ・他の人が、我々の活動に嫉妬をしている。自分たちも入りたがっているが、入るとすれば、最初からやらなければならない。自分としては、他の人にも入ってもらいたいと思っている。

各市持続的村落開発チーム (EQUIPO)
グループインタビュー結果シート

インタビュー日	2005年8月30日																																																																																										
市名	アカコヤグア市																																																																																										
対象グループ名	Ing. Daniel Antonio Rojas, Ing. (Director de Fomento Agro.) Maria del Rosario Conzilco A (Coordinadora de CDSR) Lic. Leticia Nakamura (IDH)																																																																																										
設問	回答																																																																																										
1. いつからこの業務についているか (市職員は3年契約、CDSRのコーディネーターは1年契約 SDRからの出向)。	ダニエル：2005年1月から マリア：2005年2月から (注：CDSRのコーディネーターは、Alianza ContigoのPROFEMOR：組織・企業強化プログラムからFomentoの組織強化のために各市のFomento Agropecuario 出向しているため、事務所はFomentoの中にある。)																																																																																										
2. 市に、村落開発年間計画はあるか。	ある。現在作成中である。主に、村レベルの持続的村落開発審議会のコーディネーション、Alianza Contigoの要請があった場合のニーズ調査、生産者への対応が内容になっている (以下参照)。																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Alianza Contigoの申請受付</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請内容の確認、検討</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係各部とのコーディネーション</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請のSDRへの提出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請の認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>													活動	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	Alianza Contigoの申請受付	×	×	×	×	×								申請内容の確認、検討			×	×	×	×							関係各部とのコーディネーション				×	×								申請のSDRへの提出								×	×	×			申請の認定											×	×
活動	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																															
Alianza Contigoの申請受付	×	×	×	×	×																																																																																						
申請内容の確認、検討			×	×	×	×																																																																																					
関係各部とのコーディネーション				×	×																																																																																						
申請のSDRへの提出								×	×	×																																																																																	
申請の認定											×	×																																																																															
3. 市にはいくつの村があるか。そのうち、訪問している村落はどこか。頻度はどの程度か。	<ul style="list-style-type: none"> ・38村ある。 ・現在は、ロスカカオス、コスタリカ、フロールドルカルメンを訪問している。ロスカカオスはPAPROSOCの活動があるため、他のコミュニティはプロジェクトの改良かまどに興味を持って、導入したいという要請があったため、プレゼンテーション等で訪問している。 																																																																																										
4. 全ての村を訪問することは可能か。訪問の際の交通手段は与えられるか。また、日当は出るか。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての村を訪問することは困難である。 ・市の車両が足りないため、現在はPAPROSOCとともに行動している。必要があれば、歩いていく。 ・日当は出ない。 																																																																																										
5. 当市の村落開発の重点課題は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興。農業生産の向上、商品作物の栽培、農作物の多様化、土壌改良；このような商品作物の栽培の向上とともに、自給作物の充実、フードセキュリティが重要である。 ・持続的村落開発審議会 (村落レベル) の開催。村落開発に関与するあらゆる関係者、団体が集まる場として重要である。特に生産者がこの審議会に参加することによって、市やその他のレベルの政府が持つ様々なプログラムについて知ることができる。特に、申請の方法について知ることができる。また、この会議に参加することによって、生産者自体が村落開発のエージェントであることを実感できる。 																																																																																										
6. Alianza Contigo は、PAPIR (農村投資)、PRODESCA (農村能力開発)、PROFEMOR (組織・企業強化) の3プログラムで	PAPIR である。 最も、実施が容易であり、生産者たちのためになる。																																																																																										

構成されているが、そのうち、どれを最も重要視するか。また、それはなぜか。	
7. 市の他局や市以外の省庁との実施協力体制はあるか。あったか。あった場合、それはどのような例か。	メキシコでは、これらの関係機関をデペンデンシアと呼ぶが、これらの機関との協力体制はある。たとえば、環境庁の森林局、水産局と連携して活動を行うことがあった。また、審議会でこれらの関係諸機関との連携体制はできている。
8. Alianza Contigo の申請数は市の中で増加しているか、減少しているか。	今年からの赴任なので、不明である。
9. Alianza Contigo の今後の方向性はどうか。なると考えるか。	生産者がこのプログラムにより大きく影響を受けているので、今後、更に需要や申請は増加すると考えられる。
10. 持続的農村開発審議会についてどう考えるか。	州レベルに、われわれは直接関与することはないが、市、ソコヌスコレベルの審議会是非常に重要であると考ええる。
11. 市の予算は、市の村落開発を実施するのに十分であると考えるか。	不十分である。
12. 村落開発にかかる研修はあるか。また、それは役に立つか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興職員：昨年の 12 月に市の研修があった。内容は、リソースマネジメント、プロジェクトの計画立案。 ・ SDR コーディネーター：SDR 主催の各種ワークショップがある。 ・ いずれも役にたった。
13. PAPROSOC を実施しているコミュニティではどのような活動をしているのか。	プロジェクト活動のフォローアップ、キャパシティ・ディベロップメントが主である。
14. プロジェクトを実施している村落の村落組織はどのようになっているか。また、その村落組織の誰が主な連絡窓口であるか。	 <pre> graph TD A[村長] --- B[監査役] A --- C[秘書] A --- D[監査役] B --- E[各種委員会
(教育、保健衛生等)] </pre> <p>市と村落の連絡窓口は村長であるが、村長が不在のときは監査役が行う。委員会については、村落により異なる。</p>
15. プロジェクトを実施している村落では、女性グループと村落組織はどのような関係であるか。	村落において、ミーティングを持つ際は、必ず村長が村人を招集する。プロジェクトも当初はそうのように住民を集めていた。現在では、特に改良かまどについて、村の会議を持って女性グループの支援をしている。
16. 市の村落開発計画とプロジェクトの活動は合致しているか。	合致している。

17. プロジェクトの活動を通して、自分たちの活動で改善された点は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・（女性）グループの組織化の方法 ・プログラムの申請の方法についての、能力強化 ・生産物の販売の仕方 ・生活の改善
18. 今までの村落開発プロジェクトと PAPROSOC の相違点はどこか。	アカコヤグア市では、ある村落で、どこかの機関が有機肥料のプロジェクトを 2000 年に開始したが、何のフォローアップも無く、一部では未だに続いているものの、広がりが無い。しかし、PAPROSOC の場合は、活動のフォローアップがあり、また、組織による活動、キャパシティ・ビルディングがあるため、活動が続き、また、他の地域への影響力も高い。実際に、改良かまどの活動は、ロコミでフロールデルカルメン村に広がっていった。
19. PAPROSOC の生活改善プロジェクトはどのように村落に役立っているか、と考えるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者の組織化による生活改善の手法を取り入れたこと ・市とのコミュニケーション強化を図ったこと ・生産者、住民の能力強化を行ったこと ・また、プロジェクトは村落だけではなく、市に対しても、9月に女性グループと市との連絡体制についての研修を行う予定であり、市にはプロジェクトが来るまで村落開発プロジェクトの実施体制が整っていなかったが、活動カレンダーを作成し、プロジェクト運営・管理の面で大きな成果が上がっていることは重要である（業務改善の活動）。
20. PAPROSOC の行っている、女性の生活改善への参加について、どう考えるか。	・当初は、不可能であると考えた。しかし、女性達の活動を見ているうちに、女性にも村落開発の能力があるのだということを知った。女性達の意識が変わっていくのもわかってきた。
21. PAPROSOC の各種マニュアル：野菜栽培、改良かまど、「改善」のコンセプトを理解しているか。	理解している。村落審議会において、マニュアルを紹介し、改良かまどのプレゼンテーションを行ったことで、アカコヤグア市の他の村落も興味を持ち、4月25日のアカコヤグアでの祭りに、改良かまどのデモンストレーションを行った際に、エル・カスターニョ村、サン・マルコス村、カルメン村、コスタリカ村、10デアブリル村から見学者が訪れた。
22. 上記マニュアルを他の村で使用、活用しているか。	している。実際に、コスタリカ村、カルメン村で改良かまどのワークショップを実施し、カルメン村では、デモンストレーション用に1基かまどを造った。
23. プロジェクトの対象以外で、市のイニシアチブによって、同様の活動が実施されているか。	そのようなケースはない。
24. プロジェクトのパイロット村落のメンバーの意識は他の村落と比べて異なるか。また、どのような点で異なるか。	村落開発活動に対する意識というものは、一朝一夕には変わるものではない。パイロット村落でも、グループ活動を通して少しずつ変わってきた。特に、計画的に活動を実施すること、意見交換をしながら改善していくことを少しずつ学んできているように見える。また、意識が変わったメンバーは、自分自身に対して自信を持ってきたようである。しかし、全てのメンバーの意識が変わったということは言いにくい。活動をさらに続けていく必要があると考える。
25. 3カ月に1度、週レベル開かれる合同調整会議の意義についてどのように考えるか。	この会議の意義は大きいと考える。特に、女性グループのメンバーが、自らの経験や感想を他の人々の前で述べるができるようになり、また、他のグループとの活動についての意見交換もできる。互いに教えあうということもできるようになってきた。
26. PAPROSOC のプロジェクトに市は何を負担したか。	改良かまどの一部の材料を負担した。煙突のチューブ、セメント等。また、これらの材料を運ぶ交通手段も提供した。
27. 市の上記のような負担は今後も可能か。その場合、予算はどこからでるのか。	市の予算の分配、使用は全て市長の考えによるため、今後のことはわからない。

28. 日本国の生活改善事業を実際の業務にどのように活かせると考えるか。	十分な資金、時間、計画、フォローアップと活動の拡大、必要な資機材があれば、日本のような生活改善事業はできると考える。
29. プロジェクトの活動に参加してどう思ったか。何を学んだか。	村落開発についての目的、活動内容、アイデア、活動を実施するための一連のプロセス、グループの組織化、組織の支援の仕方を学べたことが重要であった。また、ワークショップの開催の仕方、プロジェクト運営・管理についても学ぶことができた。女性が開発の中心となりえることも理解できた。また、そのことで女性たちが自分自身に自信を持つことができることもわかった。プロジェクト以前は村落の中でも、コミュニケーションは余りなかったが、プロジェクトが始まってからコミュニケーションが増えた。
30. プロジェクトの日本人専門家やC/Pからどのような研修を受けたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民（女性）の組織化 ・W/P 開催の仕方 ・OJT ・8日間にかけて、ミーティングや研修を受けた。IDHが15人、FOMENTOが4名、SDRが11名参加した。
31. PAPROSOC 終了後も、同様の活動は続けられるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市自体がやる気になってくれればできる。 ・しかし、我々市の職員もSDRのコーディネーターも任期が来れば変わる。これらの活動の成果をなんらかの形、たとえば文書等で残す必要がある。
32. プロジェクトに提言することはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト開始当初は、「日本人専門家は金をもらってやっているのに、自分たちはもらえない」という考えが強かったが、活動を通して少しずつ、村落開発への自らの参加の重要性に気づきはじめている。したがって、女性たちの意識はようやく変わり始めたところであり、プロジェクトを続けてほしい。 ・対象村落以外でも活動を実施してほしい。 ・JOCVが3つの活動について、平等にフォローしているように考えられない。どの活動についても、フォローアップをしてもらいたい。

各市持続的村落開発チーム(EQUIPO)

グループインタビュー結果シート

インタビュー日	2005年8月31日
市名	ツサンタン市
対象グループ名	C. German Gonzalez Perez. (Director de Fomento Agro.) Ing. Jupiter Dominguez Belliso (Coordinadora de CDSR) C.P. Hector Choy, C. Franco Diuarado, Director Dr. Felipe (IDH)
設問	回答
1. いつからこの業務についているか (市職員は3年契約、CDSRのコーディネーターは1年契約SDRからの出向)。	その他全員：2005年1月から ジュピター：2003年9月から (注：CDSRのコーディネーターは、Alianza ContigoのPROFEMOR:組織・企業強化プログラムからFomentoの組織強化のために各市のFomento Agropecuario 出向しているため、事務所はFomentoの中にある。)
2. 市に、村落開発年間計画はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター：業務の中心がAlianza Contigoの申請受理とその処理である。特に年間計画というものは無い。 ・Fomento：農業関係の各種活動において、各種プログラムに対する申請に対応する。 ・IDH：地域レベルの年間アクションプランがあり、それに基づいて活動を行っている。
3. 市にはいくつの村があるか。そのうち、訪問している村落はどこか。頻度はどの程度か。	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府のデータでは、63であるが、実際には84村落ある。 ・コーディネーター：平均2週間に1, 2村である。Alianza Contigoの申請が今年15グループからあり、また、家庭の池での魚を飼っている村落もあるため、魚を届けにくい。魚を飼っている家庭は、12, 3村落で30家庭ほどある。 ・Fomento：農業プログラムに申請があったときに訪問するが、平均して1週間に1村である。 ・IDH：1週間に2村である。
4. 全ての村を訪問することは可能か。訪問の際の交通手段は与えられるか。また、日当は出るか。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての村を訪問することは困難である。 ・市の車両が足りない。 ・日当は出ないが、村が遠く、宿泊が必要な際は、市やSDRから補助がでる。
5. 当市の村落開発の重点課題は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・Fomento：ソーシャルサービスが行き届いていない生産者への援助。 ・コーディネーター：農業振興である。また、果樹栽培の推進。また、マンゴー、カカオ、コーヒーについては地域の加工工場が必要である。当地域の12市に、このような加工工場が無いのが問題である。 ・IDH：社会的弱者に対する支援。
6. Alianza Contigoは、PAPIR(農村投資)、PRODESCA(農村能力開発)、PROFEMOR(組織・企業強化)の3プログラムで構成されているが、そのうち、どれを最も重要視するか。また、それはなぜか。	PARIRである。 女性グループに対し、その援助の可能性を広げた。
7. 市の他局や市以外の省庁との実施協力体制はあるか。あったか。	IDHとの協力で、生産者に対して、製粉機や自宅で飼う鳥などを支給した。

<p>あった場合、それはどのような例か。</p>	
<p>8. Alianza Contigo の申請数は市の中で増加しているか、減少しているか。</p>	<p>コーディネーターとして、2年間以上活動してきて、その申請は増加している。申請内容は、毎年のオペレーション・レギュレーションで必要性が高いものから優先順位がつけられるので、その年による。たとえば、2004年は漁業関係のものが多く採択されたが、2005年は畜産関係が多くなっている。</p>
<p>9. Alianza Contigo の今後の方向性はどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに傾向として現れているが、女性グループのほうが男性グループよりも申請数が多く、また、採択される傾向も高くなってきている。 ・現在の採択の経緯を見ていると、トップダウン的傾向がある。しかし、村落開発活動に生産者がより関与する「参加型」になってゆけば、生産者たちへの「自助努力」がさらに求められ、このプログラムからの支援は減少していくのではないかと考える。
<p>10. 持続的農村開発審議会についてどう考えるか。</p>	<p>州レベルに、我々は直接関与することはないが、ソコヌスコ、市レベルの審議会には生産者、関係者の意見交換の場として大変重要な役割を担っていると考える。現在、市レベルでは IDH を招待していないが、今後は IDH もメンバーとして入れる方向である。</p>
<p>11. 市の予算は、市の村落開発を実施するのに十分であるか。</p>	<p>不十分である。</p>
<p>12. 村落開発にかかる研修はあるか。また、それは役に立つか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興職員：コーヒー、カカオ栽培についての研修 SDR 主催がある。しかし、農業というものは常に変化するものであり、その変化に合わせた研修が更に必要であると感じる。 ・SDR コーディネーター：SDR 主催の各種ワークショップが毎月ある。Alianza Contigo については、年に1度。プロジェクトベースの研修がない。特に、森林保護等の研修は必要だが、難しい。 ・IDH：IDHは大きく3分野に分かれているが、それぞれの分野で定期的に研修がある。いずれも役に立つ。
<p>13. PAPROSOC を実施しているコミュニティではどのような活動をしているのか。</p>	<p>プロジェクト活動の上での組織化、計画立案、フォローアップ、キャパシティ・ディベロップメントが主である。</p>
<p>14. プロジェクトを実施している村落の村落組織はどのようなになっているか。また、その村落組織の誰が主な連絡窓口であるか。</p>	<div data-bbox="446 1339 997 1601" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[村長] --- B[監査役] A --- C[秘書] A --- D[会計] B --- E[各種委員会 (教育、保健衛生等)] </pre> </div> <p>市と村落の連絡窓口は村長であるが、村長が不在のときは監査役が行う。委員会については、村落により異なる。</p>
<p>15. プロジェクトを実施している村落では、女性グループと村落組織はどのような関係であるか。</p>	<p>村落において、ミーティングを持つ際は、必ず村長が村人を招集する。プロジェクトも当初はそのように住民を集めていた。女性も積極的に参加し、同市では、女性の村長も出てきている。</p>
<p>16. 市の村落開発計画とプロジェクトの活動は合致しているか。</p>	<p>合致している。市としては、(持続的村落開発法に準じて)、女性の活動への推進を図ってきたが、当初は、物資を受け取ることしか考えていなかった女性たちが自ら活動を開始し始めたことは大きいと考える。</p>

17. プロジェクトの活動を通して、自分達の活動で改善された点は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・（女性）グループの組織化の方法 ・女性の意識の変化 ・新技術の習得 ・活動を実施するにはシステムの構築が重要であることが理解できた。
18. 今までの村落開発プロジェクトと PAPROSOC の相違点はどこか。	依然、IDH がある村落で、種子を配布したが、何のフォローアップも無く、活動は失敗した。しかし、PAPROSOC の場合は、活動のフォローアップがあり、また、組織による活動、キャパシティ・ビルディングがあるため、活動が続く。また、時間に正確になるような習慣がついた。
19. PAPROSOC の生活改善プロジェクトはどのように村落に役立っていると考えるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市とのコミュニケーション強化を図ったこと ・生産者、住民の能力強化を組織化によって行ったこと ・女性グループの必要性にあった活動を行ったこと
20. PAPROSOC の行っている、女性の生活改善への参加について、どう考えるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、女性は、余り積極的ではなかったが、今では村落開発の重要な担い手となっていると考える。 ・夫婦が二人で働くことによって、家庭の収入が増え、生活も将来は楽になると考えられる。 ・さまざまな支援プログラムに積極的に申請していくようになった。
21. PAPROSOC の各種マニュアル：野菜栽培、改良かまど、「改善」のコンセプトを理解しているか。	理解している。
22. 上記マニュアルを他の村で使用、活用しているか。	している。実際に、他の村落にこれらのマニュアルを持ってプレゼンテーションを行っている。
23. プロジェクトの対象以外で、市のイニシアチブによって、同様の活動が実施されているか。	そのようなケースはない。
24. プロジェクトのパイロット村落のメンバーの意識は他の村落と比べて異なるか。また、どのような点で異なるか。	以前は、この様な活動を「義務」と捉えていたが、いまでは、自らの意志で活動に取り組んでいる。
25. 3カ月に1度、州レベル開かれる合同調整会議の意義についてどのように考えるか。	この会議の意義は大きいと考える。特に、女性グループのメンバーが、自らの経験や感想を他の人々の前で述べるができるようになり、また、他のグループとの活動についての意見交換もできる。互いに教えあうということもできるようになってきた。
26. PAPROSOC のプロジェクトに市は何を負担したか。	改良かまどの一部の材料を負担した。煙突のチューブ、セメント等。

27. 市の上記のような負担は今後も可能か。その場合、予算はどこからでるのか。	市の予算の分配、使用は全て市長の考えによるため、今後のことはわからない。不足するであろうことだけは確かである。
28. 日本国の生活改善事業を実際の業務にどのように活かせると考えるか。	他の生産者と共同で働くということ。
29. プロジェクトの活動に参加してどう思ったか。何を学んだか。	<ul style="list-style-type: none"> ・どのように、女性を村落開発活動に参加させるか。 ・フォローアップをどのようにするか。 ・ベースライン調査の実施方法 ・システムティックに活動を実施する方法
30. プロジェクトの日本人専門家やC/Pからどのような研修を受けたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民（女性）の組織化 ・W/S 開催の仕方 ・OJT
31. PAPROSOC 終了後も、同様の活動は続けられるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性グループが存続する限り、続けられると考える。現在の女性グループ自らが今度は講師となり、広げていくことができる。 ・しかし、我々市の職員も SDR のコーディネーターも任期が来れば変わる。また、我々以外の人間の存在価値も大きい。
32. プロジェクトに提言することはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・まだまだ学ぶことが多いので、プロジェクトを続けてほしい。 ・活動をシステムティックに行う方法は大体つかめたが、まだ経験が不足している。 ・JOCV をもっと派遣してもらいたい。 ・もっと村落を訪問してほしい。 ・もっと他の女性のグループも組織してほしい。

各市持続的村落開発チーム(EQUIPO)
グループインタビュー結果シート

インタビュー日	2005年8月30日
市名	ウニオンフアレス市
対象グループ名	Ing. Jimmy de Jesus Verdugo Mazariegos : Fomento Agropecuario Ing. David Vazquez Ramirez : Coordinador Municipal de CDSR Sr.Bulmaro Perez Diaz : Coordinador Municipal de CDSR Sra.Jannet Ramirez Bamaca : Encargada de Violencia Familiar (IDH)
設問	回答
1. いつからこの業務についているか (市職員は3年契約、CDSRのコーディネーターは1年契約 SDR からの出向)。	ジミー：2005年2月から ダヴィド：2005年2月から ブルマオ：2005年2月から ジャネット：2005年8月から (注：CDSRのコーディネーターは、Alianza Contigo の PROFEMOR：組織・企業強化プログラムから Fomento の組織強化のために各市の Fomento Agropecuario 出向しているため、事務所は Fomento の中にある。)
2. 市に、村落開発年間計画はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前の市長の時は Fomento (FA) 自体が存在しなかったため COPLADEM (Consejo Planificacion de Desarrollo Municipal) が担当していた。住民は以前からあった COPLADEM に行ってしまうが、FA としては COPLADEM とは違う FA のアピールポイントを考え、生産者支援のプロジェクト立案、展開、情報収集と広報ということで村に宣伝した。FA はできたばかりなので、我々に何が出来るかは現在模索中であり、計画に沿った仕事を実行するのは来年以降と考えている。 ・コーディネーター：年計画書、週単位の計画、月ごとに見直しを行っている。月次報告書を市レベルで作成してソコヌスコ Deligation にあげる。ルーティーンの仕事としては、審議会のコーディネーションがある。 ・職場に入ったばかりなので全体像はわからないが、IDH 機関としての活動計画があり、自分の知る限りでは月ごとにミーティングを行っているようだ。
3. 市にはいくつの村があるか。そのうち、訪問している村落はどこか。頻度はどの程度か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Fomento：20 カ村担当 (市の全村) で、1 カ月に 1 回くらいの訪問を BU と 2 人でカバーしようとしている。 ・ (JA) 20 カ村担当 (市の全村) 今後一緒に PAPROSOC の活動等を見に行きたい。
4. 全ての村を訪問することは可能か。訪問の際の交通手段は与えられるか。また、日当は出るか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Fomento:市の車がないわけではないが、FA の専用車ではないので随時村の警察に頼む等の手配が必要。公共の交通手段はある場合もあるが、我々が訪問する殆どの村には存在しない。日当 (交通費) はタバチュラの関係事務所に行くときは支給されるが、村の場合はない。 ・ コーディネーター：村の訪問は市の役割だが、生産プロジェクトに関しては FA と共に仕事をしている。 ・ IDH：日当などは全くでない。
5. 当市の村落開発の重点課題は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ (Alianza Contigo) 要望の内容は同じなのに、多くのグループが別々に申請を上げてくることが多い。また、組織化がなければ成果は少ないと思う。 ・ 1) コミュニティに既存の組織が存在しないことが多い。2) 需要は多いのに、予算が少ない。市としても、対応件数が少なくて済むので、組織化しているところを優先したい。対応件数が多いと、同じ事を何度も行わなければならない。進捗が遅れる最も大きな原因となる。 ・ 同じコミュニティで同じ内容の申請をあげてこられると、どちらか 1 つを選ぶのが難しい。1 コミュニティで 1 申請のみ対応可能と説明しているが、グループは別々に申請したいと希望する場合が多くて困る。
6. Alianza Contigo は、PAPIR (農村投資)、PRODESCA (農村能力開発)、PROFEMOR (組織・企業強化) の 3 プログラムで	それぞれに相関関係があるので、全て大切である。

構成されているが、そのうち、どれを最も重要視するか。また、それはなぜか。	
7. 市の他局や市以外の省庁との実施協力体制はあるか。あったか。あった場合、それはどのような例か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ PAPEROSOC 以外にも、SDR と殺虫剤のプロジェクトを実施している。 ・ 地域の関係機関を特別会議の際に必ず招いている。SETI (先住民)、SEDESOL (メキシコ社会開発省) などは返事が早く、協力的になってきている。
8. Alianza Contigo の申請数は市の中で増加しているか、減少しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Alianza Contigo の基本 3 プログラムの申請については増えている。生産プロジェクトについては (今年) 40 件から 60 件ほどあった。 ・ 生産プロジェクトでは、コーヒー生産に係る機材申請が中心。 ・ 現在は PAPERIL の申請が一番多いが、全て同様に増えている。これまでのプログラムは政府側から現金を供与する形が中心だったが、メカニズムが変化してきている。現在は、必要な原材料や資機材の資金を農民に直接渡さず、サプライヤーに支払うようにしている。 ・ IDH に関連する部分の申請は少ない。
9. Alianza Contigo の今後の方向性はどのようになるか。	まず、需要に対して何を達成すべきなのかを明確にし、目標を立てるべきだと思う。また、たとえば全ての申請を通すことはできないが、通らなかった申請に対してもフォローが必要である。
10. 持続的農村開発審議会についてどう考えるか。	<p>(市レベル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席して欲しい機関は全て出席している。 ・ 確かにそうだが、毎月コンスタントに来ているわけではない。出席義務がある形で召集すべきと考えている。地方分権化が進む中で、今後は各関係機関が常駐し、連携していく必要がある。各組織の予算は独立しているが、今後は複数の関連機関の予算を一つに集中させ、その中で何ができるかを一緒に考えていくべき。現在、各関連機関の窓口はタバチュラにある。農村開発法によれば、委員会の中に教育省も入っている。農業だけでなく、教育、保健衛生等も含めるのが新しいビジョンです。リソースを集中することが今年から義務付けられたので、今年はその準備段階にある。来年以降の効果の発現を期待している。 <p>(地域レベル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月ごとに参加している。 ・ ここでは市レベルの見解の発表を行う。申請書の分析を行うテクニカルコミッティをテーマごとに作った。会議のアジェンダはコーディネーターの役割。このレベルでは、関連機関の調整がとれている。会長、セクレタリオ、コミッティ、SEGALPA などが参加する。投票権のあるメンバー以外に、発言権のみある関連機関から参加がある。
11. 市の予算は、市の村落開発を実施するのに十分であるか。	不十分である。
12. 村落開発にかかる研修はあるか。また、それは役に立つか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーター：独自の研修計画がある。自分の活動に沿った研修内容 (技術研修、申請診断等) になっている。PAPEROSOC からは参加型計画等。 ・ IDH : PAPEROSOC のみ。 ・ Fomento : 花卉村に行ってから初めて知ったので、そのような研修を行ってほしい。プロジェクト運営管理も、そういわれればやってみたい。
13. PAPEROSOC を実施しているコミュニティではどのような活動をしているのか。	市役所として色々と申請されるので、それをどう支援できるか考えている。改良かまど、家庭菜園、播種の苗床等への支援。2 人で分担してやっている。作業も手伝ったりする (Fomento、coordinator) 。

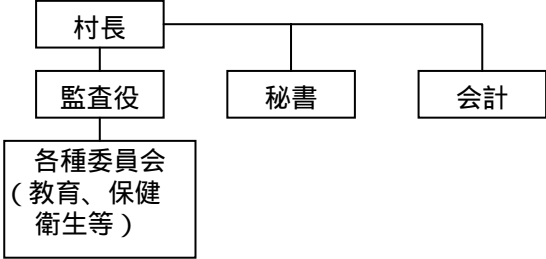
<p>14. プロジェクトを実施している村落の村落組織はどのようなになっているか。また、その村落組織の誰が主な連絡窓口であるか。</p>	<p>村単位で村長を筆頭とする委員会などの構造がある場合でも、別途政治的組織があり、そのほうが強かったりする。結局、一番強いグループのみに対応することになりがち。もしも PAPROSOC がなくなっても、グループは自分達で申請に来るだろう。村長とグループとの関係としては、村長が各グループの申請をまとめて市に申請したりすることは、基本的にはないだろうと思う。</p> <p>(barrio) comisariado 委員会</p>
<p>15. プロジェクトを実施している村落では、女性グループと村落組織はどのような関係であるか。</p>	<p>N/A</p>
<p>16. 市の村落開発計画とプロジェクトの活動は合致しているか。</p>	<p>この地域の他の市では市の開発計画を作成済みであるが、ウニオンフアレスでは自分の前任者が作成していなかったので、2004年11月に作成に向けた調査を開始した。1カ月後に作成に向けた W/S を実施する予定。</p>
<p>17. プロジェクトの活動を通して、自分達の活動で改善された点は何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担の改善（責任の所在の明確化）
<p>18. 今までの村落開発プロジェクトと PAPROSOC の相違点はどこか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を集めて組織化できたことが大きい。これまでも大きな課題だった。メキシコでは女性は台所にいればいいと考えられているが、女性にも潜在能力があり、機会さえ与えられれば能力が発揮されるのだと知った。少なくともチアパス州でのこれまでのプロジェクトには無かったアプローチである。 ・女性も組織化できることを知った。他の地域で、我々の支援により新たなグループの組織化が可能だと思った。 ・男性だけが偉いと思われているが、女性にも価値があると思うことができた。自分自身への励みにもなった。プロジェクトの作業は大変だけれど、皆でやれば女性も男性と同じことができるのだと思った。
<p>19. PAPROSOC の生活改善プロジェクトはどのように村落に役立っていると考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が組織化できることのインパクトは大きい。男性側の反応としては、プロジェクト開始当初は会議、会議と忙しく時間を費やしている妻とのトラブルがあったようだが、成果が出始めると、男性もその価値を認識しはじめたようだ。
<p>20. PAPROSOC の行っている、女性の生活改善への参加について、どう考えるか。</p>	<p>PAPROSOC の活動をした女性たちは、他の女性達にも影響を与えていくと思う。協力隊員などは、プロジェクト以外の活動として農民と販売活動を行ったり、男女問わずに子供を呼んで工芸をやったりして、収入向上に貢献している。</p>
<p>21. PAPROSOC の各種マニュアル：野菜栽培、改良かまど、「改善」のコンセプトを理解しているか。</p>	<p>全てのマニュアルを持っている。他の村の人たちにも配布している。</p>
<p>22. 上記マニュアルを他の村で使用、活用しているか。</p>	<p>N/A</p>
<p>23. プロジェクトの対象以外で、市のイニシアチブ</p>	<p>N/A</p>

によって、同様の活動が実施されているか。	
24. プロジェクトのパイロット村落のメンバーの意識は他の村落と比べて異なるか。また、どのような点で異なるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・意識の変化はプロセスだと思う。PAPROSOC がきっかけで集まって作業してきて、今は一人歩きを始めた。自立心が出てきたということである。 ・サンラファエル村では、昔のルーティーンワーク違うことを女性達がやっている。他の村ではありえないことである。 ・やりたいと思う人の背中を押すのはFAの役割だが、他にもいなければならない。
25. 3カ月に1度、州レベルで開かれる合同調整会議の意義についてどのように考えるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・Fomento：1回だけ参加した。活動の情報交換をしている。他の市に、我々の市ではこのような活動を行っていると言及べる機会があった。他の市が住民とどのように関わるかを見て、自分達の場合はどうするかを考えるきっかけにもなる。住民の活動への参加状況を比較したりもする。 ・コーディネーター：3カ月に1回活動報告をしている。活動のコンクール（料理、野菜、洋裁）なども行っている。非常に興味深い。 ・第一に学ぶ場であり、次に発表の場となっている。PAPROSOCがなくなると、このような場もなくなる。女性達が自立しつつあるように、有効な会議については今後も継続していくよう、各機関がコミットするように（PAPROSOC主導で）もって行って欲しい。
26. PAPROSOCのプロジェクトに市は何を負担したか。	N/A
27. 市の上記のような負担は今後も可能か。その場合、予算はどこからでるのか。	市は今後も負担するつもりだが、予算が少ないのでたとえば50%の負担であれば今後も継続できると思う。
28. 日本国の生活改善事業を実際の業務にどのように活かせると考えるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオを見た。 ・業務に生かすのは可能だが、独自文化が強いメキシコで実現していくのは困難かもしれない。
29. プロジェクトの活動に参加してどう思ったか。何を学んだか。	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な経験を学んできた。しかし、他の業務が多くて担当者が少ないので、折角学んだことをなかなか実践できないでいる。 ・一緒に仕事をしてきた。PAPROSOCが終わっても我々の仕事が終わるわけではないことを常に強調していた。 ・実習など、実際に我々が業務を行う条件の中で教わることができた。
30. プロジェクトの日本人専門家やC/Pからどのような研修を受けたか。	同上
31. PAPROSOC終了後も、同様の活動は続けられるか。	N/A
32. プロジェクトに提言することはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを終了せずに、今後も女性の組織化を進めてほしい。また、組織化の進め方、（何を指すべきか）などを知りたい。 ・州レベルの会議（JCC）を今後も継続できるように、誰が何をやって成立させるか役割分担をして欲しい。また、これまでの経験の総集と、今後何が期待されているか分かれば良いと思う。 ・他にもプロモーションしたり、対応数を増やして欲しい。 ・女性グループのモチベーションを上げるようにしてほしい。

各市持続的村落開発チーム (EQUIPO)

グループインタビュー結果シート

インタビュー日	2005年9月1日
市名	タパチュラ市
対象グループ名	Ing. Jorge Hernandez : Director de direccion de agropecuaria Rodolfo Calderon : Coordinador de CDSR Lic. Claudia Sanchez, Sr. Eligio Gonzalez, Lic. Rocio Martinez : Promocion de inversiones
設問	回答
1. いつからこの業務についているか (市職員は3年契約、CDSRのコーディネーターは1年契約 SDRからの出向)。	2005年1、3月から (注: タパチュラの CDSR のコーディネーターは、市の予算が規定を超えていることから、SDR の PROFEMOR ではなく、独自に出すことになっており、タパチュラ市の職員である。)
2. 市に、村落開発年間計画はあるか。	現在作成中である。
3. 市にはいくつの村があるか。そのうち、訪問している村落はどこか。頻度はどの程度か。	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000村以上ある。 ・平均月に2カ村を訪問している。
4. 全ての村を訪問することは可能か。訪問の際の交通手段は与えられるか。また、日当は出るか。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての村を訪問することは困難である。 ・日当は出ないが、宿泊を要する場合は出る。
5. 当市の村落開発の重点課題は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興。特に、農業産業の振興が重要である。商品開発、組織化、市場化。 ・上記を達成するための、資金、資本、能力、普及員・システム、インフラが特に、高地で不足している。
6. Alianza Contigo は、PAPIR (農村投資)、PRODESCA (農村能力開発)、PROFEMOR (組織・企業強化) の3プログラムで構成されているが、そのうち、どれを最も重要視するか。また、それはなぜか。	タパチュラ市は、大きく分けて、高地部、中地部、低地部に分けて村落開発を考えている。PAPIR は、高地部、中地部が必要であり、PRODESCA は中地部、低地部では、PROFEMOR が重要である。
7. 市の他局や市以外の省庁との実施協力体制はあるか。あったか。あった場合、それはどのような例か。	タパチュラ市の問題は、市行政内にあらゆる関係機関があるが、計画やプロジェクト実施の調整がうまくいっていないため、計画やプロジェクトに重複が多く見られることであり、新市体制からこの見直しを行っている。しかし、実際に他部署との協力が必要である場合は、地理的にオフィスが近いことなどから、協力体制がとりやすいのが利点である。

8. Alianza Contigo の申請数は市の中で増加しているか、減少しているか。	今年からの赴任なので、不明である。
9. Alianza Contigo の今後の方向性はどうか。	今後申請は増加すると思うが、それはその年の方針にそぐわなければ、採択はされないだろう。このプログラム自体の予算は拡大すると考えられるが、村落開発の計画をきちんと立てたうえで、申請の方針を出し、生産者に伝えていかなければならないと考える。
10. 持続的農村開発審議会についてどう考えるか。	ソコヌスコ、州レベルに、我々は直接関与することはないが、市レベルの審議会は非常に重要であると考えます。
11. 市の予算は、市の村落開発を実施するのに十分であるか。	不十分である。
12. 村落開発にかかる研修はあるか。また、それは役に立つか。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画立案等の研修は SAGARPA が行っている。 ・いずれも役に立ったが、まだ不十分である。研修費を増加すべきである。
13. PAPROSOC を実施しているコミュニティではどのような活動をしているのか。	プロジェクト活動の上での、女性グループの組織化、フォローアップ、キャパシティ・デベロップメントが主である（これは、高地部。その他は、取れた果物でマーマレードを作る等の加工の活動をしており、月に 1、2 回は他の村落も訪問する）。
14. プロジェクトを実施している村落の村落組織はどのようになっているか。また、その村落組織の誰が主な連絡窓口であるか。	 <p>市と村落の連絡窓口は村長であるが、村長が不在のときは監査役が行う。委員会については、村落により異なる。</p>
15. プロジェクトを実施している村落では、女性グループと村落組織はどのような関係であるか。	村落においてのミーティングには、以前から女性が積極的に参加をしたかったが、できなかった。しかし、プロジェクトが開始され、女性グループができてからは、積極的に参加するようになった。自信を持ち、家庭の中でも権限を持つようになった。
16. 市の村落開発計画とプロジェクトの活動は合致しているか。	女性の村落開発への参加の推進の点で、合致している。
17. プロジェクトの活動を通して、自分たちの活動で改善された点は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が開発の担い手になれるという、コーディネーターとしての自分自身の意識が変わったこと。 ・（女性）グループの組織化の方法 ・計画の立て方
18. 今までの村落開発プロジェクトと PAPROSOC の相違点はどこか。	今までのプロジェクトでは、住民に物を支給したりしていたが、PAPROSOC は、女性たちが潜在的に持つ能力を引き出すという、キャパシティ・ビルディングに主眼を置いているところである。

19. PAPROSOC の生活改善プロジェクトはどのように村落に役立っていると考ええるか。	・生活改善のコンセプトは伝わっていると思うが、普及が不足している。もっと普及が広くできるように普及員の増大や普及活動が必要である。
20. PAPROSOC の行っている、女性の生活改善への参加について、どう考えるか。	・当初は、不可能であると考えた。しかし、女性たちの活動を見ているうちに、女性にも村落開発の能力があるのだということを学んだ。女性たちの意識が変わっていくのもわかってきた。今では、村落開発に必須であると考ええる。
21. PAPROSOC の各種マニュアル：野菜栽培、改良かまど、「改善」のコンセプトを理解しているか。	コーディネーター：知らない その他のメンバー：知っている
22. 上記マニュアルを他の村で使用、活用しているか。	市役所内でまわしている。しかし、現在のものは、情報の提供としては良いが、それ以上の効果は持たないと思う。実際には、誰のために、どんな情報が必要かをもちと考えて、村落の住民にも、市の職員にも、有益なものを作成する必要があると考える。
23. プロジェクトの対象以外で、市のイニシアチブによって、同様の活動が実施されているか。	そのようなケースはない。
24. プロジェクトのパイロット村落のメンバーの意識は他の村落と比べて異なるか。また、どのような点で異なるか。	組織を作って、共同で作業や活動をすることの重要性を理解したと考える。
25. 3カ月に1度、週レベル開かれる合同調整会議の意義についてどのように考えるか。	この会議の意義は大きいと考える。教育的であり、特に他のグループとの活動についての意見交換もできる。互いに教えあうということもできるようになってきた点が評価できる。
26. PAPROSOC のプロジェクトに市は何を負担したか。	種子やホースなどを支給した。
27. 市の上記のような負担は今後も可能か。その場合、予算はどこからでるのか。	タパチュラ市では、オペレーション規定に、村落に金銭援助はしないこととされている。したがって、物資の援助をすることになる。これらは、市の年間計画に入れば、支給される。
28. 日本国の生活改善事業を実際の業務にどのように活かせると考ええるか。	生産者の組織化であろう。

29. プロジェクトの活動に参加してどう思ったか。何を学んだか。	プロジェクトに参加することにより、対象村落に行きやすくなった。また、生産者の組織化を学ぶことができた。
30. プロジェクトの日本人専門家やC/Pからどのような研修を受けたか。	<ul style="list-style-type: none"> • 直接的な研修やW/Sには参加できなかったが、OJTで学ぶことが多かった。
31. PAPROSOC 終了後も、同様の活動は続けられるか。	<ul style="list-style-type: none"> • 継続できると考える。
32. プロジェクトに提言することはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> • 「生活改善」のコンセプトを住民に浸透させるのは、文化的教育的など様々な要素からは難しいと考える。この土地の現実に即した形でしか、住民は理解できないだろう。 • しかし、生産者や女性を組織する考え方は、自分たちも以前から重視していたことであり、プロジェクトのおかげでその考え方が正しいことが立証された。今後は、市行政全体でこのような取り組みをしていきたいと考えるが、そのための、生産者の組織化について等の研修を、村落開発のみに限らず、希望する市の職員全体にやってもらえるとありがたい。もっとも必要なのは市長であろう。 • 市役所の中で、もっと活動についてプレゼンテーションを行ってほしい。市の職員の意識をまず変えることが必要であると考えます。 • 農業についての能力強化ももっと実施してもらいたい。

評価結果会合出席者リスト【行政】

順不同

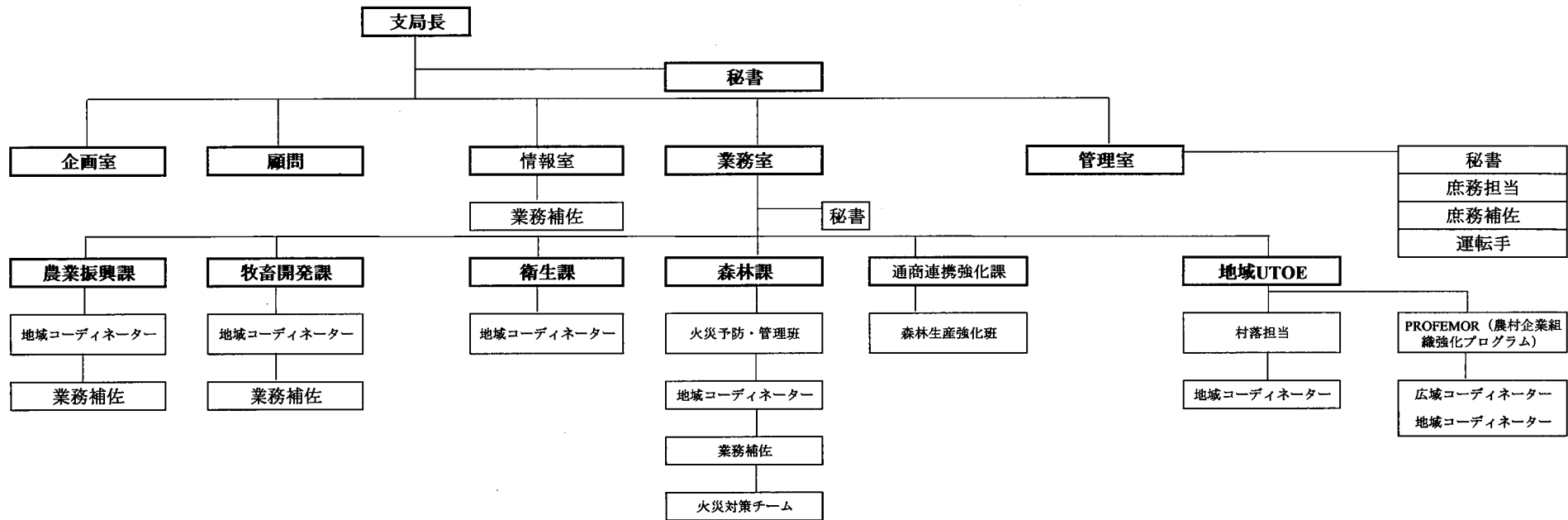
	氏名	所属	役職等
1	María del Rosario Concilco A.	SDR	CMDRSコーディネーター
2	Juan de Dios del Castillo	SAGARPA/SDR	雇用サービス局
3	Jorge Ventura A.	SAGARPA	計画・農村開発担当次局長
4	José M.Nomura Hernández	アカコヤグア市	市長
5	Daniel Antonio Rojas	アカコヤグア市	農牧振興課職員
6	Leticia Jiménez Nomura	アカコヤグア市IDH	洋裁講師
7	Miguel Ángel Rodríguez	UNACH	普及コーディネーター
8	José A.Medina M.	UNACH	普及局
9	Euralio Fernandez Bello	SAGARPA	ソコヌスコ支部長
10	Eduardo Córdova Ramírez	SAGARPA	
11	Júpiter Domínguez B.	SDR	CMDRSコーディネーター
12	Javier Ruiz Morales	SDR	SDR局長
13	Rogelio J.Méndez	SDR	SDR局長顧問
14	Sergio Aben Amos Gutiérrez	SEDECO	
15	Manuel	ECOSUR	連携コーディネーター
16	Claudia Carballo	SEDECO	
17	José Alustado Rodas	SDR	地域コーディネーター
18	Irma Y.Chang Cisneros	SDR	広域コーディネーター
19	Henar Galicia Negrete	SDR	ソコヌスコ支局長
20	Griselda del C.Arriaga Cruz	PRODUCE	事務所担当官
21	José Luis		
22	Marco Antonio Albués T.	COPLANTA	職員
23	Herminio Verdugo M.	ユニオン・フアレス市	市長
24	Marco A.López V.	COPLANTA	技師
25	Jimmy Verdugo M.	ユニオン・フアレス市	農牧振興課長
26	Jannet Ramírez B.	ユニオン・フアレス市	IDH家庭内暴力プログラム担当
27	Germán González Perez	ツサンタン市	農牧振興課長
28	Jorge Luis		
29	Juliana Jaime Escobar	ツサンタン市IDH	洋裁講師
30	Adolfo Arévalo Alfonso	タパチュラ市	低地域コーディネーター
31	Rodolfo E.MTZ.Calderón	タパチュラ市	CMDRSコーディネーター
32	Juan Hernández Colloy	SAGARPA	プロジェクト事務所C/P
33	Aguilar	SDR	ボランティア
34	Edilser Arenas Monzón	SDR	プロジェクト事務所C/P
35	José Oleta Barrios	UNACH	プロジェクト事務所C/P
36	Carmen Viviana Rincón Meléndez	SDRソコヌスコ支局	ユニオン・フアレス市コーディネーター
37	Horacio de A	PRODUCE	
38	Mario A. de los Santos	PRODUCE	
39	Jesús Velázquez	DGCTC	二国間協力部長
40	Celia Robledo	タパチュラ市	専門秘書
41	Edali Aguilar C.	SEDES0	
42	Jorge Ibarra	DGCTC	局長
43	Jorge Díaz A.	JICA	JICAメキシコ事務所職員
44	池松 孝司	〃	青年海外協力隊パナマ隊員（15/3）
45	安藤 孝之	〃	JICAメキシコ事務所次長
46	高砂 大	〃	プロジェクト専門家
47	柳原（高橋）さつき	〃	〃
48	大久保 泰江	〃	〃
49	渡辺 知子	IC Net	〃
50	河合 恒二	JICA	終了時評価調査団総括
51	清家 政信	〃	終了時評価調査団団員
52	狐崎 知己	専修大学	〃
53	佐藤 美奈子	レックス・インターナショナル	〃
54	小谷 知之	JICA	〃
55	橋本 碧	通訳	終了時評価調査団通訳

評価結果会合出席者リスト【村落住民】

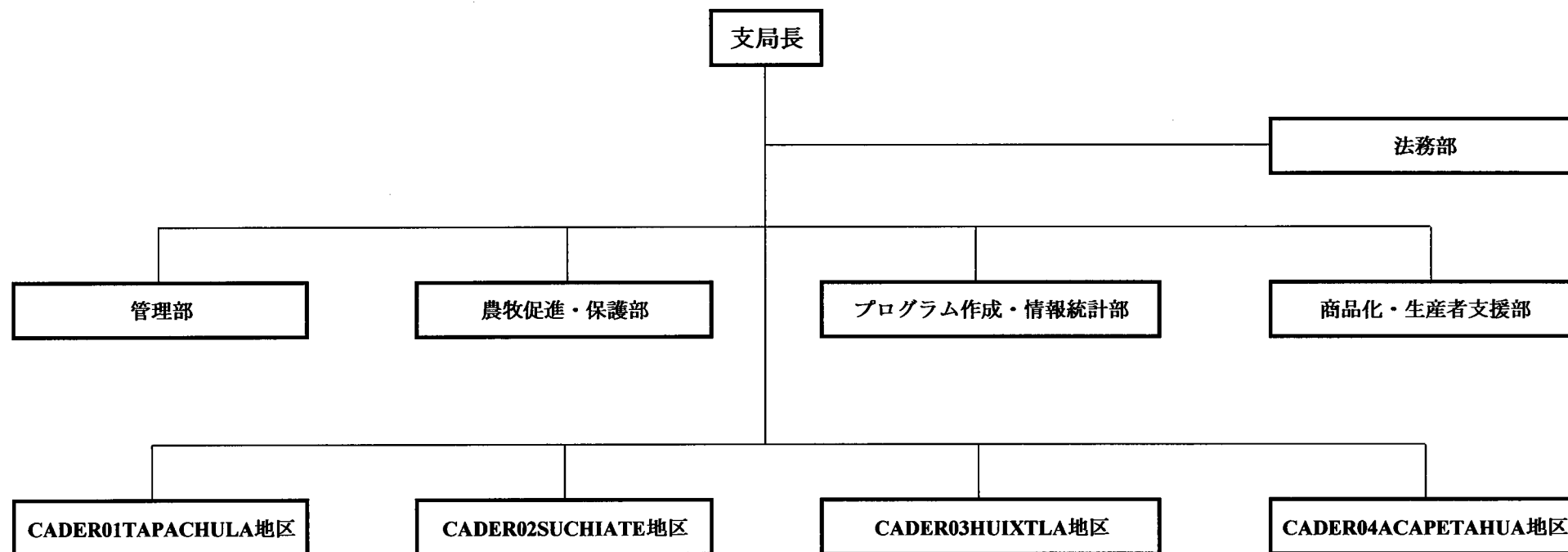
順不同

	氏名	村落名	役職等
1	Juana López Sánchez	サン・ラファエル村	
2	Pilar Ramírez Velázquez	〃	
3	Aristea Velázquez de León	〃	
4	Conchita Diego Marroquín	〃	
5	Alicia Pérez Guzmán	〃	
6	Heriberta Rosales R.	〃	
7	Sara Hernández Aguilar	〃	
8	Cecilia Rosas Espinoza	ツサンタン村	
9	Zenaida Rojas Espinoza	〃	
10	María de Lourdes Jiménez L..	〃	
11	Eva Sánchez Torres	〃	
12	Colomba Velázquez González	パベンクル村	理事
13	Lucío Díaz Pérez	〃	
14	Lucitalia Aranda Aguilar	ルベン・ハラミジョ村	
15	Lucinda Arguello García	〃	
16	Oralia Aranda Roblero	〃	
17	Ema Arguello Gómez	〃	
18	Julia Patricia Domínguez	〃	
19	Edimia Lázaro Roblero	〃	
20	Isabel Domínguez López	〃	
21	Guadalupe Villatoro A.	ロス・カカオス村	理事
22	Ésther Pérez López	〃	副理事
23	Laura Pérez Pérez	〃	
24	Sofía López Bartolón	〃	
25	Gloria López Vázquez	〃	書記
26	Benita López Pérez	〃	

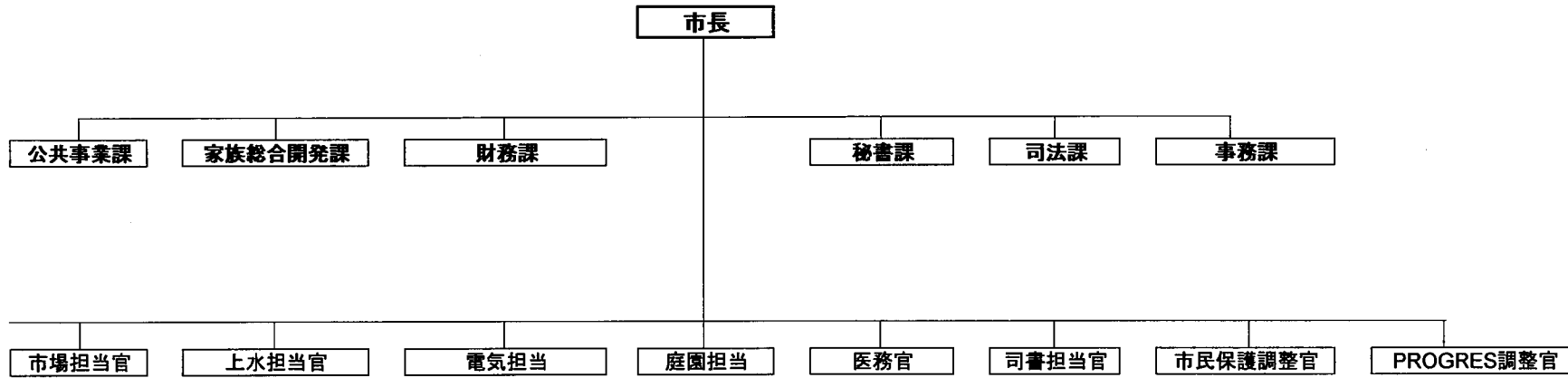
SDRソコヌスコ支局組織図



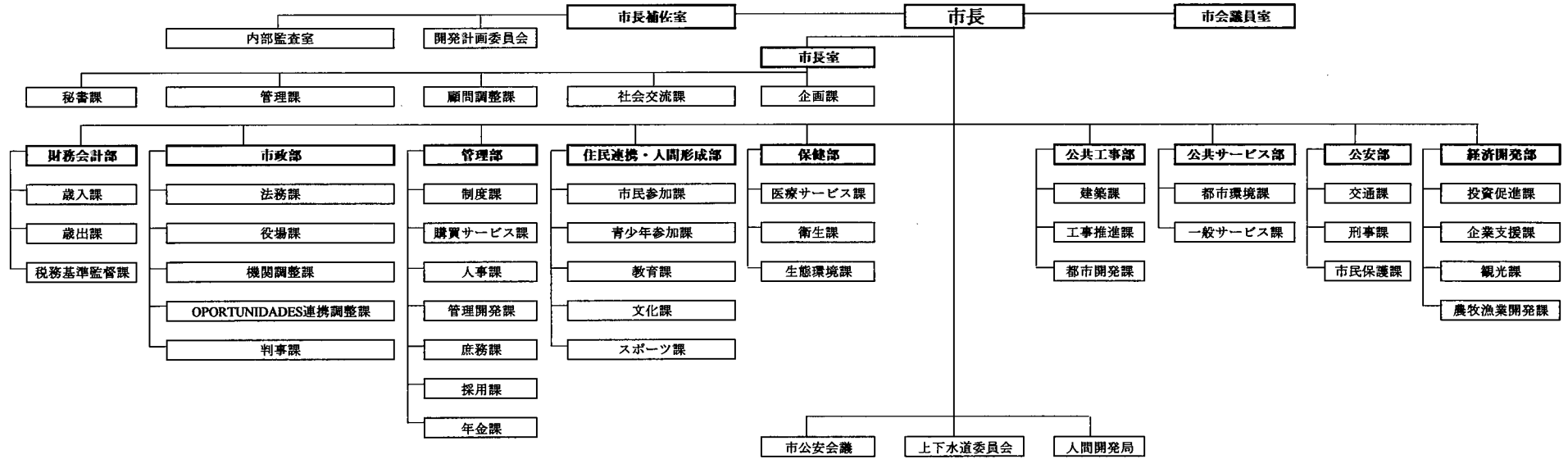
SAGARPAチアパス州ソコヌスコ支部組織図



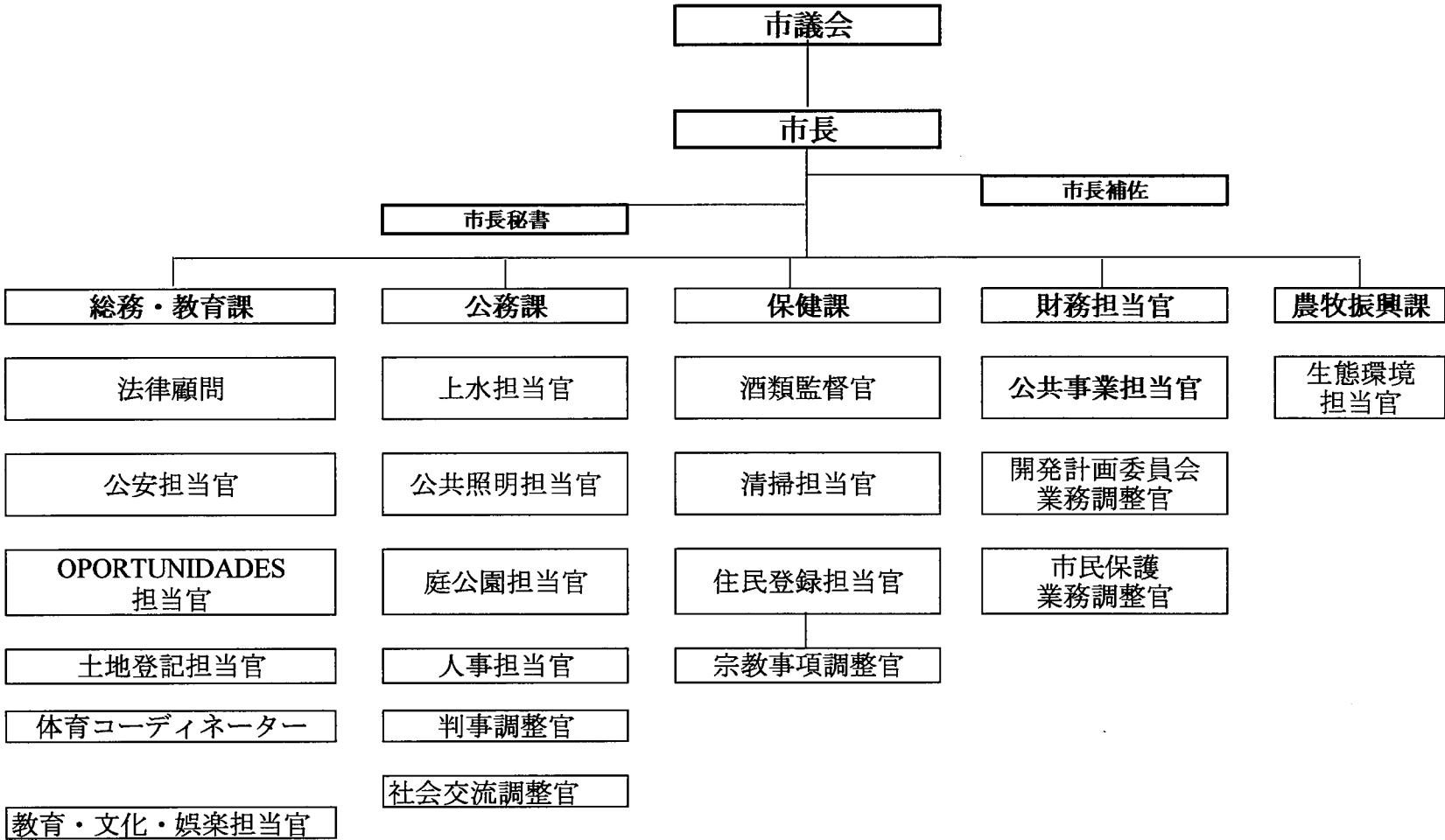
アカコヤグア市庁組織図



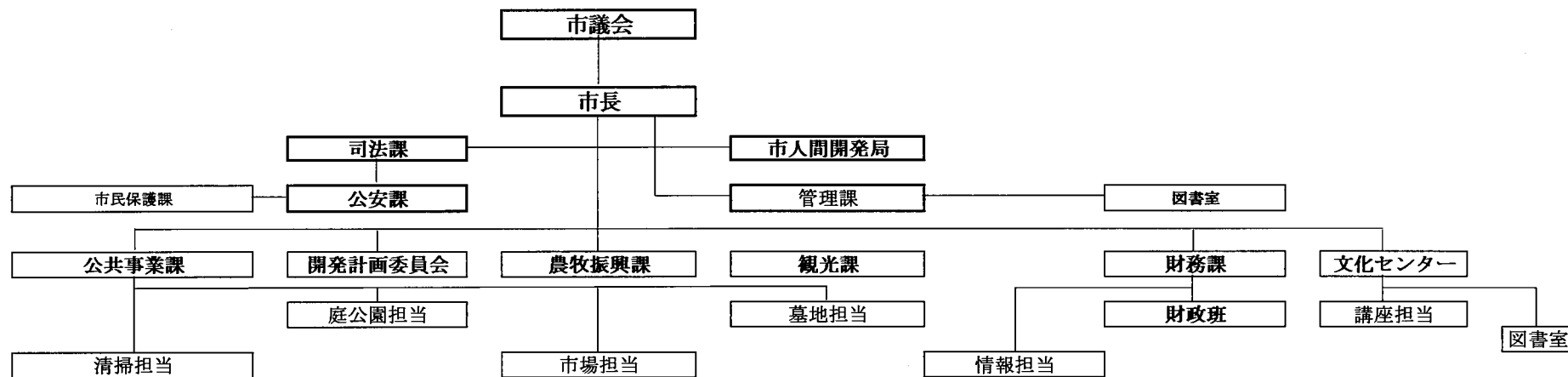
タバチュラ市庁組織図



ツサンタン市庁組織図



ユニオン・ファレス市庁組織図



持続的農村開発法和訳

余白には国家紋章が記され、メキシコ合衆国一大統領府とある。

ビセンテ・フォックス・ケサーダ、メキシコ合衆国大統領：国民に知らしめ、名誉ある議会は以下の法律を私に示した。

「メキシコ合衆国議会は持続可能な農村開発法を公布する。」

第一篇

法律の目的と適用

第1条

本法律はメキシコ合衆国憲法第 27 条第 XX 項に規定され共和国全土にて遵守されるものとする。

その規則は公共秩序によるもので次の事柄に向けられる。我が国の持続可能な農村開発を促進すること、第 4 条 4 段に定められる適切な環境に資すること、並びに、憲法第 25 条に定められる公正を促すにあたり国家の主導権と役割を保証すること。

持続可能な農村開発は公共の利益と考慮され、そこには農牧業生産、その工業化、商品化その他の財やサービス、更に憲法 26 条に規定されるところの、農村における住民生活の質的向上に傾けられる全ての活動の計画や組織化が含まれる。このために、国家は憲法の定める国民の自由と政府の義務の枠組みにおいて、その規制、振興を遂行し、本法律が定めるよう参画するものである。

第2条

本法律の対象となるのは以下のものである。エヒード、共同体、農村における国家、州政府、地域、管区、市町村それぞれのレベルの、あるいは生産者共同体レベルの組織や協会であり、現行法規に則って設立された、あるいはされる団体組織。また、一般に農村地域において主たる活動を実施する、個人的あるいは集团的形態による全ての個人、法人。

第3条

本法律の目的上、次の用語は以下のように理解される。

- I. 農牧業 *Actividades Agropecuarias*: 再生可能な自然資源を基にした第一次生産プロセス: 農業、牧畜 (狩猟を含む)、林業、養殖 (漁業を含む)
- II. 農村社会における経済活動 *Actividades Económicas de la Sociedad Rural*: 農牧業活動、並びにその他の生産・工業・商品化活動やサービス業活動
- III. 農村社会における構成員 *Agentes de la Sociedad Rural*: 農村社会を構成する民間部門、公的部門に属する法人や個人
- IV. 農林 (利用) *Agroforestal (Uso)*: 森林資源 (種) の栽培と活用を伴う農業と牧畜の組み合わせ
- V. 戦略的基礎食糧 *Alimentos Básicos y Estratégicos*: それぞれ、国民の大半の食糧摂取において、その重要性から先のように評価されるもの、または農村生産者や工業生産者の経済活動において重要性からそのように評価されるもの

- VI. 社会福祉 **Bienestar Social** : 国民の物質的文化的必要性を満たすもの。これには社会的安全、住居、教育、健康、基礎インフラ、その他が含まれる。
- VII. 省庁間委員会 **Comisión Intersecretarial** : 持続可能な農村開発のための省庁間委員会
- VIII. 管区審議会 **Consejo Distrital** : 農村開発管区における持続可能な農村開発のための審議会
- IX. 州審議会 **Consejo Estatal** : 持続可能な農村開発のための州レベルでの評議会
- X. メキシコ審議会 **Consejo Mexicana** : 持続可能な農村開発のためのメキシコ国の評議会
- XI. 市町村審議会 **Consejo Municipal** : 持続可能な農村開発のための市町村における審議会
- XII. 憲法 **Constitución** : メキシコ合衆国の憲法
- XIII. 国内収穫 **Cosechas Nacionales** : 国の農牧業生産の実績
- XIV. 持続可能な農村開発 **Desarrollo Rural Sustentable** : 適用法に準拠して都市部とみなされる地域以外の領域における住民の福祉と経済活動の統合的改善を指し、自然資源や生物多様性を恒常的に保護すること、同領域における環境事業の提供を保証するもの
- XV. **sertificación** : メキシコ合衆国領土内に存在するあらゆる生態系において、人間によって引き起こされた土地の持つ生産能力の喪失をいう。
- XVI. 州 **Entidades Federativas** : 連邦に属する政体、並びに連邦特別区 (D.F.)
- XVII. 国家 **Estado** : 合州体*、州、並びに市町村の持つ全ての権限 (*訳注 : メキシコ合衆国の概念中に表される州の集合体をいう)
- XVIII. 優遇税制措置 **Estímulos Fiscales** : 国家によって付与される、課税執行面における優遇的恩恵を通じての奨励策
- XIX. 疎外 **Marginalidad** : 国家統計地理情報院が定めた基準に応じて定義されたもの
- XX. 行政レベル **Órdenes de Gobierno** : 連邦行政府、州政府並びに市町村政府
- XXI. 遺伝子組み替え組織 **Organismos Genéticamente Modificados** : 近代的なバイオテクノロジーの適用で得られた、何らかの遺伝子物質の組み合わせを保有するあらゆる組織
- XXII. 戦略的基礎物資 **Productos Básicos y Estratégicos** : 一般的な、あるいは地方毎に差異のある、住民の大半にとっての食事の一部をなす食糧のこと、並びに生産プロセスが農村住民の有意な部分と関連している、あるいは国家戦略の目的に関係している食糧を指す。
- XXIII. 特別協同計画 **Programa Especial Concurrente** : 持続可能な農村開発のための特別協同計画を指し、本法律の根拠となる項目に関連した部門別計画一式も含まれる。
- XXIV. 部門別計画 **Programas Sectoriales** : 連邦行政府の個別計画を指し、持続可能な農村開発の各領域における政策、目的、予算並びに手段を定めるものである。
- XXV. 自然資源 **Recursos Naturales** : 農村の生産プロセスや環境事業の調達業者を通じて利用される可能性のある、再生可能及び不可能な自然の資産全てを指す。土地、森林、鉱物資源、水、植物・動物群及び遺伝子資源
- XXVI. 本省 **Secretaría** : 農業牧畜農村開発漁業食糧省を指す。
- XXVII. 食糧の安全供給 **Seguridad Alimentaria** : 住民への適宜、かつ十分な食糧供給
- XXVIII. サービス **Servicio** : ある項目における個別の計画や、活動の執行責任を有する公的機関
- XXIX. 環境事業 **Servicios Ambientales** : (同義語 : 環境利用)。社会が自然資源から取得する利点を指し、例えば水の供給や品質、汚染物質の捕獲、自然現象から発する災害等の緩和、風景や保養、その他

- XXX. 機構 **Sistema** : 様々な公的、私的機関や組織が、ある一定の目的を達成するために各々の権限と能力に応じて参加する場で、それぞれの機関や組織の役割機能を協調させ調整するメカニズムを指す。
- XXXI. システムプロダクト **Sistema-Producto** : 技術装置、生産資財、資金の調達、第一次生産、集荷、製造、流通、並びに商品化を含む農牧業生産物の生産プロセスに参加する要素や、構成員の総体を指す。
- XXXII. 食糧に関する主権 **Soberanía Alimentaria** : 基本的には国内生産に基づいた、国民全体のための食糧生産、供給、アクセスに関する国家の自由な決定

第4条

持続可能な農村開発を達成するために、国家は様々な組織化された構成員の参加と共に、農村部門における脆弱性を認め、農村住民の生活条件の安定し持続可能な改善に導く社会的・経済的変革のプロセスを推進する。これは、農村の多様な地域領域にて実施される生産活動と社会開発の振興を通して行われ、自然資源の最適な利用、保護並びに改善に努めるものであり、また農村住民の生産性、収益性、競争力、収入や雇用を向上させるための、農村における非農業活動を含む生産活動の多様化を志向するものである。

第5条

メキシコ合衆国憲法に定められる枠組みに則り、国家は、連邦政府を通じて、また州と市町村の各行政政府との調整をし、国の発展にとって優先的と考慮され、以下に述べる目的を目指す農村地域における政策、活動、計画を推進する。

- I. 生産者、その共同体、農村労働者並びにその他、農村社会の一般構成員の社会経済的福利厚生を、農村地域における非農牧業も含めた雇用の多様化と創出、並びに収入の増加を通して促進する。
- II. 最も遅れた地域への優先的な対応を通し、国家が持続可能な開発の生産に焦点を当て、それら地域の変革並びに生産と経済の再編成を推進するという総合活動を通して、地域開発の不均衡を是正する。
- III. 国内の農牧業生産を推進することを通して、食糧供給の安全と主権に貢献する。
- IV. 持続可能な利用をもって、生物多様性の保護と自然資源の品質改善を振興する。
- V. 国内農業が異なった形で示す、様々な経済的、環境的、社会的及び文化的役割を評価する。

第6条

国家が、三段階の行政政府を通じて適用法に従い、農村域において実施する活動は優先的性格を持つ。社会的、性的平等、統合性、生産性、並びに持続性に基づいた基準に則って実施される、それらの活動には社会セクターや民間部門が参加できる。

本法律に関して、連邦政府が個人や地方自治体に向けた公約と責任は、国家開発計画及び適用されるべき部門別特別計画に定められるものとし、連邦歳出予算の中で連邦政府が提案し、下院議会が承認する条件に従って対応される。

連邦政府は実質的に、国家開発計画が定める持続可能な農村開発が持つ、中期的な目的や目標の遂行をもたらすために、各時期に漸次必要とされる予算の調整を考慮するものである。

第7条

持続可能な農村開発を推進するために、国家は基礎的かつ生産のためのインフラ工事や生産事業へのサービスを通じて、同様に生産者が生産単位の効率を高め、収入を向上させ競争力を強めるために必要な投資を実現できるよう、彼らへの直接的な支援を通し、同セクターへの資本の投入を促進する。国家は次のような目的を達成するためにインフラ投資を振興する。

- I. 生産単位及び農村部門全体の経済効率を促進する。
- II. 生産者並びにその他の農村社会における構成員が商業化という挑戦に直面し、関連する合意や協定から派生する成長の機会を活用できるよう、彼らの条件を改善する。
- III. 国内需要に対応し、国内市場を強化拡大し、同様に海外との通商条件を改善するために、生産を増加し、多様化し、再編成させる。
- IV. 農業従事者の経済力を強化し、自給力を強め、農村住民が食糧摂取及び通商条件に接近することを向上させるような地域市場の発展を高めるために、生産能力を増加させる。
- V. 雇用源や収入源の増加と多様化を可能にする、生産的自然資源の持続的活用を振興する。
- VI. 住民へのサービスの質と量を向上させる。

第8条

国家が実施する持続的な農村開発活動は、格差をつけた形でかつ優先的に、より社会経済的な遅れが大きい地域や地区に向けて、農村環境での活動や生産に向けた投資を推進し、雇用と収入の機会を多様化することを振興し、農村社会の構成員が生産活動に必要とする支援や彼らの福利厚生に向けたサービスを得る便宜のため、農村領域と都市部領域との連携を推進すること等を通じて行われる。このために国家は、連邦行政府の各機関や組織、州行政府のそれら並びに市町村の担当する社会開発、住民発展に関する政策活動の協力の下、特別対応プログラムを策定し実施に移す。

第9条

連邦行政府が実施する持続的農村開発のための計画や活動、並びに連邦行政府が州政府や市町村政府との間に締結する合意は、本法律が対象とする社会経済的並びに文化的な異質性というものを確定し、これを認めるものである。従って、その指導、推進、対応の各戦略は、自然資源や生産資源の利用可能面と質に関する面はもとより、社会、経済、環境的な特質をも考慮すべきものである。この戦略は、同様に、生産単位や生産資財の規模、更に商品化できる余剰生産の能力あるいは自家消費の能力等の理由による、様々に異なった種類の生産者を考慮に入れるものである。

上記の遂行のため、省庁間委員会はメキシコ評議会の参加の下、生産者並びに持続可能な農村開発の対象者の類型を設定する。このために権限を有する公共機関、並びに公的組織や民間組織において入手可能な手法と情報を用いる。

第10条

本法律の目的のため、持続可能な農村開発のための省庁間委員会を設立する。

第11条

持続可能な農村開発のための活動は、インフラ工事や、農村における全生産連鎖の中で経済活動や、財やサービスの創出を振興する工事等を通じて、自然資源と生物多様性の保護、回復、持続可能な利

用、並びに環境インパクトの予防と緩和に関する基準に応じて実施される。

第二篇

持続可能な農村開発のための計画立案と政策調整

第 I 章

持続可能な農村開発のための計画立案について

第 12 条

国家開発の統制と持続可能な農村開発政策の運営管理は国家の担うものである。これらは連邦行政府の機関や組織の指導によって実施され、憲法第 25 条に定められるところに従い、連邦行政府が州政府との間に締結する協定、並びに後者を通じての市町村政府との協定をもって実行されるものである。

第 13 条

計画立案法と国家開発計画に従い、以下の指針に応じて、短期、中期、長期の部門計画が策定される。

- I. 持続可能な農村開発の計画立案は、メキシコ合衆国憲法並びに関連法の定める民主的性格を有する。これには、メキシコ合衆国憲法第 26 条第三段にある項目に従い、連邦行政府、州政府及び他の市町村政府を通じての公的部門が参加し、同様に合法的に認められた社会、経済的組織を通じた社会セクターや民間セクターも参加するものであり、更に農村社会の様々な構成員から湧出するその他の参加形態も認められる。
- II. 部門計画において、段階の異なる政府や、部門の所属機関や組織が担当する持続可能な農村開発のための制度的活動及び計画は、調整され一貫性を持たせるようにする。連邦行政府は州並びに市町村政府との調整を保ちつつ、必要に応じ、該当する機関を通じて、本法律に準拠し、有効期間内に関連計画、目的、活動を果すための予算資金を調達し、割り当てるために必要な措置をとる。
- III. 部門計画は、段階の異なる政府が担当する活動の時期が設定される、中長期の枠組みを構築するものである。生産者に対し、部門の伸展を支援する政策指導と計画措置に関し、より大きな信頼性を与えるような形で、ひいては彼等が国内外の市場における存在を強められるような生産性、収益性及び競争力に到達できるような形で構築されるべきものである。
- IV. 省庁間委員会はメキシコ審議会の参加の下、特別計画、部門計画、並びにこれが正当化される場合には特別緊急協同計画を設置することができる。
- V. 農村開発管区を通じて、市町村レベル、地域レベルあるいは河川流域レベルにおいて、そこに存在する当局、住民並びに生産者の参加を得て、計画策定が促進される。この計画は部門計画並びに国家開発計画に即したものでなくてはならない。
- VI. 連邦主義の枠組みにおいて連邦行政府が承認する部門計画は予算の目的、優先項目、方針、見積り、並びにその執行メカニズムを確定するものである。これは、州、市町村及び地域の範囲において、農村社会の構成員の広範な参加を保証するものとして、その優先項目や処理と実施のメカニズムの決定を分権化することにより行われる。同様に、部門計画は制度的計画や地域計画及び特別計画の期間を、計画立案法第 22 条、23 条、40 条、並びに連邦予算・会計・公共

支出法の第 19 条に従って定めるものである。

- VII. 本案件における国家計画立案は、各州並びに市町村内の持続可能な農村開発計画化に資するものでなくてはならず、国家開発計画に即したものでなくてはならない。
- VIII. 計画立案法第 20 条に規定されることとは別に、部門計画への社会参加は、本法律の第 17 条に言及される、持続可能な農村開発のためのメキシコ審議会に統合される全国組織を通じて行われる。
- IX. 中期的な持続可能な農村開発のための計画化は生産性と競争力を推進する活動であることはもとより、他国との不均衡を排除するための支援対策も含まれるものである。

第 14 条

国家開発計画並びに持続可能な農村開発のための省庁間委員会を構成する下部機関や組織等の部門計画の枠組みにおいて、同委員会は、連邦行政組織法の第 7 条、9 条、22 条、計画立案法の第 19 条と 26 条に基づき、持続可能な農村開発のための特別協同計画を、連邦行政政府に対し提案するものである。同計画は、高度に、または極度に疎外された地域と社会経済的に弱者たる住民に優先順位を与えながら、雇用の創出と多様化、農村住民に社会福祉と国家開発への参加と統合を保証することを目指した公共方針を包含する。

省庁間委員会は、本令の第 13 条に定められる通り、部門とメキシコ審議会の活動に参加する組織団体からの提案を、特別協同計画に統合させる目的で考慮する。同様に、該当する取り決めに従って、州政府並びに市町村政府が責任を負う公約を統合し、更に特別協同計画の適用に対する評価とフォローの基準とメカニズムを設定する。

省庁間委員会は連邦行政政府の要請に応じ、本法律第 13 条第 II 項に定められる点に対応するために必要な配慮を行う。

第 15 条

前条に述べる特別協同計画は、以下の内容において活動を振興する。

- I. 農村社会における経済活動
- II. 持続可能な農村開発のための教育
- III. 持続可能な農村開発のための保健と食糧供給
- IV. 家族計画
- V. 持続可能な農村開発のための住宅
- VI. 持続可能な農村開発のための共同体及び都市インフラと設備
- VII. 農村における貧困と疎外に対する戦い
- VIII. 持続可能な農村開発のための人口政策
- IX. 農村の自然環境、農村での社会経済活動の持続可能性、社会のための環境事業の産出への注意喚起
- X. ジェンダーの平等、家族の保護、女性と若年層に向けた計画の推進、農村共同体における弱者層、特に児童、障害者、末期疾患の患者、高齢者の保護
- XI. 農村環境における、公民教育、合法性の文化の推進と非合法性に対する効果的闘争
- XII. 先住民の社会組織と生産能力に関わる個別形態の開発と文化の推進。特に国の持続可能な農村開発に彼等が統合することを目的とする。

- XIII. 土地の所有と利用の保証
- XIV. 生産的雇用の促進。これには社会治安と農牧業、商業、工業及びサービス分野での職業訓練の推進を含む。
- XV. 農村地域の労働者一般と、特に日雇い農業労働者や移動労働者の保護
- XVI. 災害時における農村住民への防災、救援、復旧及び支援のための市民防災計画の推進
- XVII. 社会平和を目指す計画の推進
- XVIII. その他連邦行政府が定めるもの。

第16条

持続可能な農村開発のための特別協同計画は、国家開発計画の発行から6カ月以内に、共和国大統領により承認されるものとし、連邦官報に記載され、広く全国の農村住民に普及されるものとする。その計画はメキシコ審議会の参加の下、適用法により見直し、評価、調整の対象とされる。連邦行政府は特別協同計画の実施に必要な予算措置を講じるが、このためにメキシコ審議会の参加の下、省庁間委員会が該当する予算を策定する。これは少なくとも、本法律の項目に関連する部門計画が持つべき有効期限を考慮するものである。特別協同計画の年間予算措置は、連邦歳出予算法案に組み込まれるものである。

第17条

連邦行政府の諮問機関として、生産者、農村社会の構成員の利益を含み、これを代表するという特徴をもつ、持続可能な農村開発のためのメキシコ審議会が設立される。本審議会は本法律の第21条に定められる省庁間委員会のメンバー、社会部門や農村の民間部門における全国組織からしかるべく認定された代表者、農業加工分野、商品化分野及び農牧生産業分野の全国組織からしかるべく認定された代表者、システム-プロダクツの委員会、教育研究機関、並びに扱われるテーマに応じた非政府組織の代表により、現行法及び規約に定めるところに従って構成される。省の大臣が統率し、その内規が定めるところに従って運営されるものとする。

メキシコ審議会の参加は、省庁間委員会と共に、特別協同計画、並びに本法律に掲げられた機構に関連する計画、活動、規定によって代理される、社会部門に向けた意見発表と普及促進活動の調整を目的とする。

第18条

メキシコ審議会とその他の組織、並びに農村社会の多様な構成員や活動員を代表する組織は、連邦行政府が担う持続可能な農村開発及び農牧業振興計画の企画、継続、更新、評価における分権化された活動の基盤として、州、市町村及び地域の所属機関において、部門内の組織やその他の構成員や対象者が幅広く参加できるようにその促進を担当するものである。

その役割を果たすために、メキシコ審議会は本法律の項目たる主要なテーマ毎に、実務委員会を形成する。

第Ⅱ章

持続可能な農村開発のための調整について

第19条

本法律を遵守するために実行される公的手続きが、持続可能な農村開発支援における国家の統合的活動を成す目的で、連邦行政府は省庁間委員会を通じて、持続可能な農村開発に関連する官公庁や組織の活動や計画を調整する。

連邦行政府は、州政府並びに市町村行政府との間で締結される協定合意書をもって、本案件における国の統率基準としての連邦主義と分権化の枠組みの中で、各行政府の協力を促し、その共同責任性を促進するものである。

第20条

省庁間委員会は、持続可能な農村開発の推進を目的とする部門計画並びに特別計画に該当する対応、調整、フォローの責任を有する。同様に、本法律の項目における、連邦管轄官庁や組織に責任を割り当てる上での活動や取り決めを促進し、調整する責任も負うものである。

第21条

省庁間委員会は以下に述べる連邦行政府官公庁の大臣から構成される。 a) 農業・牧畜・農村開発・漁業・食料省、b) 経済省、c) 環境・自然資源省、d) 大蔵省、e) 通信輸送省、f) 保健省、g) 社会開発省、h) 農業改革省、i) 文部省、並びに取り扱われるテーマに応じた、必要と思われる政府の下部機関や組織。

委員会の構成員は、それぞれ代理人をもつこととし、下部機関の場合、農村開発事項に最も強い関係を持つ次官がこれにあたるものとする。

省庁間委員会は委員長を通じ、他の連邦行政府官公庁や公共部門の団体組織を、持続可能な農村開発に関連するそれぞれの管轄事項について報告させる目的で、委員会の会議に招集することができる。省庁間委員会は連邦行政府に対し、計画の策定、公共部門の官公庁や組織団体の計画及び活動の策定のための方針や基準を提案するものである。また、持続的な農村開発に関連した計画を定期的に評価するものである。必要に応じ、省庁間委員会は、農牧業並びに持続可能な農村開発振興のための新しい計画を該当する支出予算案に組み込むために、これを連邦行政府の承認に付する。

第22条

省庁間委員会は、その構成員たる官公庁間並びに組織を通じて、連邦行政組織法並びに計画立案法が与える各々の権限に応じて、本篇に定められる活動を実施するものである。このために、適用規定や他の規則に定められる分権化された組織やその他の構成組織を用いることとする。

同様に、省庁間委員会は公共部門の所属機関や組織との同意を通じ、また、民間部門や社会部門との合意を通じて、以下に述べる機構や特別事業（サービス）を統合するために、これらの制度的能力及び規約が割り当てるところの行政組織自身の制度的能力を活用するものである。

- I. 持続可能な農村開発のための技術研究と移転のための全国機構
- II. 農村総合研修技術支援のための全国機構
- III. 農村企業振興のための全国機構

- IV. 砂漠化並びに自然資源の劣化に対する闘争のための全国機構
- V. 農村社会福利厚生のための全国機構
- VI. 持続可能な農村開発のための全国情報機構
- VII. 農牧業及び食糧供給における衛生・無害性・品質のための全国機構
- VIII. 農村金融のための全国機構
- IX. 以下の項目における、持続可能な農村開発振興政策に固有の計画支援のための全国機構
 - a) 生産者への支援、補償、直接支払い
 - b) 農村の設備化
 - c) 生産的・技術的再編成
 - d) 農牧業産品の商品化支援
 - e) 技術支援
 - f) 環境事業に対する支援と補償
 - g) 税務調整法に定められる持続可能な農村開発のための、第 33 業種に対する優遇税制と資金
 - h) 農村金融
 - i) 不慮の事態に対する集中支援
 - j) 本法律第 15 条に定められる事項における、特別協同計画の適用に必要な全てのこと
- X. 農牧産品と保管に関する基準と検査の全国サービス
- XI. 農牧業並びに食糧における衛生、無害性、品質のための全国サービス
- XII. 種子検査認定全国サービス
- XIII. 全国農牧業登録サービス
- XIV. 農村部門における調停仲裁のための全国サービス
- XV. 農村総合研修技術支援のための全国サービス

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加の下、憲法規定と現行法に準拠して、本条に定められるそれぞれの機構や事業（サービス）の運営と構成員に関する一般路線を決定するものである。

第三章 連邦化と分権化について

第 23 条

持続可能な農村開発計画の実施を統率する基準は、公共の諸手続き執行における連邦主義と分権化である。

連邦行政府と州政府、並びに市町村行政府との間に締結される協定は、先の基準に照らして調整されるものとし、それらに従って持続可能な農村開発に関連した行為の実施について、それぞれの共同責任性が決定されるものとする。

国家開発計画は行政府三段階（訳注：国・州・市町村）の参考となる枠組みを形成するもので、その目的は枠組みの中に確立される連邦主義と分権化の基準が、持続可能な農村開発のための行政府三段階の活動と計画を導くことにある。

連邦行政府の機関と組織は、同様に国家開発計画と、社会経済的に大幅な遅れのある地域に優先的対

応をする特別協力計画に定められることに基づき、連邦行政組織法及びその他の現行法の規定が命じるところと調整しながら、その活動に方向性をつける。

第24条

連邦化の原理に添って、メキシコ審議会に呼応する持続可能な農村開発のための審議会を、市町村、農村開発管区、並びに州において組織する。本省が州政府との間に締結する合意にはこのような審議会の設立を予め含む。同審議会は更に、生産者や他の農村社会構成員が地域の優先事項を決定し、生産的投資や本法律に従う持続可能な農村開発の支援に向けて、連邦行政府、州政府、市町村政府が充当する資金の計画や分配をするための参加の場でもある。

共通の地域や河川流域に存在する複数の州の審議会は、州地域審議会を組織することができる。

第25条

州審議会は各州の知事が主宰するものである。州審議会の常任メンバーは、州政府が決定する同政府機関の代表、省庁間委員会を形成する機関や組織の代表、各農村開発管区の代表、同様にメキシコ審議会における参加形態と似た形での、農村部門の経済的・社会的特質を有する社会組織、民間組織の代表者である。

農村開発管区審議会の常任メンバーは、当該地区に存在する機関や組織の代表で省庁間委員会の一部を形成する者、州政府が決定する同政府の役人、市町村審議会の各代表、並びにメキシコ審議会における参加形態と似た形での、農村部門の経済的・社会的特質を有する社会組織、民間組織の代表者である。

市町村審議会の常任メンバーは、審議会の主宰者である市町村長、省庁間委員会を構成する参加者である機関、組織の市町村における代表、州政府が決定する同政府の役人、メキシコ審議会における参加形態と似た形での、農村部門の経済的・社会的特質を有する市町村における社会組織、民間組織の代表者である。

州審議会の構成は、州の社会経済構成を代表するものでなくてはならず、そこには地方立法府が各委員会を通じて召集する条件で参加できるものとする。

州、開発管区、市町村審議会の組織と役割は、連邦行政府と州政府の間で合意される定款によって統制され、連邦行政府所轄事項に対処するために、一般規則を発行するのは前者の役割である。

第26条

州審議会では、農村開発区を通じてもたらされた州内の各地域における企画、プロジェクトや要請がまとめられる。市町村審議会は、特別協同計画に統合される、様々な部門計画から派生する手段や行動を収斂させる必要性を決定するものである。

第27条

連邦行政府は、該当の州審議会の参加と共に、州政府との間でそれぞれの行政府が部門計画の目標と目的を遂行するための各々の責任を決定するために必要な合意を結ぶ。この合意には州政府の、他の部門計画の州内における最適な参加を促進するための責任が確立される。これは、連邦行政組織法に定められる通り、州の機関や組織の責任とされているものである。

本章で述べる合意は、州が部門計画の目的と目標を果すために活動を実施し必要な法令を出す上で、

準拠する指針を確立する。

この合意は両行政府の参加形態や、その他以下の項目を含む形態を決定する基礎を確立するものである。

- I. 本法の定めるところに準拠し、そこで考慮される項目を規制する条例の定めるところに従った、連邦行政組織法が本省に割り当てる権限の分権化を実施する上での州政府当局の関与
- II. 部門計画の目的と目標を果すための、運営上、予算上の責任を特定する活動の企画。同プログラムには、連邦行政府の資金並びに州政府自身の資金が適用される。
- III. 持続可能な農村開発問題における国家法や計画に従った、一貫性のある規制を促すための州政府の責任
- IV. これらの合意から派生するプログラムを住民に知らしめること、同様に受益者への資金適用、配分、引渡しに関する州政府の責任
- V. 農村部門の生産者に対応する土地範囲のための、同様に本法律の定める生産プログラムや特別事業の運営やそのフォローのための、地理的基盤として、農村開発管区の土地境界線の採択。ただし、他の司法手段にて合意されたことを損なわないこととする。
- VI. 動植物衛生、無害性措置の組織化と展開に対する共同責任
- VII. 社会経済的遅れが顕著な地域に対する、同様に生産再編成の対象地域に対する、優先対応プログラムにおける州政府に該当する活動関与
- VIII. 生産者が進める生産、工業化、サービス、集荷及び商業化のプロセスをより効率的なものとするための、インフラ開発や生産者の組織化推進における州政府の関与
- IX. 農村開発管区の土地境界線、または他の合意境界線をベースとして、必要に応じ市町村政府も含めた持続可能な農村開発のための全国情報機構が要する情報の収集と、統合における州政府の関与。同様に、社会組織が活動を実施する際の決断を助ける最善の情報が入手できるよう、これらに向けた先の情報の普及に、上記の政府当局は関与する。
- X. 緊急事態の影響を緩和し、サービスや生産活動を再構築し、予期せぬ攪乱的自然現象を前にした地域の脆弱性を減ずる目的で、収穫、収入、財産及び家族の生命といった点について、州政府が基本的に連邦行政府に対し、特別対応の援助や計画を要請する際に用いる手続き事項。
- XI. 農村開発管区に割り当てられる州政府並びに連邦行政府の人員の管理と調整、同人員への備品供給、部門に向けた最初のそして即時的な一般対応の場となるような形での管区機能における社会組織や住民個人々の参加促進等に関する州政府の関与。

第28条

連邦公共部門に属する機関や組織が州と締結する合意は、連邦行政府が支援計画に割り当てる予算資源の管理に関するメカニズムの構築、場合によっては共同団体を予め定めなくてはならない。同支援計画には、州政府や市町村政府も参加するものである。更に、同合意には、支援の目的である投資を実行するために必要な財やサービスの契約並びに購入を遂行する責任者である受益者へ経済支援を直接引き渡すための規定も、予め定めておかななくてはならない。

第IV章 農村開発管区について

第29条

農村開発管区は、分権化された連邦政府の機関が、特別協同計画とこれから派生する部門計画に参加する連邦政府による運営計画を州政府並びに市町村政府と共に実施するための区画編成と組織管理の基礎であり、また、社会部門・民間部門の生産者組織との調整のためにある。

農村開発管区は、持続可能な農村開発に関する市町村での手続きを強化するのに役立ち、それぞれの地区で市町村審議会を形成することを推進し、持続可能な農村開発のための市町村協同計画の策定と適用を支援する。

農村開発管区は市町村審議会の代表者から構成される管区審議会を有する。

本省が州審議会の参加の下、河川流域と一致するように、農村開発管区の境界線と持続可能な農村開発を支援する本部の所在を決定する。同本部は各農村開発管区が有するものである。

先住民族人口が顕著な農村地域では、先住民社会組織の利用、習慣及び個別形態を守り尊重するために、先住民構成を考慮して管区の境界線を定める。

管区のプログラム、目標、目的、戦略路線は、更に、管区が所属する地域や市町村にて策定されるこれらの事項と統合される。

第30条

各管区は、本省、所轄の付属機関や組織、州政府及び該当する市町村政府が参加し、境界区画内の生産者並びに社会経済団体の代表も参加する指導組織を有する。先の代表は生産業種毎、あるいは市町村審議会毎に、その一般規約が定めるところに従って構成される。

同様に、一般規約と、連邦政府、州政府両者の間に結ばれる合意に示されるところの連邦化及び行政分権化の基準の適用をもって、本省と州政府が協力して構成する管理部を有す。

農村開発管区の一般規約は州審議会を考慮し、本章に述べる諸事項における管区としての権限を確立するものである。

第31条

農村開発管区は以下に述べる活動その他の実施を支援する。

- I. 持続可能な農村開発の政策に、所轄の連邦、州、市町村各政府機関の任務である基礎インフラの供与活動を考慮しながら、地方としての一貫性を与え、政策をまとめる。
- II. 連邦政府並びに州政府との合意の中で、本法律の第22条に列挙されている機構と事業（サービス）の運営のために割り当てられた責任を、州の活動を農村地域に近づけることを目的として果す。
- III. 生産、組織化、商品化等、全般的に全ての、農村における農牧業・非農牧業の生産側面に関連した支援案件における諸手続きにおいて、生産者に助言を与える。
- IV. 生産者へのサービス提供の機会、農村社会に向けられた制度的支援の機会を与える。
- V. 動植物検疫基準の適用を監視する。
- VI. 連邦並びに州のプログラムが適用された結果を評価し、これについて州審議会に報告する。
- VII. 制度的活動並びに部門活動に対し、農村社会構成員の積極的な参加を促進する。

- VIII. 持続可能な農村開発計画の中で考慮される諸活動の、工業部門、商業部門及びサービス部門との調整を、農村での雇用増進と多様化を目的として促す。
- IX. それぞれ諮問の結果として、州審議会に対し同審議会が深く知るべきで、生産活動と持続可能な農村開発の振興に必要とみなされる計画を提案する。
- X. 生産者とその組織の目的遂行のために、それらとの調整と合意に関する諮問、並びに活動を実施する。
- XI. 領域内における統計数値の収集と普及の主たる提供源となり、このために計画の実施状況と影響に関する聞き取り調査、アンケートの実行を支援し、本条第X項に命じられていることを遂行する。
- XII. 市町村が持続可能な農村開発活動の立案、優先順位の決定、運営並びに評価に完全な形で参加することを支持する。
- XIII. その他、本法律とその細則、並びにそれらに準拠して結ばれる合意が割り当てること。

第三篇

農業牧畜振興と持続可能な農村開発

第 I 章

農村開発振興から農村開発経済活動へ

第 32 条

連邦政府は、州政府、市町村行政府、農村社会の社会部門、民間部門の参加を得て、農村地域における経済活動を推進させる。

先述の目的のために定められた活動または計画は、雇用を強化し生産者の収入増加を目指し、農業牧畜市場の拡大に有利な状況を創出し、生産に必要な自然資本を増加させ、そして農村地域企業の設立と強化ができるように、農村社会の生産性と競争力の向上を目指す。

本法律が規定するところは、以下の方法によって行うものとする。

- I. 農牧技術の研究または発展の推進、技術の適合化・実証、生産者への技術移転、持続的実施への誘導、在来種を含む改良種子の生産
- II. 人材資源の育成、農村社会構成員への技術支援または経済・社会組織化の強化
- III. 農業用水インフラ拡大・改善のための公的または民間投資、河川流域における自然資源、貯蔵、電化、通信、農村地域道路の改善
- IV. 資本化、技術の刷新、そして設立あるいは生産性と継続的改善の向上を可能とする生産単位、または農村企業の持続的再編成のための生産者、更には農村社会構成員の投資の促進
- V. 植物衛生、家畜衛生、製品の無害性の促進
- VI. 採集、収穫、製品品質等級別仕分け、梱包、貯蔵そして流通プロセスの効率化促進。
- VII. 生産援助サービス、特に、融資、保険、貯蔵、運送、消耗品の生産と供給、経済・生産に関する情報などの強化
- VIII. 家族単位での生産体制の促進
- IX. 工業、農業産業、生産チェーンの統合または農村地域における工業インフラの整備の推進

- X. 農村社会構成員が実施する、非農牧業経済活動の推進
- XI. グローバル化に対応できる適切な条件の整備
- XII. 環境事業に対する評価と支払い
- XIII. 土壌並びに自然資源の保全と改善
- XIV. 本法律を遵守するためのその他の事項

第Ⅱ章 技術研究と技術移転について

第33条

省庁間委員会は、メキシコ審議会の参加を得て国家、州、市町村の優先事項を考慮し、省庁間を超えた性格をもつ、持続可能な農村開発のための調査に関する国家政策を策定する。そして更に連邦行政組織法、科学技術研究振興法、国家開発計画、その他の関連適用法の規定に従い、生産者やその他の農村社会構成員が提案する必要性を考慮しながら、本分野における国レベルでの計画立案・調整を行う。

所轄機関を基とし既存手段を利用した持続可能な農村開発のための調査に関する国家政策は、必要な仲裁決定や決議を執り行なうための実践的能力や有効な中立的立場、並びに倫理的権限をもつ機関を備えるための方策を含んでいる。同時に、持続可能な農村開発計画、そして国内生産に関する非常に重要な目的に合った技術面での解決策を探索するのに必要な様々な事項に関して、継続的に適切な協議を行うようにする。

第34条

持続可能な農村開発、特に技術開発・その実証・技術移転・生産者や農村社会のその他の構成員による適正化に関する研究の実施を推進するため、持続可能な農村開発のための技術研究と移転のための全国機構を国家の役割のひとつとして設立する。この機構は国家機関を介して機能するものであるが、それと同じく本活動に従事する民間機関・社会機関などを通して導入し、補足を行う。

研究並びに人材育成は持続的農村開発にとって優先的な投資と考えられるので、人材育成を担う公的責任機関の強化のため、必要な予算的措置がなされねばならない。

本機構は、農業牧畜分野における科学的研究や技術開発・実証、技術移転などの活動を推進・実施する公的機関や社会・民間団体の活動を調整し、取りまとめることを目的としている。同活動とは農業牧畜分野における国家レベルでの重大な問題や、農牧活動に従事する農村社会の生産者、その他構成員の即時の必要性の探知や対応に関連するものである。

第35条

持続可能な農村開発のための技術研究と移転のための全国機構は本省が管理し、以下の参加を通してその努力を統合するものである。

- I. 連邦及び州の農牧研究に関する公的機関
- II. 本活動を実施する公的教育機関
- III. 本活動を実施する民間研究教育機関

- IV. 科学技術審議会（CONACYT）
- V. 関連する全国研究者機構
- VI. 農牧業やアグロインダストリーの技術研究開発に関連する国際機関との協力体制
- VII. 適切なメカニズムを介して農牧業及び林業技術を産み出す国内または外国企業
- VIII. 該当の協力メカニズムを通して、農牧業研究に従事する国内外の機関または個人
- IX. 持続可能な農村開発のためのメキシコ審議会、並びに持続可能な農村開発のための州審議会
- X. 農村地域での生産促進という目標を達成するために、省庁間委員会が必要とみなすその他の参加者

第36条

農牧業研究に関して、連邦政府は基礎研究と技術開発を促進する。この目的のため、そして科学技術研究振興法、並びにその他適用法を基に、本省は農牧業・社会経済の研究、国家の自然資源に関する研究、国内または外国で誕生したメキシコの条件に適用可能な技術を実証する個人・企業への支援に責任を持つ連邦行政機関の調整を担当する。ただし、本法律やその他の関連法令が言及する環境の持続性並びに保全という目的に矛盾していないこととする。

本省は、当法律第27条I項及び第28条で言及する各州で作られる共同団体を通じて、州内での技術応用研究や適用、移転を支援する。

本省は、該当管轄官庁を通して、本部門の生産チェーンの様々な事項に関連する農牧業技術研究開発や持続的農村開発のための国内研究機関、国際機関との科学技術研究協力協定を認定する。

第37条

持続可能な農村開発のための技術研究と移転のための全国機構は、本件に関しての社会部門及び民間部門の要望に対応する義務を負うものとし、その基本的目的は以下の通りである。

- I. 農牧業及びアグロインダストリーの生産チェーン、そして農牧業関係ではないが農村地域にある生産チェーンに携わる生産者、その他の構成員の科学・技術的必要性を満足させる。
- II. 農牧業技術の創出、適正化、実証、移転を振興する。
- III. 基礎・応用研究開発、技術開発を促進する。
- IV. 農村地域の社会経済研究を促進し強化する。
- V. 国規模や各州レベルでの農村開発のための研究システムが連携するよう支援し、そしてこれらのシステムが農村総合研修技術支援のための全国機構と結びつくように支援する。
- VI. 農牧業研究教育センターと研究機関が連携することを支援する。
- VII. 社会・民間部門、そして農村地域の生産に関連するその他の部門が利益を享受でき、本件に関係する方針を導くことを助長するようなメカニズムを確立する。
- VIII. 裁定や仲裁が必要となる行政判断や訴訟判決が出せるような手段を整備する。
- IX. 農牧業研究活動、持続可能な農村開発活動に関する情報を適切に統合し、管理、更新することを促進する。
- X. 地域並びに州の能力を強化し、研究・技術移転プログラムへのアクセスを促進する。
- XI. 農村社会の技術発展に貢献する研究を実施するため、科学的研究生産性と収益性の向上、並びに農業及び工業部門から派生する資金寄与の増加を促進する。
- XII. 集団研究、協力研究を促進し、異なった機関、分野、国々の研究者の協力を助成する。

- XIII. 農牧業及び持続可能な農村開発に関する研究を行う実力をもつ、大学と公立・民間の研究センターの間での技術研究開発を促進する。
- XIV. 生物工学、遺伝子工学、バイオセキュリティ及び無害性分野を含めた、特定の高度優先プロジェクトの作業に有用な科学的知見を利用する。
- XV. 農村地域住民の収入を増加させ、競争力のある利点をもたらし、高付加価値生産を助けるような作物、林業品種、家畜種に向けて本部門の生産を再編成するように支援する。
- XVI. 環境事業や生産性を持続的に向上させるような、自然資源の利用、改善の方法を開発する。
- XVII. 自然資源の状況、それを決定するプロセス及び該当指数の作成のためのベースについて、信頼のおける情報や基準を準備する。
- XVIII. 競争力のある利点を増やし、農村地域住民の収入を向上させるために、経済単位及び地域の生産再編成プログラムと技術開発科学研究を優先的に連結させる。

第38条

持続可能な農村開発のための技術研究と移転のための全国機構は、分権化の枠組みの中で州の組織体制の中で実施することのできる研究・技術開発をすべての州の中で促進する。そのために、特別協同計画は、上記機構の目的の達成に必要な費用を、研究支援基金も含めて支出予算の中に含まなければならない。

第39条

省庁間委員会は、生産面から見た長所、技術がもつ意味と制約点、持続性及びバイオセキュリティを踏まえて、生産者がおかれている農業環境、様々な社会経済条件に適用できる技術の評価及び登録のためのメカニズムの確立と保持を調整する。

第40条

遺伝子操作された生物については、連邦政府は、本分野の専門機関を通じて研究を促進し、かつ規制する。そして必要な場合には、適用法令の枠組みの中で所轄官庁や農牧業生産者団体の参加を得て、連邦行政が規定する、バイオセキュリティ、無害性、保健保護などの基準を厳格に遵守した上で、同生物の取り扱い・利用について責任を負うものとする。

第三章

技術研修と技術支援について

第41条

文化、研修、研究、技術援助、技術移転に関する活動は、農牧業振興と持続可能な農村開発にとっては基本となるものであり、3つのレベルから成る政府と生産部門の責任と考えられ、また、恒久的に、そして、生産的・社会的発達及び成熟度のレベルに応じた手段で実施されなければならない。

連邦政府は、農村地域住民やその組織団体の必要性に対応すべく、農村総合研修技術支援のための全国機構を通して研修政策を策定しなければならない。

技術研修、支援及び移転の活動とプログラムは、持続性・総合性・包括性・参加型という基準を基に

形成され実行される。

全ての場合において農村部門の生産者やその他の構成員を巻き込み、しかも実施工程の全ての段階で、すなわち診断から企画、生産、組織、変革、流通、人材開発などの全ての工程を連結させなければならない。そして社会経済的に特に遅れの見られる地域を優先する。

第42条

連邦政府は、農民やその組織団体の必要性を踏まえて、農村総合研修技術支援のための全国機構を通して研修政策を策定しなければならない。

農村総合研修政策の基本目標は次の通りとする。

- I. 農牧業活動並びに持続可能な農村開発がよりよく実施されるように、生産者を対象とした研修を実施する。
- II. 企業家としての能力を促進する。
- III. 労働部門の基準に則り、研修の終了認定を実現する。
- IV. 農業分野における研修を実行する。
- V. 農業部門の生産者・その他の様々な構成員の自立を強化し、生産プロセスを自己のものとするよう、そして社会経済プロセスにおける自己の役割を決定できるような能力を獲得するよう促進する。
- VI. 生産者が、環境またはバイオセキュリティについての規範に関連する機会を活用できるようにし、それに関する知識を与え、遵守させるようにする。
- VII. 当分野において官公庁が提供するプログラムと支援が利用されるように、知識を普及・発展させる。
- VIII. ローンや融資に関連するメカニズムに積極的にアクセスし参加するための知識を、生産者および農村社会構成員に提供する。
- IX. 生産者が市場情報を入手する、そして市場にアクセスするためのメカニズムに近づくことができるようにする。
- X. 農村社会における教育・技術レベルの向上に寄与する。

第43条

先条項で述べた目標を達成するために、公共部門の官庁、社会・民間部門の団体組織が本件に関連して持つ能力をまとめる、あるいは執行する、そして連携する機関として、農村総合研修技術支援のための全国機構を構築する。

第44条

農村総合研修技術支援のための全国機構は本省が管轄し、以下の組織によって構成される。

- I. 持続可能な農村開発のためのメキシコ審議会
- II. 持続可能な農村開発のための州審議会
- III. 労働部門の基準を基に、そして度量衡・標準化に関する連邦法に準じて認証された研修サービスの提供者
- IV. 国内にある、本件に関連する研修センター
- V. 生産者組織の研修機関

- VI. 労働部門の評価・承認機関
- VII. 公共部門の技術研修、普及及び技術支援機関
- VIII. 教育省の技術教育・研修機関
- IX. この目的のために農村開発管区内に設定されるべきメカニズムと構造

第45条

農村総合研修技術支援のための全国機構は、次の活動を調整する。

- I. 全国農村総合研修プログラムを作成し実行する。
- II. 連邦政府の各種機関の研修に対する努力と州、市町村団体及び社会・民間部門の組織団体のそれを結びつける。
- III. 研修サービスの質と範囲を向上させる。
- IV. 研修プログラムを評価する。
- V. フォローアップを実行し、公立・私立機関が行う研修プログラムを評価する。
- VI. 全国農村総合研修プログラムに従いながら、公的、社会及び民間部門に属する組織団体が有する本件に関する能力と資源の有効活用を支援する。
- VII. 農村総合研修技術支援のための全国機構の構成機関の資金と、農村研修のための国家基金を統合する。
- VIII. 農民の研修のための資金を援助する。
- IX. 本法律が定める目標の達成のために必要なその他の機能

第46条

農村総合研修技術支援のための全国機構は、次の目標を掲げる。

- I. 農村研修に関連する公的及び民間機関の活動を調整する。
- II. 総合農村開発のための研修政策目標達成のため、資源を結集して国の研修を強化する。
- III. 総合農村開発のための研修活動を行っている各種構成員の行動を公認し、有効性を認める。
- IV. 労働部門に属する認証制度の適用を推進する。
- V. 研修のための資金管理に寄与する。

第47条

農村総合研修技術支援のための全国機構は、研修活動・技術支援活動の指導、計画および実行機関として、農村総合研修技術支援のための全国サービスを確立する。

第48条

農村総合研修技術支援のための全国機構は、以下により形成される内部審議会が統率する。

- I. 農牧業農村開発漁業食料省、自然環境資源省、文部省、社会福祉労働省、社会開発農地改革省の各大臣
- II. 農業部門に所属する機関
- III. 労働部門関連の認証・標準化審議会の代表者一名
- IV. メキシコ審議会と州審議会の代表者各一人
- V. 社会・民間部門に属する農民組織と生産者組織の全国代表権をもつ代表者

- VI. 農牧業・持続可能な農村開発・漁業及び食料部門の労働関連標準化委員会の代表者
- VII. 教育機関または農牧業、アグロインダストリー及び林業の技術開発機関の代表者
- VIII. 州政府の農牧業及び農村開発管轄官庁の代表
- IX. 本第三篇第II章で言及される農牧業及び林業研究を推進する機関。

第49条

連邦政府は、自然資源の持続的な利用、適性技術の管理、文化価値を尊重した組織形態、農村企業の発達、市場戦略・開発そして農村金融について、民間及び社会部門の生産者の参加と必要性を考慮し、地域の明確な必要性を基に、特定プロジェクトに連結した研修を推進する。

第50条

省庁間委員会は、州政府と調整し、専門家及び技術者と生産者との間の直接関係を構築する枠組み内で、農村総合研修技術支援のための全国サービスを推進し、このことにより、部門内での特化したサービス市場を促進し、農村周辺地域にいる生産者に対し優先的に差別された待遇を与えるように奨励する。本件に関し本省が定めるプログラムは、民間人個々の間の関係を促進する活動を通して、技術支援サービス市場の発展を奨励する。また、本法律第7条に記されるところに従い、これらのプログラムは、生産者、年齢別グループ、民族あるいは性別の各層に対しても区別して対応する。農村総合研修技術支援のための全国サービスは、利用可能な技術サービスについて、恒久的、公的及び利用可能な評価と記録の手順を確立させる。

第51条

連邦政府は、国家の援助の目標となり得る生産者組織間の技術支援力の形成を促進する。

第52条

技術支援と研修のテーマは以下の通りである。

- I. 持続性のある基礎的及び応用技術の生産者並びに農村社会の他の構成員への移転
- II. 特に遅れている部門を特別に配慮した、技術サービスの持続可能な及び効率的な発展を可能とするスキームの適用
- III. 技術改革に対する危機管理、研修、導入手段等、生産デモンストレーショングループの開発。
- IV. 自然資源の持続可能な利用につながる伝統的な経験と知識の保存と回復、並びにその普及、経験の交流、農民から農民へあるいは農村社会内の生産者と構成員間の研修、そして先住民社会の場合には、その利用方法や習慣、伝統、技術を尊重した、知識の直接的利用

第IV章

持続可能な生産再編成について

第53条

連邦政府並びに州政府は、持続可能な生産構造という条件で、支援と補足的投資を通して、農牧部門の生産性・競争力、食料安全性・自給、土地の有効利用などに寄与する技術革新及び工程を導入し、

再編成を推進する。

連邦政府は管轄官庁を通じて、土地の持続可能な有効利用を促進することを目的として、土地の持続可能な利用に関する地域的に限定した契約を個別に、あるいは組織的に生産者と結ぶことができる。この場合、生産チェーンの統合と多様化を推進し、雇用を創出し、原材料に付加価値を付け、自然資源の損傷を回復し、環境財・サービスを産出し、生物多様性と景観を保護し、住民の文化・利用・習慣を尊重し、自然災害予防を模索するものとする。

一方、連邦政府は、契約に定められたサービスに対して取り決められた支払いを行い、結果を評価し、議会に対しその実行に必要な予算の承認を求める。

第54条

国家は、開発から遅れ取り残された状態にある生産グループ、並びに農村部門のための選択肢を保証する政策を策定する。

このために、農業環境システムの均衡を保つ経済活動を優先する。

第55条

生産構造の改革のための援助は、以下の目標を持つ。

- I. 国内製造工場にとって基本的で、しかも戦略的な製品の国内需要に対して効率的に対応する。
- II. 資本化、収入という観点から見てより優れた選択肢を意味する生産機会を利用するため、国内外市場の要求に対応する。
- III. 農業環境、水の利用可能性、その他生産に関する要素の状態に応じた土地の有効利用を推進する。
- IV. 地域における雇用創出の大きな可能性を意味する生産を促進する。
- V. 生態系に対する甚大な被害、悪影響がでている場合、土地利用を再整備する。
- VI. 土地の生産性、生物多様性、環境事業を維持し向上する技術の採用を促進する。
- VII. 生産にとって自然面での制限要素はあるが、管理状態下での生産を正当化するような、比較優位点がある地域での生産性を上げる。
- VIII. 戦略的とみなされる生産物の国内供給に重点を置きながらも、輸出や外貨を生み出す機会のある生産物の生産を振興する。
- IX. 生産の多様化を推進し、伝統文化の持続的実践に寄与する。

第56条

以下を目的とする技術革新やプロセス変革を取り入れるため、生産者や経済組織を援助する。

- I. 農村地域での生産プロセスを向上させる。
- II. 規模の経済を実施する。
- III. 技術革新を取り入れる。
- IV. 環境を保全し管理する。
- V. 先住民並びに農村地域住民の文化や、自然資源にあった技術革新や技術・プロセスの適切化を探求する。
- VI. 労働における効率の再編成と向上を図る。
- VII. 商品化するために製品の品質を向上させる。

VIII. 経済・天然・生産資源を有効活用する。

IX. 価格構成を改善する。

第57条

社会改革及び自然資源の持続的利用と管理の概念形成に寄与するため、援助並びに生産部門における再編成には、必要なフィージビリティスタディや関連する社会構成員の管理・組織化の技術についての研修・教育・強化のプロセスが伴う。

森林法及びその他適用される法規に定められるところに従い、環境自然資源省が脆弱とみなし森林とするほうが好ましいと判定した土地においては、生産再編成のための支援は、土地の森林利用あるいは農林利用、または必要な場合には修復と保全の実践の適用を誘導しなければならない。

第58条

生産再編成に向けての活動の効率化を達成するために、地域開発プログラムに関連し、3つのレベルから成る政府と生産者の努力を調整するプロジェクトを優先的に援助する。

第59条

農牧業及びアグロインダストリー活動の生産再編成への援助は、以下を優先的に促進するように方向付ける。

- I. 集団的および家族的性格を持つ、あるいは地域での雇用を創出する会社の設立
- II. 原材料購入のため、地域内の第一次生産者と企業との協定締結
- III. 持続可能な省エネルギー技術の採用
- IV. 競争力を強化するためのインフラと設備の近代化

第V章

農村地域資本化、補償及び直接支払いについて

第60条

連邦政府は生産活動と農村地域サービスの資本化を促進させる。そのために、該当の部門プログラム及び特別協同計画において、公的、民間または社会部門の投資を推進する金融ツールやメカニズムを定める。

第61条

連邦、州及び市町村政府は、締結する協定により、農村の生産状況を向上させるインフラ工事を作り出すことを推進する。同様に、生産、加工及び商品化の段階において、生産単位の資本化のために経済組織や生産者を奨励・援助する。

第62条

資本化への援助は、生産単位の生産・収益性・自然資源の保全と、管理等の要素の生産性を向上させるプロセスの発達を推進する。

同様に、連邦政府は、適正技術の採用、プロセスの再編成、経済組織の強化及び生産チェーンの統合のために補完的に奨励する。

第 63 条

生産者及び組織は、資金あるいは作業をもって、または設備、インフラ、自然資源の利用を通して出資することができる。

第 64 条

連邦行政府は、連邦歳出予算に準じ資金を供出することができる。この資金は、州政府および市町村政府が計上する予算によって補完されるが、その目的は以下の通りである。

- I. 生産再編成と資本化のための投資の危険を分配する。
- II. 国家需要を満たすための基本製品の不足を調整する目的で、振興・特別あるいは緊急プロジェクトまたはプログラムを然るべく達成するために生産者が必要とする場合、追加援助を与える。
- III. 農村部門並びに環境事業の生産性の向上を達成するために必要とされる投資、工事または課題の実行を援助する。

第 65 条

連邦政府は、分配された危険の範囲内で、当法令 52 条に記述する契約で制定される条件に従って、戦略的再編成プロジェクトに参加する生産者を一時的に援助するための資金の額を決定する。利益が発生する場合、経費と管理費を差し引いた後、生産者のものとなる。

第 66 条

エヒード (ejidatarios)、共同所有者 (comuneros)、小作人 (colonos) あるいは小規模地主 (pequeños propietarios) などの生産者が本法律で言及する振興プロジェクトを達成するために義務を引き受ける、または省庁間委員会が明瞭に承認する生産性指数に達成する公約を受け入れる場合だけに限り、これらの生産者と危険を分配する。

いかなる場合も、第一に 10ha 以下の灌漑地、あるいはそれに相当する土地を所有する生産者に対応するものである。

第 67 条

連邦政府は、直接投資、融資、危険資本、農村地域での組合の組織、社会企業並びに人材・社会・自然資本の形成に寄与する企業の管理職の養成等という活動を通じて、農村での資本化と投資を支援する。

第 68 条

連邦政府は、毎年議会が承認する予算に従い、そして憲法、本法律第 16 条並びにその他の適用法令に制定される規定に準じ、省庁間委員会が決める条件に従い、中期的な見通しで決定される援助を、農村生産者に与える。

第69条

大統領は、本政権が権限をもつ会計年度中に、毎年、議会に連邦歳入法案並びに連邦歳出予算法令案を提出する際、本法律の条項を遵守する上で必要な資金の見通しと予算措置をとる。

第70条

該当資金の中期計画は、以下の目標を追求する。

- I. 取引上の約束を履行する際、あるいは関連する国際協定・条約がもたらす成長の機会を利用する際に必要となる大きな交渉能力を与えるほか、生産単位の収益性や競争力を向上させるような生産プロジェクトを実施することを保証する支援を受けられることができるという確実性を生産者に与える。
- II. 生産単位を資本化するため、また近代化プロジェクトや活動を実施させることができるように、それぞれの援助プログラムで予想されている資金を、事前に生産者が受領できる可能性を与える。

第71条

供与される援助は、以下等の目的のためである。

- I. 生産者のインフラやその設備機器の近代化
- II. 企業と第一次生産者間の協定の締結
- III. 団体企業及び家族経営企業の設立
- IV. 現行法の枠組みの範囲内で、最も生産者の利益になると思われる規制体系を整えた団体組織による生産者の組織化
- V. 土地及び環境事業の回復または向上への投資
- VI. 省エネルギーで、持続可能な技術の採用
- VII. メキシコ審議会の参加を得た、省庁間委員会が制定したその他事項

第72条

会計年度用の資金の見通し並びに予算措置、そして中期的展望は、国内生産や農業食糧貿易収支の強化、生産チェーン構造の適正化、より安価な食料の入手、土壌及び環境事業の向上、生産者間に存在する不平等な状態の縮小、そして経済のグローバル化における競争力の達成を可能とするメカニズムに寄与する財・サービスの生産を推進する。

第73条

本法律により、各圃場がその土地の性質に適した生産を行い、生産者の利益に最も適した生産を決定することができるような持続可能な農村開発のための振興政策を展開するために、資金的にも技術的にも実行可能な生産プロジェクトを通じて、生産者を援助する。

複数年の援助を前倒しに繰上げる可能性を定めるものとするが、場合に応じて定められる必要要件を遵守しなければならない。

第74条

連邦政府は、その権限行使の枠内で、生産者に与えられる複数年用援助が以下の方針の下に運営されるように促進しなければならない。

- I. プログラムの有効期間並びにプログラムで予測される資金を事前に申請する可能性を本法律の中で定める際、その一時性を確実にする。
- II. 生産者の特質や地理的位置付け及び受益者の社会経済的水準から生じる性質、又は差異を的確に捉える。
- III. 該当プロジェクトの特性に応じた引渡しの時期
- IV. 利用規則の広報活動、並びに金額・受益者別の援助の種類などを公表することによる透明性
- V. 援助の利用に関する受益者の責任
- VI. 規定される規則に準じ、効率性や管理状況を計るために評価する可能性

第75条

援助の受益者は、支払いのための資金源あるいはプロジェクトの保証として該当資源を割当てることができる。

第76条

省庁間委員会は、本法律で制定される条項に従い、当章で言及する中期の前払い金を支払うための指針を提議し、各該当管轄官庁は当規則の規定を行政面で適用し解釈する。

第77条

中期の前払いの運用、管理、監督は、該当管轄官庁が規則を作成し、本法律に記される連邦主義及び分権化に従って実行される。

そのために、省庁間委員会は、承認される資金に関するフォローアップや管理のメカニズムを提議し、承認されたプロジェクトで相応しい適用を行う。

第78条

省庁間委員会は、メキシコ審議会の参加を得て、本法律により予め定められる中期・長期の前倒し形態の適用において生ずる不一致を取り扱い、該当する見解を述べる。

第79条

連邦政府は、可能な範囲そして国家が締結した国際協定に則り、貿易協定を結んでいる国の生産者と比較してメキシコ国内の生産者がもつ不平等を補うための援助を与える。

メキシコが経済協定を締結する国々と比較してメキシコ国内の生産者がもつ不平等を補うために、連邦政府が整える商品化への支援は、本法律の第179条と183条に制定された食糧の安全供給と主権に貢献する場合に限り付与され、維持そして更新される。

第80条

連邦政府は、自給自足の生産者、社会から疎外された生産者及び最低限の生存水準にある生産者の収

入向上を目的とした、貧困状態にある生産者への直接援助プログラムを創出する。収入援助の対象者となっても、その他の公的プログラムを生産者が利用できないということではない。

第VI章 利水農業インフラ、電化、農村道路について

第81条

連邦政府は、利水農業インフラが持続可能な農村開発推進の基本的手段との判断を踏まえ、特別協同計画に従い、国内水資源の合理的活用を通じて、利水農業インフラの拡大、その近代化と技術導入への投資を推進し計画する。

第82条

利水農業インフラ並びに水の再利用に向けた処理用のインフラの拡大近代化計画においては、国家食糧安全と生産性の増強、生産者の効率性や競争力強化、地域格差の縮小、計画実施地域の経済的変貌、天然資源活用の持続性への貢献が主たる判断基準となる。

第83条

連邦政府は、州政府、利用者組織、生産者と協調し、土壌と水の保全事業を実行し、また実行を支援する。更に、利用者に委託された利水農業インフラの近代化と技術導入、水利用の合理化と利水農業部門の生産能力拡大に合同で前進し得るような包括的照準をもつ土壌と水の保全事業を優先的に推進する。

同様に、現在使用できる全ての水源を包括的に活用する者のために、湿度バランスを保持する目的で圃場レベルでのインフラ建設を推進支援する。この目的のため、州政府並びに灌漑排水管区や単位を担当する利用者組織との間で各圃場間のインフラの近代化に向けた投資を取り決め、水事業への民間部門、社会部門の参加を促し、圃場レベルの灌漑効率を高めるべく、それを必要とする生産者を技術的、経済的に支援する。

第84条

連邦政府は所轄官公庁を通じ、また州政府と協調し、電化と農村道路の開発及び土壌・水の保全は農村住民の生活条件や農村での生産インフラ改善の基本的要素との判断を踏まえ、これらを推進する。農村における通信インフラは農村地域が直面する孤立性、通信不能、不備など、他の国内地域に比べて立ち遅れている部分の根絶を追求する。そのために農村道路、遠隔通信と農村電話システム、旅客や貨物の農村輸送システムの建設と保守を推進する。

第85条

農村開発、利水農業インフラ・電化・農村道路の拡大と近代化に統合性を持たせることを目的に、本法律第6条及びその他関連条項に則り、農村地域、特に経済的、社会的立ち遅れの著しい地帯の社会的経済的ニーズに対応していく。

第VII章

生産性向上及び農村企業の育成と定着について

第86条

経済単位の生産性を推進し、開発を資本化し、生産者の経済活動をより効率的で競争力を持ち持続可能なものにするための技術改善対策の導入を目的とし、連邦政府は、州政府との協調と参加、並びに同政府を仲介とした市町村政府の参加をもって、潜在的生産能力を持ちながら開発条件に不足している生産者とその他の農村社会構成員に対し、優先的に対応を施す。

第87条

農村生産性を推進するため、生産者への支援は、灌漑技術の導入や農業機械・作業機の修理と購入、生産的使用を目的とした改良植物原料の購入、管理条件下の農業の導入、プランテーションの開発、検疫基準・無害性基準、バイオ・コントロール技術の導入、畜産の奨励、環境的にふさわしい実践や天然資源保全の採用、更に技術援助及び持続可能な農村開発の奨励に必要なその他の支援サービス契約に向けた投資を行うことを目的にその経済能力を補足することに向けられる。

第88条

畜産業の生産性を推進するため、本章に述べる者達への支援は、牧草地、牧場の復元並びに確保、牧草の保存を通じた家畜飼料の増加、畜産インフラの建設、修復、近代化、牧牛の遺伝子改良、動物衛生の保全と向上、畜産機器の補修と購入、牛乳生産向け機械設備、繁殖システムの技術化、サービス及び技術支援契約、牧牛と水の管理に向けたインフラ建設を通じた生産単位の技術化、畜産開発奨励に必要なその他の増強を可能にし得る投資実現のために、生産者の経済能力を補足するものとなる。

第89条

農村企業の育成と定着を推進するために、本章に述べる者達への支援は、生産者の組織化と法人格の設立、戦略計画策定、技術・経営面の研修、企業の育成と開発、更に設備や機械の購入、継続改善、品質基準の組み込み、情報処理システムの導入等に向けた投資実現のために生産者の経済能力を補足するものとなる。

第90条

連邦政府はメキシコ審議会の参加をもって、その運用規則に少なくとも下記を盛り込みながら生産者支援の有効性を定める。

- I. 援助が与えられる期間
- II. 援助額
- III. 援助を受けるための耕地限度やその他の限度、並びにそれを証明するための条件
- IV. 農村開発管区の仲介を通じた、援助を起因とする紛争解決の方法

第八章 農牧保健衛生について

第91条

植物衛生、動物衛生、遺伝子組み換え組織に関しては、その政策は農牧生産及び公衆衛生の危機軽減、並びに農牧業生産性の強化、産物の国内や海外における商品化を円滑に進めることを目指す。

この目的のため、活動と計画は、遺伝子組み換え組織の輸入、運搬、取り扱いを規制し、特に隔離対象と考慮される害虫と疫病の国内への侵入を回避し、既存のものを制御、撲滅し、国内農牧産物の保健衛生条件を国内外に対し認証することに向けられる。

所轄官公庁と機関が実施する活動や計画は、本課題に関する連邦法並びに国際条約の規定に調整されるものとする。

第92条

連邦政府は、適用法の定めに基づき、農牧業及び食糧供給における衛生・無害性・品質のための全国機構を新設し、同機構は本省によって連絡調整され、所轄官公庁によって構成される。

第93条

全国農牧食糧保健衛生無害性品質機構によって作成される情報を基に、省庁間委員会は基準化を奨励し、緊急事態キャンペーンと動植物検疫キャンペーンを計画実行し、州政府と生産者との合意を通じ、農牧部門の保健衛生を奨励する諸計画を推進する。

第94条

全国農牧食糧保健衛生無害性品質サービスを通じ、植物産品・動物産品・木材産品、梱包及び一般的に隔離対象・生物学的または公衆衛生上の危機を意味し得る、動植物起源のあらゆる物品に適用される基準の履行を検証するために、港湾及び国境での検査を保証し、それに加えて、保健衛生面の危機を考慮し、産物の不正入国を回避すべく大蔵省と情報を交換し、必要な連絡調整を確立する。

省庁間委員会は、メキシコ審議会の参加をもって、農牧保健衛生分野の活動を地域化する目的で、国内の動植物検疫地域を決定する。その地域内では地域間移動を円滑にし、そのために策定される地域化基準に基づき、国際条約の枠内にある基準やその適用の進捗度を保証するため、保健衛生の活動計画は製品の衛生条件を均一化することに向けられる。動植物検疫地域の境界を設け、動物、植物、農牧産品・副産品の地域間移動の検査を実施するために、連邦政府は必要なインフラ並びに設備設置を実施し、連邦検査の防疫線を構築する。

第95条

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加をもって、農牧保健衛生及び遺伝子組み換え組織問題で、結果として必要とされる国際条約や制度に加盟するよう外務省に進言し、更に動植物検疫規定の国際的な調和や同等化に向けた協定を促進することができる。

第96条

国は、全国農牧食糧保健衛生無害性品質サービスを通じ、隔離基準について主導的な国際機関及びフ

フォーラムに参加するとともに、国際条約として採択されるに相応しい他の基準の起草を推進する。更に、国際社会における食品の無害性に関する規制基準の導入を前に、国産品の商業的利害の防衛に機敏に行動することを可能とする国内計画や適切な規制の調整を推進し、これは連邦政府が担当する計画的、規制的行動の目標となる。

省庁間委員会は、国内農牧産品の保護を目的に、域内諸外国の農牧・保健衛生当局との間で、合同の動植物検疫キャンペーンの実施に関する取り決めを促進する。

第97条

動植物起源の遺伝子組み換え組織が人体の健康に無害であるための予防対策は公共の利益と判断されることから、連邦政府は、消費者への十分、かつ時宜を得た情報とともに、それらの組織、その産品・副産品のバイオセキュリティ、生産、輸入、搬送、普及、自由化、消費等、一般的にその使用と活用に関連したメカニズムや手段を確立する。

適切な科学的証拠が不十分であり、動植物検疫危機または遺伝子組み換え組織の使用による好ましからざる影響が仮定されるケースでは、これに対応する指導及び対策は一貫して予防の原則に従うものとする。

本事項はこれに関して議会及び連邦行政政府が承認する具体的な法律、規則、規準によって規制される。

第IX章

農牧産品及び保管の基準化と検査、並びに種子の検査と認証について

第98条

連邦政府は、連邦度量衡基準化法及び保管倉庫全般に適用される法規の規定に従い、全国農牧産品と保管に関する基準と検査の全国サービスを制定する。

第99条

農牧産品と保管に関する基準と検査の全国サービスは、農牧産品の受け取り、取り扱い、貯蔵に関連する保健衛生基準及び品質基準の策定、遵守、検査、認証を推進する。更に、現物の商業取引及び収穫や在庫のための、資金調達手段の使用を円滑化するような標準となるベースの確立を推進する。

第100条

本サービスは連邦行政の所轄官公庁に対して、農牧産品・副産品の貯蔵における無害性に関するメキシコ公定基準及びメキシコ基準の公布、疫病や害虫の発生を予防または根絶する保健衛生対策、更に農牧産品冷蔵網の搬送と運営仕様の公布を推進する。

第101条

種子検査認定全国サービスは、種子の生産、認証、取引の様々な部門を参加させるために、それらの活動を連絡調整する機関であり、本省が担当する。

第102条

全国種子検査認証サービスは以下の目的を持つ。

- I. 関与する官公庁や機関と合同で、植物遺伝子資源の保存、アクセス、使用、総合的管理、種子取得者の保護権及び種子の品質分析に関する政策、活動、国際協定を確立し、必要な場合においては上申する。
- II. 種子の品質認証及び分析のためのガイドラインを策定する。
- III. 関連する様々な部門が植物の人工品種取得者の権利を保護することに参画するように推進する。
- IV. 植物人工品種取得者の権利保護に関する行為を普及する。
- V. 第97条の規定に従い、遺伝子組み換え組織の無害性を保証するための検査認証方法を整備する。

本条に列挙される目的に含まれる行動の履行において、連邦植物品種法とその規則に定める措置が採られる。

第103条

連邦政府が公布する規則と省庁間委員会が合意する行政令、並びに、これに関連して締結される協定が、適用法に準じ、官公庁の参加のメカニズム並びに州との間で締結すべき協定を決定する。

第X章 商品化について

第104条

この分野に適用しうる国際基準及び国際条約との一致性を踏まえ、生産物や生産プロセスの保健衛生条件、品質や無害性、有機的または持続可能な特質を保証しつつ、生産連鎖の競争力を高めつつ、一次生産と商品化プロセスのより良い統合を達成し、更に商業会社と市場の育成と定着を推進するとともに、国内供給保障を可能にし、農牧部門の競争力を高める市場を推進する目的で、様々な官公庁や公共機関、農村社会構成員や経済団体の努力を連絡調整し得るようなスキームを通じ、農村地域で実施される農牧産品、その他の財・サービスの商品化が推進、支援される。

第105条

商品化政策は以下の目標を追求する。

- I. 国内及び海外市場において、農村社会によって供給される産物交流のため、明確かつ公平な規則を制定・整備する。
- II. 一次生産と商品化及び加工プロセスとの一層の連携を図るとともに、農村部門とその生産連鎖の競争力を高める。
- III. 農村社会構成員の交流を奨励する。
- IV. 生産を再活性化し、生産性を刺激し、収入を安定させるように生産者に確実性を与える。
- V. 食糧供給並びに国内産業への原材料補給を保障するために必要とされる生産構造の形成や商品化システムを指導する。

- VI. より良い食糧供給を促進する。
- VII. 生産者と消費者に損害を与える農牧産品の投機的慣行、集中化、買い占めを防止する。
- VIII. 社会・民間部門の商社、集荷・貯蔵サービス会社の強化、並びに農村社会構成員によって供給される産物の売買を奨励する。
- IX. 市場において、持続可能な生産や環境事業の追加的コストの識別メカニズムを指導する。
- X. 国内市場と国産品の競争力を強化する。

第106条

前条のために、省庁間委員会はシステムプロダクツ委員会を通じ、メキシコ審議会の参加をもって、農村社会構成員が供給する産物の生産商品化基本計画、並びに当該年次計画を策定するものとし、それらは関係省庁の部門別計画及び年間業務計画に組み込まれる。

第107条

農村社会構成員が供給する産物の生産商品化基本計画は、本件における官公庁のサービスや援助の連絡調整及び農村部門の生産的活動の標準文書となり、各農耕周期、作物、地域毎に、付与すべき援助金額と、考えられ得る消費者市場を決定せねばならず、それらは商品化支援年次予算案に組み込まれる。

第108条

連邦政府は生産者組織化や援助の整備を通じ、経済活動要員の間での契約による生産協定やスキームの締結を推進する。

第109条

国家は持続可能な農村開発のための全国情報機構を通じ、商品化を円滑にする目的で、需給状態、既存在庫、国内外の生産見通し、産物毎の相場価格と品質に関する地域・国内・国際市場の情報を取りまとめ、伝播する。

同様に、生産者と商品化団体が農牧林業産品の現物及び先物市場にアクセスし、それらの市場を開発できるように援助及び研修計画を維持する。

第110条

貿易協定締結諸国と我が国との相殺関税、課税、関税、割当て、セーフガード等の農牧・商業政策を均衡化するため、また国内価格の効率的形成に寄与し、諸外国が適用する政策から発生する歪みを削減するため、連邦行政府は、個別のシステムプロダクツ委員会が、省庁間委員会による事前評価を得た上で同委員会を通じて上申する、年次予算による国内産物の保護措置を適用する。

省庁間委員会は補助金産物の輸入が国内生産の商品化プロセスの障害となり、国内生産者に損害を与えることを回避するための措置を法令化する。連邦政府は、システムプロダクツ委員会、もしくはメキシコ審議会の要請により、被害を受けた生産者の参加をもって、国際環境において国内生産者を保護する提訴、紛争、例外措置、調査その他の訴訟手続きに着手するものとし、それに係るコストは該当する生産者グループの経済能力を考慮しながら共同分担とする。

第111条

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加をもって、かつ、我が国が取得した公約との一致性を踏まえ、商品化の面で困難に直面し、生産者の収入が打撃を受けている援助対象として選定し得る産物を決定し、インセンティブ、支援及び政府による優先調達のほか、生産地帯へ消費企業が接近することを可能にし得る行動を創り上げていく。

その規模や立地により国内生産者が競争力のある収入へアクセスするのを妨げるようなコストをもたらす国内での収穫については、その商品化助成対象として選択され得る。このような援助は生産者に直接、もしくは生産者自身が結成する商品化組織に与えられるものとする。

連邦政府が推進する商品化助成手段は、生産再編成や多様化に向けた支援、また市場の地域化に関連する支援と同時発生的に起こり補完し合うものでなければならない。

省庁間委員会との事前合意及びメキシコ審議会の参加をもって、州政府も上記の目的に向けた資金を同時に使用することができる。

商品化向け援助の配分と継続は、市場機能の改善への貢献、生産者の収入強化と一層の現実性と安定性を与えることへの貢献度に関する評価プロセスの対象となる。

第112条

連邦政府は本省を通じ、生産者への直接援助の金額及び配分方法を決定する。これは事前に同部門向けの計画及び年次予算において検討され、商品化への援助と共に農牧業活動の採算性、並びに生産者の競争力と収入の永続的向上を追求する。

これらの援助は本法律第188条の定めに応じて供与される。

第113条

州政府と協力し、かつ、生産者の参加をもって、本省は、保健衛生条件、品質及び無害性、その有機的又は持続可能な特質の認証、並びに、海外市場の機会を活用するために農村社会構成員によって供給される産物の生産や加工を奨励、支援する諸計画の導入を通じ、国内生産者の輸出を促進する。

第114条

国際協定の規定をベースに、また国内産物輸出への輸出待遇互惠性に応じ、連邦政府は保健衛生及び無害性基準の対象となる農牧産品の整合性評価問題に関し、相互承認協定の調印を推進する。

第115条

連邦政府は農村社会構成員によって供給される産物の集荷と販売に従事する社会・民間部門の商業会社の設立、統合、定着、資本化を推進し、特にそれらが実施する調整や工業加工プロセスを推進する。更に、連邦政府は国内・海外市場での市場調査実施や産物のプロモーションを支援する。同様に、農村生産者に対し輸出業務や契約、輸送、代金回収等の面で助言や研修支援を提供する。

第 XI 章

農村金融のための全国機構について

第 116 条

持続可能な農村開発に向けた金融政策は、その形態、手段、機関、対象者において多様性のある金融システムが樹立するように方向付けされ、あらゆる階層の生産者及びその経済団体や社会企業に、経済活動を成功裡に開発させるために採択された十分で時宜を得た、アクセシブルな金融資金が使えるようにする。

小規模生産者、低収入の対象者、経済・社会開発度の低い国内地域、採算性のある、あるいは雇用創出度の高い生産プロジェクト、更に社会銀行の統合と強化に優先性が与えられる。また適用法令に従い、農村社会構成員の金融サービスの必要性充足を営利目的無しに追求するような全ての非公的金融機関は、社会銀行の一環として認知される。

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加をもって、開発銀行、民間・社会銀行とともに農村金融のための全国機構の統合を推進し、これらの銀行は合意と調整のもとにその活動を進める。

第 117 条

農村金融のための全国機構の機関は、その統治形態及び内部政策に関する決定において自治権を有し、その運営手順や基準を明快かつ公に制定する。

農村金融のための全国機構の機関は年次報告を提出するものとし、持続可能な農村開発向け全国情報機構」を通じ一般民衆の閲覧を可能にする。同様に、省庁間委員会がメキシコ審議会の参加をもって制定する、金融資金の交渉及び供与に関する報告が四半期毎に同システムに提出される。

第 118 条

国が、農村金融のための全国機構を開発し定着させるに伴い、国家が国民への直接融資サービス提供に直接参加するのは不可欠なものだけに限定するようにし、国家としては農村金融のための全国機構に所属する機関への融資サービスの促進活動に集中するようになり、それら金融機関との競争が発生するのを回避する。持続可能な農村開発向け全国情報機構は省庁間委員会がメキシコ審議会の参加をもって制定する内容に基づき、融資額やメカニズムに関して時機を得た報告を含めるものとする。

金融機能要素を持つ政府の農村計画は、その影響範囲、金融政策、男女平等の基準、脆弱なグループや高齢者、先住民、その他省庁間委員会がメキシコ審議会の参加をもって定めるグループへの援助を確立する。

連邦政府は、融資、貯蓄、保険、送金、各種支払いサービス、農村部門への危機資本拠出などのサービス提供に、農村金融のための全国機構における機関の参加を推進し、そこには以下の項目等が含まれる。

- I. 材料・営繕費基金で、その用途は次のもの：農牧活動での生産及び資本投入、契約農業推進、戦略的提携奨励、農村企業の設立と定着、果実・工業・森林プランテーション開発、アグロインダストリー及び漁業や水産養殖開発、更に農村における収入と雇用機会の多様化を可能にし得る活動
- II. 集荷及び貯蔵インフラにおける政府投資、収穫の担保化及び在庫維持のための資金
- III. 国内生産の輸出支援

- IV. 利水農業インフラ及び灌漑システムの技術導入への投資資金
- V. 農村不動産の定着及び生産再編成のための資金
- VI. 環境規制及び産物の無害性に関する規制の履行のための投資
- VII. 栽培、灌漑、収穫、工業加工及びその商品化段階など、農村部における生産プロセス刷新のための支援
- VIII. 投資回収を保証する傍系活動のための資源

第119条

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加をもって、社会銀行の地元参入の長所と開発・民間銀行の持つ規模の経済の長所を活かすことを目的に、社会銀行と政府計画並びに開発・民間銀行との結合が有利に働くようなメカニズムを決定する。更に、農村住民の社会経済的特徴や組織の特性に応える将来性のある地元金融機関に対し、下記を盛り込んだ特別支援を確立する。

- I. 種子資本による支援
- II. 長期投資・融資
- III. 人的・社会的資本の技術援助及び開発計画による支援
- IV. 情報の確立とアクセス
- V. 再融資のメカニズム
- VI. 政府のプログラムに優先的にアクセスできる。

第120条

連邦政府は、開発銀行の優遇金利による農業部門向け資金調達プログラムを補完するためのメカニズムを、これらの銀行の中で推進する。この意味で、基礎産物及び戦略的産物の生産者、または低収入の生産者に優先性が与えられる。

第121条

連邦政府は省庁間委員会を通じ、そして州政府との連絡調整メカニズムを介し、フィージビリティと自給自足の基準に基づき、農村住民の社会経済的特徴や組織の特色に応える地元イニシアチブ（iniciativas）の出現と定着を金融資金で推進・支援しつつ、金融機関のカバー範囲を拡大し得るような農村金融の地元スキームの開発を推進するとともに、政府計画や民間開発銀行、社会開発銀行との連結を助ける。

この目的のため、下記の行動を実施する。

- I. パートナーとの共同責任性と連帯保証、財政持続性という基準の下で、融資、貯蓄、保険の地元プロジェクトの新興と定着を支援し、カバー範囲の大きいこれらのサービスや制度的スキームへの生産者のアクセスを円滑にする。
- II. 自治的かつ分権化された金融システムの創設に向け、生産者の経済団体を技術面・金融面で支援する。
- III. 制度的金融システムのカバー範囲を補完する金融スキームを構築するような生産者団体の人的・社会的資本開発に向けた経済援助を供与する。
- IV. 資本化プロセスを補完するため、収入、生産性、商品化への直接援助手段の資金活用を生産者向けに基準化し円滑化する。

第 122 条

省庁間委員会は大蔵省との連絡調整及び州政府の協力をもって、以下の項目への支援を目的とした基金設立に参加することができる。

- I. 生産者経済団体の投資イニシアチブの資本化
- II. 技術的、経済的、資金的可能性のある農牧、林業、農村開発プロジェクトや計画の立案
- III. 地域戦略面で重要なプロジェクトを支えるための保証の供与
- IV. 上記項目に示される内容への政府計画及び援助の履行

第 123 条

連邦政府は農村金融に関し、適用法令の条件における認識を踏まえつつ、開発銀行と専門公的機関、商業銀行と民間金融機関、社会銀行と農村生産者金融団体との間で農村金融に関する連絡調整の努力を行う。連邦政府は社会銀行の発展に可能性を与えるための措置を制定する。

第 XII 章 危機管理について

第 124 条

省庁間委員会は、生産者やその他の農村部門構成員との危機分担スキームを推進しながら技術変革を促進するが、そのために所轄官公庁を通じ、必要な公的ツールや資源を供給するように努め、更に、開発度の低い国内地域への支援で差別化したスキームを推進する。

第 125 条

連邦政府は農村部門活動における技術変革に固有の危機の管理として、危機保険及び市場保険の掛け金負担に参加協力する生産者へ援助を推進する。これらの経済援助は、相互扶助団体または生産者保険基金や生産者の保険会社を仲介として優先的に渡される。

第 126 条

価格保険や保証の民間サービス及び相互扶助制の開発は、農村部門で実施される農牧活動固有の危機管理のなかで、生産者その他の農村社会構成員を支援すべく、連邦政府によって指導される。保険サービスには生産危機及び気候や保健衛生面の緊急事態危機保証のための手段を含めるよう努めるほか、農村部門の経済活動における重大な危機を管理する一層の能力を生産者に提供することを目的に、為替や市場危機、自然災害による財産喪失の危機管理のための手段によって補足される。

第 127 条

省庁間委員会は州政府並びに社会・民間部門の参加をもって、生産だけでなく市場の危機管理手段を使うことを推進する。生産者の保険サービスへのアクセスを容易にし、制度的保証を拡大することを目的に、省庁間委員会は、生産者の経済団体が保険基金や相互扶助スキームを設立・機能させ、融資や投資基金、その他の危機管理基金への参加につながる援助を獲得できるよう推進する。同様に、為替レートを含め先物市場における価格保証の活用を奨励する。

第128条

省庁間委員会は、生産者の保険サービスへのアクセスを容易にし、その保証を普及させることを目的に、法律の枠内において相互扶助団体や自己保険の機能を持つ保険基金の設立に向けた計画を推進する。また、価格保証管理とそれに固有の専門サービス提供のために、生産者の専門組織の創設を推進する。

第129条

連邦政府は、大統領が必要と判断する官公庁の参加をもって、気象上の緊急事態で被災した農村住民に対応するため、社会平等の基準で管理・運用される基金を創設する。

同基金の財源をベースに、また州政府の参加をもって、気象上の緊急事態の災厄に対処し生産活動に復帰させることを目的に、被害を受けた生産者に支援がなされる。

この基金には連邦政府や、それが妥当な場合には、州政府の公的財源が追加され、奨励計画に充当される資金も随伴する。

第130条

気象緊急事態に対する生産単位の被災指数並びに脆弱性指数を低減させることを目的に、省庁間委員会は州政府と協調し、生産性が低い循環型被災地域における生産再編成計画をまとめる。

第131条

防災計画を制定する目的で、連邦政府は河川流域における危険地図を編纂・更新するものとし、同防災計画には土壌・水の保存事業と主要道路の管理を含める。

第132条

これらの支援は生産再編成計画が必要とされる地域にのみ適用され、それらの地域では州審議会が技術変革、または耕作パターンの変革など、実証済みの持続可能な選択肢を考慮に入れながら決定する。生産再編成のために供与される援助は、州及び管区開発計画で考慮されねばならず、また連邦政府・州政府・市町村政府の諸計画と連絡調整した形で補完的に運用されねばならない。

第133条

連邦政府は、特定地域における自然災害や市場の緊急事態による生産者その他の農村社会構成員を補償することを目的とする援助に努める。その援助形態とメカニズムは特別協同計画の参加者である官公庁と連邦・州・市町村政府によって決定される。

第 XIII 章

経済生産情報について

第134条

農牧業、工業、サービスの生産と市場に参加する生産者と経済活動要員に時宜を得た情報を提供することを目的に、連邦政府は州政府との連絡調整を踏まえ、情報統計地理法の条項に基づき、経済、農

牧業統計、天然資源、技術、技術サービス、工業、同部門のサービスを構成要素とする持続可能な農村開発のための全国情報機構を導入する。

持続可能な農村開発のための全国情報機構は、農牧活動と農村開発の重大な経済状況に関する国際・国内・州・市町村・農村開発管区の情報、需給状況や産物の在庫量や品質、生産見通し、価格等の市場情報、消耗品市場、全般的気象条件と予報情報によって構成される。また、全国農業情報機構や統計地理情報院、その他の情報源からの情報も含める。

第135条

持続可能な農村開発のための全国情報機構は、下記の参加をもって同分野における努力を統括する。

- I. 同セクターにとって有益な情報を生み出す公的機関
- II. 本分野で活動を行っている公共教育機関
- III. 本分野で活動を行っている民間研究所・教育機関
- IV. 国家科学技術審議会（CONACYT）
- V. 該当する国家研究者機構
- VI. 農牧業及びアグロインダストリーの研究技術開発の国際協力機関
- VII. 農牧技術を生み出している国内外企業
- VIII. 農牧研究に従事する国内・国際機関と個人
- IX. メキシコ審議会
- X. 農村生産奨励の目的遂行のために省庁間委員会が必要と判断するその他の参加者

第136条

下記の項目からの情報を考慮しつつ、持続可能な農村開発のための全国情報機構を構成する連邦・州・市町村政府の官公庁の努力を調整し、それらからの情報を収集、システム化するのは省庁間委員会の責任である。

- I. 市町村・地域・州の農牧産品の商品化
- II. 農牧業調査
- III. 国内の農牧産品の商品化
- IV. 国際貿易情報
- V. 気象・天然資源・自然保護地区及び水理地区の情報
- VI. 公共部門全般に関する情報
- VII. 社会又は民間部門の団体や機関及びその他の農村社会構成員に関する情報
- VIII. 技術、技術サービスと管理に関する政府登録システム
- IX. 国際公的機関及び組織との協力メカニズムに関する情報

第137条

持続可能な農村開発のための全国情報機構は、同機構を構成する機関の全ての事務所、州及び農村開発管区、電子媒体や適切な刊行物を通じ自由に閲覧でき、一般公開とする。

持続可能な農村開発のための全国情報機構は、連邦・州・市町村政府、並びに伝播普及のために同機構を構成する機関のインフラを使用しながら、国内・州・市町村・地域・農村開発管区の各レベルで情報を伝播普及する。本省は各農村開発管区に情報課を設立し、あらゆる関係者への公のアクセスを

保障する。

第138条

統合される情報は公共の利益と考慮され、国家の責任である。そのため生産者その他の農村部門構成員に情報の基礎パッケージが用意され、意思決定におけるその自由意思の強化を可能にする。

第139条

持続可能な農村開発に特有の構造改革推進、生産再編成、官公庁の諸計画の施行、市場との連結のため、本省はこの目的のために収斂する連邦・州・市町村政府の官公庁との連絡調整し、社会経済、文化、農学、インフラとサービス、天然資源と生産資源の確保及び品質に関する主要変動要因を考慮に入れながら、ひとつの地域区分化（regionalización）を制定する。

この地域区分化とは、各州の領土内にある、ひとつ、または場合によりそれ以上の管区や市町村にまたがる農村開発管区の地理的区域と理解され、関与する州及び市町村政府の協定の下に、ひとつの行政区画以上の境界範囲として理解することができる。

第140条

連邦政府は、本法律履行のために収斂する州・市政府の官公庁と連絡調整し、国民登録単独番号（C.U.R.P.）を通じ、また法人の場合、連邦納税者登録番号（R.F.C.）を通じ、農村部門の受益者団体及び成員の唯一の住民台帳を作成する。この住民台帳は毎年更新されねばならず、本法律に定める奨励計画や手段の運用のためには同名簿への登録が必要となる。

第141条

連邦政府は、第39条、50条の定めに従い、技術、サービス提供者、農業食品会社、農村部門関連の資材販売代理店の登録台帳を編纂し、並びに、研究者及び進行中の農村研究とその成果の一覧表を作成する。

第142条

本省は、この目的のために収斂する連邦・州・市町村政府の官公庁と連絡調整し、前条に基づき、農村部門の受益者団体や成員の単独住民台帳に登録するための支援を農村社会構成員に与える。

第XIV章 経済組織及びシステム—プロダクツについて

第143条

連邦政府は州・市町村政府との連絡調整メカニズムを通じ、生産者及びその他農村社会構成員の経済的社会的協同組合や組織を推進することから出発し、農村における社会資本の開発を推進、奨励する。これら生産者及びその他農村社会構成員は、持続可能な農村開発の関係者間における効率的かつ公平な連携を達成するため、生産—消費連鎖の促進と連結化を図りながら自由・自発的・民主的に提携する権利を有する。

上記事項は、経済的社会的に脆弱な農村住民とその組織を優先し、下記を通じて達成する。

- I. 農村向け政府計画、その他の政策に関する研修及び普及のための農村社会組織の設置
- II. 技術者及び指導者層の研修
- III. 農村社会のあらゆる階層における生産・社会組織の推進
- IV. 持続可能な生産と農村開発のための協同形態の設立
- V. 生産・社会組織の制度的強化
- VI. 農村社会組織の対話、管理、交渉能力向上の推進
- VII. 省庁間委員会がメキシコ審議会の参加の下に決定するもの

第144条

農村における経済・社会組織及び協同組合は、民間・社会部門を問わず次の優先課題を持つ。

- I. 農村開発奨励政策の立案、設計、施行への農村社会構成員の参加
- II. 農村社会と連邦・州・市町村政府間の取り決め並びに合意のメカニズムの確立
- III. 自己管理能力や交渉能力及び生産者の市場へのアクセスの強化、そして付加価値生産プロセス、援助や補助金、経済・生産情報へのアクセス能力の強化
- IV. 生産—消費チェーンに参加する経済主体間の効率的かつ公平な生産的繋がりを達成するため、生産—消費チェーンを促進し連結化する。
- V. 仲介コストの低減及び各種サービス、生産物の販売、資材購買へのアクセスを促す。
- VI. 生産・労働・技術・企業・農業面の研修プロセスの範囲と質の向上を図り、経済活動の多様化を求め、農村企業の設立と定着、雇用創設を推進しながら、農村開発過程において生産者を助長し支援する。
- VII. 憲法及び適用法の定めを遵守し、生産再編成並びに零細農民の地所や圃場の再整備計画を通じて、農村の生産単位の統合または密集化を推進する。
- VIII. 本法律に定める持続性の判断基準を遵守し、社会・経済組織の参加と公約による環境保全と改善のため、天然資源をより効果的に使用し、より良い用途を推進する。
- IX. 家族的生産単位及び農村の女性と若者の労働グループを強化する。

第145条

農業法で規定されている社会・経済組織及び部門には関係なく連邦・州・連邦区の現行法で規定されているものは社会・経済組織の合法的形態として認定される。

第146条

本法律の効力のために、経済・社会組織の構成員とみなされている共同体のエヒード（共有農地）の成員及び貧困な状況にある小農民は、本法律に定める援助計画の優先的対処の対象となる。

計画法の効力のために、本省は、本章に述べる組織が全国・州・市町村・農村開発管区内における活動へ参加するよう推進する。

第147条

省庁間委員会は全国農牧業登録サービスを設置し、本章に述べる組織は同サービスへの権利を有する。同登録は、本法律によって規制される内容及び畜産組織法やその他の適用法で考慮されているものに

ついて、公式証明書の効果を発揮する。

第148条

連邦政府は農村の経済活動や生産・社会開発プロジェクトに参加する社会・民間組織の設立、経営、強化を支援、推進する。そのために連邦歳出予算において具体的な当該予算措置を盛り込む。

上記の支援は次の規定に従うものとする。

- I. 適用法に従い、有効性を持ち機能している組織に与えられる。
- II. 生産及び社会開発プロジェクトにおける活動計画の内容に応じて与えられるが、これらは所轄官庁によって評価される。
- III. 援助の対象となるために、組織はその様々な異なるレベルにおいて、生産者の協同化促進、技術者層の育成、戦略的調査、組織の制度的強化と定着等に関わる具体的な必要性と活動計画を提出する。

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加の下、支援供与のための運用規則を取りまとめて公布し、関心のある組織に向けて公募を告示し、その後、公募結果を公布する。

第149条

省庁間委員会はメキシコ審議会の分科会として、農牧生産者、アグロインダストリー生産者、販売業者、その組織の参加をもって、下記事項を目的とするシステムープロダクツの組織化と統合を推進する。

- I. 我が国の農牧生産計画を取り決める。
- II. 我が国の市場傾向や諸条件に応じ、各産物の拡大計画と質量面の戦略的展開計画を確立する。
- III. 各システムの生産連鎖統合のために戦略的提携や協定を確立する。
- IV. 現物の在庫を操作することなく、商取引や契約締結に適用される基準や手続きを決定するための措置や合意を確立する。
- V. 輸入の関税、割当て、形態の決定に参加する。
- VI. 産物の特質と量、価格、決済方法、国家の支援を決定するための第一次生産者、加工業者、異なるレベルの政府間の取り決めに係るメカニズムを作り出す。システムープロダクツ委員会は生産連鎖を形成する経済主体間の恒常的な計画やコミュニケーション、取り決めに係るメカニズムを構築する。

省庁間委員会は、アグロインダストリー計画及び市場開発拡大計画の取り決めに向けたシステムープロダクツの機能を推進する。システムープロダクツ委員会を通じ、連邦政府は、品質基準と標準相場の判断基準に基づく契約や協定条件で、参加者による開発・採用を通じ、契約生産方式及び戦略的提携を推進する。

第150条

各基礎産物又は戦略的産物毎にひとつのシステムープロダクツ全国委員会が設置され、同委員会はその本部で採択された合意をメキシコ審議会に提議する。

各システムープロダクツ用としてそれぞれひとつの全国委員会が、当該システムープロダクツの責任機関の代表一人をもって設置され、同代表は、所轄公共機関の代表、生産者組織の代表、生産―消費チェーンに直接関与する工業・サービス商工会議所の代表及び全国委員会のメンバーが定める内部規

約に基づくその他の代表とともに同委員会を主宰する。

システムプロダクツ委員会は全国委員長と、この目的のために委員会から合同選出された非政府系メンバー、一人による代表をメキシコ審議会に送り込む。

第151条

システムプロダクツの地域委員会の創設を推進する。その主な目標は州計画の内容及び全国システムプロダクツの合意との一致を図りながら、地域内における生産を計画・組織し、生産・生産性・収益性の向上を促進することにある。

第152条

システムプロダクツは、構成員の合意の下、現行規定の枠内で、参加する生産チェーンのより一層の発展を達成するために適用し得る措置を決めることができる。

第153条

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加の下、農村部門経済組織振興国家計画のガイドラインを設定する。

第XV章

社会福祉厚生及び疎外地帯への優先的対処について

第154条

連邦政府の諸計画は、保健、社会治安、教育、栄養摂取、住宅、男女平等、若者・高齢者・弱者グループ、農業の日雇い労働者・季節移動労働者への対応、先住民の権利、文化、娯楽等の社会福祉厚生要因の適切な統合を推進し、それらは公平という判断基準によって適用されねばならない。

これらの計画を進めるため、連邦行政府は、州政府との協約並びに州政府を通じた市町村政府との協約を通じ、貧困を克服し社会的連帯や相互扶助制及び協力を奨励するため、社会組織と合同で特別協同計画を策定する。

上記計画が効力を有するために、明確ではあるが制限的ではない方法で、憲法及び適用法令の条項に基づき、下記の指針に従う。

- I. 市町村当局は定期的に教育に関する地元及び地域の必要性の目録を作成し、市町村審議会を通じ、上級決定機関に対しそのプロポーザルを作成する。
- II. 地元機関は特別教育プロジェクトを提出する。疎外されたグループに対処するためのプロジェクトは、移動部隊、集中学校、寄宿舎、地域収容施設その他あらゆる正規・非正規の教育形態を通じて、季節的な状況やその環境特有の状況に見合うものとし、農村の地域区分化の基準や、民族・人口的な特質、環境や社会条件の基準に対応するものとする。
- III. 同様に、公民教育、合法性の文化、農村における非合法性や組織犯罪に対する効果的な撲滅を特に推し進めるためのカリキュラム枠外のプログラムが施行される。
- IV. 連邦行政府が適用する食餌、栄養、学童朝食のプログラムは、最も支援の必要性の高い国民への対応が優先され、同時にこれらのサービスの生産、準備、配給のために受益者自身を組織す

- る。
- V. 市町村審議会は、保健面での予防措置の必要性や風土病の組織的対処、流行病への緊急行動のため移動部隊の必要性を把握し、地域パッケージをまとめ、地域農村の臨床医学の優先課題を確立し、それらを特別協同計画に織り込む。
 - VI. 連邦政府は農村における住宅不足の低減に向けた行動を奨励し融資するために、全国農村住宅基金を創設する。そのため、この基金に農村地帯における住宅の建設、建増し、改築を融資する機能が与えられる。同様に、そのための設備整備や公的サービスの建設に対しても融資する機能が与えられ、建設に地元資材や適正技術を使用し、雇用を創設し農牧活動と補完し合えるような計画の実施に恩恵が与えられる。エヒード不動産への援助や中規模都市と大都市圏の保留地の創設に対しても連邦政府より特別の注意が払われねばならない。
 - VII. 農牧部門にある弱者グループ、特に、土地の有無を問わず、先住民、若者、女性、日雇い労働者、身体障害者への対応に向け、生産性推進施策を援助施策や所轄官庁が担当する基礎インフラの整備、更に農民世帯の所得季節性に対応する季節労働計画と結びつけ、経済活動を通じ、独自の問題点やその克服の可能性に焦点を当てたプログラムが策定・施行される。
 - VIII. 個人の自由を毀損することなく、持続可能な農村開発審議会はそれぞれの所轄に応じて、保健並びに教育所轄官庁が定める農村における人口政策の奨励活動に貢献する。家族計画プログラムがその所轄領土・行政範囲の中で、家族の尊厳の完全な尊重のもとに実施され、我が国の資源のより良い活用と国民の生活条件向上を達成することを目的に、質の高いサービス提供を容易にし得る人口増加の合理的規制と定住パターンの推進に向けられるよう、監視し確認することがその責任範疇におかれる。
 - IX. 農村全般、特に、高危険度のランクに位置し不測事態の目録に入っている農村は、災害発生時の予防、救援、復旧、農村住民支援のための市民防災計画を推進するため、市民防災市町村営部隊に代表を送り込み、直接参加しなければならない。ボランティアグループの統合と訓練の計画・実施についても同様である。

第 155 条

特別協同計画の枠内で、国家は、極貧条件によって特徴付けられる高度及び極度の疎外地域の弱者グループを優先し、援助を推進する。これらの援助の対象となることは、特別協同計画の一環を成す他の計画へのアクセスを生産者に制限するものではない。

第 156 条

連邦労働法や社会保険法に定める条項の枠内で、農村の経済・社会組織はメキシコ社会保険庁 (IMSS) と締結する任意加盟協定を通じ、その組織構成員に社会保険を付与することができる。IMSS は社会連帯制度の枠内で極貧にある国民の加盟プログラムを推進する。

第 157 条

メキシコ社会保険庁は農業労働者である先住民や高度な疎外地帯の季節労働者及びその経済条件が極貧に位置付けられる全ての農民世帯を加盟させる恒常的プログラムを策定する。社会保険法は上記の者達を社会連帯制度の枠内で、そのサービスを受ける有資格者として認定する。

第158条

給与労働者向けの義務制度の場合には、連邦労働法と社会保険法の規定に従う。

第159条

本法律の定めを履行すべく、最も高い疎外性をもつ市町村の生産者と共同体への優先的対応は、社会正義と公平を目指し、それら地域の住民の文化的価値観や慣例、習慣を尊重する生産に照準を合わせる。

特別協同計画は本法律第15条の規定の枠内で、その活動や雇用の多様性、地域生産者と市場を結ぶ取引コストの低減を推進することを目的に、農民経済の特徴である様々な兼業活動やその所得構成を考慮に入れる。

第160条

省庁間委員会は、この目的のために設定される指標や基準に基づき、メキシコ審議会及び州政府の参加の下、農村開発の優先的対処地域を決定する。これらの地域はその性質上、特別協同計画と一致性をもつ連邦行政計画の優先的考慮対象となる。

第161条

優先的対処地域の促進のために連邦政府が策定する諸計画は、下記の目的等に向けた行動及び施策を盛り込むものとする。

- I. 資材、機器、作業機、家畜種等などの資産へのアクセスを通じ、生産性を推進する。
- II. 人による労働の効率性向上を可能にするような家庭の生産的財産を増やす援助を供与する。
- III. 技術移転や適合理化への支援を通じ、生産単位の農業環境条件や社会経済条件に適した生産技術へのアクセスを増やす。
- IV. 農牧に関連しない労働についての研修や、普及、特に生産単位の総合的かつ持続可能な運営に特に必要な研修を含んだ研修や総合的技術援助を通じ、既存の資源、特に社会的・人的資本の生産性向上に貢献する。
- V. 農家裏庭生産や自給自足用生産の強化と多様化への支援を通じ、家族の食餌状況と経済を改善する。
- VI. 工業化工程を取り入れるための農村企業の設立と開発を支援し、産物に付加価値をつけることを可能にする。
- VII. 生産—消費チェーンの連結を改善し、収入源を多様化する。
- VIII. 製造業やサービス業的性格の非農牧活動や、そのような機会を得ることによって経済多様化を推進する。
- IX. 農村社会機関、基本的に、生産目的をもつ協力や提携に根差した機関を強化する。
- X. 金融・資材・生産物・労働・サービス市場への敏捷かつ好機のアクセス
- XI. 集団で使用する天然資源の持続可能な活用を推進する。
- XII. 非伝統産物の生産と市場開発

第162条

農牧部門に係る弱者グループ、特に、土地の有無を問わず、民族、若者、女性、日雇い労働者、身体

障害者への対応に向け、生産性推進施策を援助施策や基礎インフラの整備、更に農民世帯の所得季節性に対処するための季節労働プログラムと結びつけた経済活動と合わせて、特別協同計画の条件に従って、独自の問題点やその克服の可能性に焦点を当てた計画が策定・施行される。

第 163 条

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加をもって、人権擁護や国内移住する国民への援助に向けた特別計画、並びに出身地での定着に向けた対策を提言する。

第 XVI 章

農村生産の持続性について

第 164 条

社会的に許容される方法による生産の経済的可能性の達成と同様に、天然資源の合理的使用及び保全と改善を達成するためには、持続性が生産活動を奨励する上での主導的判断基準となる。

土地を生産目的で使用する者は、土地の適合性と生産者の社会経済的条件に応じて、生産性の保全または向上を保証するような技術と作物を選ばなければならない。

牧草地使用の場合、動物負荷に関する政府勧告を遵守し、必要な場合には、家畜数を増加する場合にはその理由を正当化しなければならない。

第 165 条

前条の規定に従い、連邦・州・市町村政府が妥当と判断した場合、土壌の特質と生産潜在力に基づき、最適の土壌使用並びに土壌と水の保全・改善に最も適した生産プロセスを奨励する。

第 166 条

省庁間委員会は所轄官庁を通じ、そしてメキシコ審議会の参加の下、既存技術と技術勧告に従い、牧草地の能力及びその条件の向上に最も適した家畜負荷の指定に向けた規制と奨励措置を講ずる。

第 167 条

生産振興計画は、生産者に更に大きな生産力のある生産の選択肢や経済的・環境的採算性のある生産の選択肢を提供し、火の使用や汚染物質の排出によって生じる危険低減という目的に対処する。

第 168 条

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加の下、水を大切にす文化の育成に向けたプログラムを推進する。

異なるレベルの政府が施行する灌漑技術導入の諸計画は、生産の持続性を保証するために資源利用を調整するという組織や生産者の公約に応えるかたちで、地下水資源の過剰開発または水質悪化が記録されている地域に優先的な対策が講じられる。

第169条

連邦政府は、本法律第53条に定める契約を通じ、水とエネルギー使用の最大効率化と持続可能な生産性を増大するような生産技術採用のために、振興計画を通じ、財・サービスの生産者を支援する。

第170条

天然資源の弱体化、悪化または過剰使用により必要と判断される場合、省庁間委員会はメキシコ審議会の参加の下、優先的に対処すべき生産再編成地域を決定する。

第171条

連邦政府は州・市町村政府と連絡調整し、農業・畜産・林業の実践を通じ、土壌と水の最高効率の使用に基づく生産活動への変換を実現することを目的に、再編成地域、特に盆地の高所部分に所在する生産者を優先的に支援し、持続可能な生産を保障するとともに、災厄及び自然災害による人命や財産喪失の低減を達成する。

第172条

生産振興政策及び施策は、生産の実践や技術の許容をめぐる生産者の意見を考慮し、市場機会を調整しつつ、資源活用について持続性に関する判断基準を優先する。

森林法の規定に従い、環境天然資源省は、脆弱な土地でどちらかという林業に適した土地を指定するための手続きを確立する。このような土地では国家の支援と行動は、本法律第53、57条の規定を基に、持続可能な土壌管理のための技術や作物の選定に向けられる。

第173条

持続性の判断基準を遵守し、国家は農業関連法令の規定の枠内で再整備した後、土壌の適合性や市場への配慮を行い、かつ天然資源の保全と使用に適した生産技術の使用により、生産単位の大きさが採算性のあるような開発になるようにする目的で、農村生産単位の再整備を推進する。

農用地の再整備に向けた行動を実行することを選び、加えて農村開発計画に参加しようという農村地主はそれぞれの計画の枠内で、本法律に定める援助を優先的に受け取るものとする。

第174条

本章の規定の履行のために推進される生産単位の再整備過程では、人間定住地の規則、生態系均衡及び一般的に適用しうる全てにおいて、農業中核組織及び特恵的権利やそれに類するものに係る農業法規に定める決定が尊重されねばならない。

第175条

カテゴリーの如何に係わらず、自然保護地区を不法に占拠する、または居住するエヒード農民、共有牧地を持つ村人、先住民、地主または地所占有者は、生態均衡環境保全一般法、野生生物一般法、メキシコ公定基準その他の適用法令の規定に従い、経済事業や活動を開発するための許可、承認、利権譲渡を取得するための優先権が与えられる。

連邦政府は、関係者がそのプロジェクトを形成し、政府援助にアクセスできるよう技術的・法律的補佐を提供する。

第176条

農業中核及び先住民、地主は生態均衡環境保全一般法、野生生物一般法及び生物多様性と遺伝資源の使用、抽出、利用、占有に係る全ての適用基準の規定で認められている行動を実施することができる。省庁間委員会はメキシコ審議会の参加の下、国内の生物多様性を国家財産とし、その完全性を保障するために必要な措置を講ずる。これらには自然条件下、並びに生産者による栽培条件の下で生まれた組織及び先住民社会や農民共同体の知的所有権保護を含める。

第177条

自然を保護し管理するための諸契約は、生態均衡環境保全一般法及び野生生物一般法の規定に従い、法的有効性を取得するために環境天然資源省の承認を必要とする。

第 XVII 章

食糧の安全供給と主権について

第178条

国家は、不遇な社会グループがアクセスできるように促進し、国内生産に優先権を与え、国民に対する食糧及び基礎・戦略的産物供給に努力するための措置を講ずる。

第179条

省庁間委員会がメキシコ審議会とシステムプロダクツ委員会の参加を得て毎年または臨時に決定する例外、追加、形態を考慮した上で、下記が基礎・戦略的産物と考慮される。

- I. とうもろこし
- II. 砂糖キビ
- III. インゲン豆
- IV. 小麦
- V. 米
- VI. ソルガム
- VII. コーヒー
- VIII. 卵
- IX. 牛乳
- X. 牛肉、豚肉、鶏肉
- XI. 魚類

第180条

連邦政府は、本法律第110条の定めに従い、生産奨励や持続可能な農村開発に向けた諸計画や行動並びに国際協定や条約が、前条に示される産物の生産と供給を通じて、食糧の無害性、安全保障、主権を推進することを目的に、その農牧政策を指揮しなければならない。

第 181 条

省庁間委員会は、メキシコ審議会・州・地域の審議会及び持続可能な農村開発に関与するその他主体や成員の積極的な参加をもって、本法律の前条の規定履行を評価する責務を負う。

第 182 条

食糧の主権と安全供給のための行動は、それに関係する全ての生産者と関係者を網羅し、食糧の生産連鎖の統合を推進しなければならない。

第 183 条

食糧の安全供給と主権という要求を満たすため、連邦政府は生産地帯において下記の側面での行動ラインを推進する。

- I. 基礎・戦略的産物の国内需要の把握及びそこから出発して需要をカバーするため同部門の諸計画を指導し、輸出向け余剰生産の可能性並びに輸入の必要性を決定する。
- II. 供給を保障するための農村、または商業における行動の策定を可能にし得る診断作成のため、食糧に関連する危険要因を見つける。
- III. 研修や技術援助行動の決定及び食糧連鎖における研究プロジェクトの推進
- IV. 食糧の品質を改善・保証し、その商業的促進を実施するための行動の推進
- V. 基礎食糧向けあるいは国際市場向けを問わず、産物のタイプによる、生産者側からの生産性と品質の公約の確立
- VI. 農産食品連鎖の様々な段階における持続可能な実践についての手引き書の作成と普及
- VII. 同部門の生産活動から派生する環境コスト評価のための環境保護計画や、行動の整備
- VIII. 第 180 条に言及する農産食品生産計画の履行を保障するような、経済・金融・商業的确实性に向けた措置の適用

第 XVIII 章

農村社会が供給する産物に係る調停仲裁の全国サービスについて

第 184 条

省庁間委員会はメキシコ審議会の参加の下、農村部門における調停仲裁のための全国サービスを推進する。同サービスは、品質・量・市場機会、金融サービス、技術サービス、機械設備、生産の技術と財に関して、生産連鎖と市場の側面的な全ての取引で当事者に确实性と信頼性を与え、発生する対立を解決することを目的とする。

第 185 条

農村部門における調停仲裁のための全国サービスは、経済組織や経済主体の参加を得て、かつ国内の所轄学術機関による裁定への支援を得て連邦政府が制定する規範によって運営されるものとし、下記の目標をもつ。

- I. 国内外市場における農村からの産物と、生産の技術・金融・財・サービスを対象とし、紛争解決の任意仲裁システムと商業ルールを社会・民間部門の生産者の間で推進する。

- II. 二人またはそれ以上の当事者のプロポーザルを伝達及び交換し、農村部門に関する商業的性質のあらゆる契約あるいは協定の調印、または調整を補佐するため、仲裁人として働く。
- III. 関連法規に基づき、農村部門の枠内で商業的性格の法的行為、契約、協定から派生する紛争解決、更にサプライヤー、輸出業者、輸入業者、消費者間に発生する紛争解決において、当事者の要請により、仲裁者及び調停者として働く。
- IV. 商業活動においてシステムプロダクツの参加者を法律的に補佐し、当事者の要請により、生産連鎖と収穫後を通じて締結される取引の結果から発生する紛争を解決する。
- V. 連邦度量衡標準化法に基づいて認定されるよう、仲裁部門の新設を推進する。
- VI. その細則が決定するその他の内容。

第 186 条

省庁間委員会は農村部門における調停仲裁のための全国サービスが最も支援を必要とする地域にまで最大限広がるよう支援し、業務の規範枠及び連邦度量衡標準化法に則り、仲裁部門の認定を付与する。同様に、発生する費用が生産連鎖の参加者から拠出される場合に限り、個々のシステムプロダクツ向けに常設仲裁委員会を設置することができる。

省庁間委員会は、場合により、所轄機関を通じ、その部門の長が発行する合意をもって、具体的な案件または産物のための仲裁サービスを提供する。

第四篇 経済援助

第 187 条

省庁間委員会は、メキシコ審議会の参加の下、本法律及び適用基準の定める枠内で、農村で実施される生産、再編成、工業化、投資活動に税制優遇措置を付与することを提言する。

第 188 条

連邦・州・市町村政府が提供する経済援助は、補助金供与のためにメキシコ合衆国憲法第 28 条に定める普遍性、一過性、公共財政保護の判断基準、並びに国際協定や条約の調印でメキシコ政府が締結した公約に従う。

本省及びその他の連邦行政機関が策定する諸計画、並びに持続可能な農村開発を達成するために連邦行政機関と州・市町村政府の間で合意する諸計画は、農牧、非農牧活動奨励に向けた援助、移転、優遇措置の枠組みを確立し、それらは下記の目的を有する：国内生産を強化し、食糧、原材料、製品、農村地帯で実施される各種サービスの貿易収支を強化する。生産連鎖の構造調整を推進し、農牧・林・漁業その他農村社会に従属する生産者の不平等な条件を軽減する。経済グローバル化の中で収益性と競争力を達成する。

本法律第 22 条に定める指針を履行するために必要な各種計画や施策は、連邦歳出予算案の中で考慮される。これらの計画の運営規定は、本省及び農牧の振興と持続可能な農村開発に参画するその他官公庁を通じ、省庁間委員会によって提起される。

第189条

連邦行政府が起草する歳出予算案は、企画法第40条の定めにより、短中期的に決定された国家開発計画、相互関連性のある部門別計画及び特別協同計画に定める目的、目標、優先課題の点で一致しなければならない。連邦行政府が提示する上記の予算案や施策では、持続可能な農村開発を推進するために様々な官公庁と州の行動を連絡調整する必要性が勘案される。

第190条

前条の効力及び連邦予算・会計・公共支出法の第4条、13条の定めに従い、予算措置は次の科目を含むことができる。

- I. 生産者の生産単位における投資及び資材向けの民間資産の購買、並びに生産者の資産改善のための臨時雇用への支払いに向けた援助、林業と植林開発への援助、諸計画及び本法律の定めに従って決定される条件による農村への直接援助
- II. 商品化の問題を抱える選定可能な収穫物のための商品化及び資金調達への援助、危険保証援助、開発銀行その他の基金による信用供与、農業保険、社会企業助成基金、貧困撲滅のための政府・非政府地域基金
- III. 基礎及び利水農業インフラ、電化、農村道路、植林、土壌保全、流域の復元、研究と技術移転、技術援助や農牧保健衛生計画を含めた生産的公共資産の供給
- IV. 乾燥地帯、疎外地帯、再編成地帯、並びに気象的緊急事態によって打撃を受けた地帯の生産者への援助
- V. 天然資源の保全と、維持の技術を使った活動を推進する農村生産者に供与される経済優遇措置

第191条

本法律の規定を履行するために生産者に供与される援助は、生産者の所得や雇用創設、同部門の競争力を強化することを目的に、農牧活動の生産性や開発及び農村企業の設立と定着を推進する。

生産者への援助供与は下記の基準を遵守する。

- I. 連邦政府官公庁によって各種計画、並びに施策のために決定される運営規則に準じた、確実に一時的性格のものであること
- II. 外国との通商協定若しくは国内政策から派生した不平等な競争によって国内生産が打撃を受けるような場合、生産構造や市場構造の不均衡な関係から派生する地域的及び国際的不均衡を補償することに貢献。
- III. 生産者の普遍的性質あるいは形態、または受益者の地理的所在地、社会経済的レベルにより格差のある特性についての綿密な指摘
- IV. 国家開発計画の枠内で提唱される変革推進に必要な指導に配慮しながら需要を優先的に対処。
- V. 国家と社会の間の共同責任性を保障し、公共支出の効果倍増を目的に、連邦・州・市町村の財源及び受益者自身の資金の持ち寄り
- VI. アクセスを可能とするための規則の普及及び受益者毎の援助金額、種類の公布を通じて行う透明性
- VII. 経済的・社会的インパクトから見た評価と実現可能性、管理の効率性、供与のための規則の妥当性
- VIII. 援助の仕向け先や供与のための規則に基づいた、援助使用に関する生産者と機関の責任

附則

第一条

本法律は官報公布の翌日から発効する。

第二条

本法律に反する全ての規定は廃止される。

第三条

1988年1月28日付官報で公布された農村開発管区法は廃棄される。

第四条

1981年1月2日付官報で公布された農牧業振興法は廃棄される。共有危険信託基金はその設立規則のうちの今日まで有効な規定並びに本法律に定める条件に従い、その機構と機能が維持されるものとする。

第五条

2000年12月27日に議会で承認され、その発布と公布のために連邦政府に送られた農村開発法は失効する。

第六条

連邦政府は本法律発効より6か月以内に、本法律に示す細則並びに必要なその他の行政規則を発布する。同様に、規定通りの履行のために組織的、構造的、機能的性格の調整措置を講じる。

第七条

持続可能な農村開発に向けたメキシコ審議会の設立と、持続可能な農村開発に向けた省庁間委員会の設置は本法律の官報公布日から起算して6か月の期限を有する。

第八条

システムプロダクツ委員会の設置は本法律の官報公布日から起算して6か月の期限を有する。

第九条

本法律に定める機構及び事業（サービス）の設立は、本法律の官報公布日から起算して6か月の期限を有する。

第十条

大統領は、現連邦政府政権の憲法委任統治が終了するまでの期間に相当する持続可能な農村開発に向けた特別協同計画を策定、公布するため、本法律施行日より起算して6か月の期限を有する。メキシコ連邦区、2001年11月13日、下院議長ベアトリス・エレナ・パレデス・ランヘル、上院議長ディエゴ・フェルナンデス・デ・セバジヨス・ラモス、下院書記マルタ・シルビア・サンチェス・ゴ

ンサレス、上院書記マリア・ルセロ・サルダニャ・ペレス

メキシコ合衆国憲法第 89 条第 I 項の規定に従い、かつその規定通りの公布と遵守のため、メキシコ市連邦区の連邦行政府官邸に於いて 2001 年 12 月 3 日本令を發布する。ビセンテ・フォックス・ケサダ—署名—内務大臣サンティアゴ・クリール・ミランダ—署名—。